

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口の状況

新潟県、村上市、胎内市、聖籠町、新発田市における2015年～2020年の人口は表 3.2.1に示すとおりである。いずれも若干の減少傾向がみられる。2020年10月1日における日本の総人口は1億2,614万6千人で、前年に比べ21万人（0.99%）減と9年連続減少している。2020年の新潟県の人口は、-1.0%の減少と県別人口増減率では41位である。

表 3.2.1 新潟県、事業実施想定区域及びその周囲の人口動態

区分	年	前年からの人口動態 (当該前年10月～当該年9月)			人口（人、各年10月1日時点）		
		自然増加	社会増加	増 減	総 数	男	女
新潟県 全体	2015年	-11,980	-6,176	-18,156	2,304,264	1,115,413	1,188,851
	2016年	-12,615	-5,793	-18,408	2,285,856	1,107,073	1,178,783
	2017年	-14,114	-5,621	-19,735	2,266,121	1,097,865	1,168,256
	2018年	-15,364	-5,700	-21,064	2,245,057	1,088,255	1,156,802
	2019年	-16,511	-6,542	-23,053	2,222,004	1,077,660	1,144,344
	2020年	-16,358	-5,900	-22,258	2,201,272	1,068,670	1,132,602
村上市	2015年	-576	-576	-1,003	62,442	29,824	32,618
	2016年	-635	-262	-897	61,545	29,405	32,140
	2017年	-749	-454	-1,203	60,342	28,805	31,537
	2018年	-786	-419	-1,205	59,137	28,225	30,912
	2019年	-737	-304	-1,041	58,096	27,737	30,359
	2020年	-660	-309	-969	57,418	27,474	29,944
胎内市	2015年	-211	-31	-242	30,198	14,611	15,587
	2016年	-242	-36	-278	29,920	14,519	15,401
	2017年	-218	-233	-451	29,469	14,304	15,165
	2018年	-234	-129	-363	29,106	14,157	14,949
	2019年	-285	-211	-496	28,610	13,948	14,662
	2020年	-316	-140	-456	28,509	13,959	14,550
聖籠町	2015年	-23	34	11	14,040	7,018	7,022
	2016年	-3	-55	-58	13,982	6,973	7,009
	2017年	-7	6	-1	13,981	6,978	7,003
	2018年	-5	49	44	14,025	7,003	7,022
	2019年	-33	23	-10	14,015	7,020	6,995
	2020年	-28	-63	-91	14,259	7,172	7,087
新発田市	2015年	-524	-196	-720	98,611	47,412	51,199
	2016年	-587	-84	-671	97,940	47,191	50,749
	2017年	-630	-126	-756	97,184	46,832	50,352
	2018年	-670	-247	-917	96,267	46,460	49,807
	2019年	-752	-176	-928	95,339	46,064	49,275
	2020年	-754	-68	-822	94,927	45,963	48,964

資料：「統計ボックス（新潟県人口移動調査）」2022年4月1日データ収集（新潟県ホームページ）

#### (2) 産業の状況

##### ① 産業構造

全国、新潟県、村上市、胎内市、聖籠町、新発田市の産業別就業者数は、表 3.2.2に示すとおりである。これらの地域では、全国と比較し、第1次産業及び第2次産業に従事する人

口比率が高い。

表 3.2.2 産業別就業者数 (H27国勢調査)

		都道府県名	全国	新潟県	新潟県			
		都道府県・市区町村名			村上市	胎内市	聖籠町	新発田市
労働力人口 (総数)	15歳以上人口	(人)	109,754,177	2,018,538	55,745	26,675	11,931	86,488
	15歳以上労働力人口	(人)	61,523,327	1,184,716	31,356	15,377	7,394	50,878
	労働力率	(%)	60.00	59.91	56.55	58.27	63.27	59.76
労働力人口 (男)	15歳以上人口	(人)	52,879,791	968,122	26,361	12,813	5,876	41,251
	15歳以上労働力人口	(人)	34,772,144	661,109	17,399	8,683	4,206	28,495
	労働力率	(%)	70.88	69.93	66.44	68.66	73.45	70.34
労働力人口 (女)	15歳以上人口	(人)	56,874,386	1,050,416	29,384	13,862	6,055	45,237
	15歳以上労働力人口	(人)	26,751,183	523,607	13,957	6,694	3,188	22,383
	労働力率	(%)	50.01	50.72	47.70	48.70	53.48	50.16
15歳以上就業者数		(人)	58,919,036	1,140,840	30,337	14,838	7,056	48,890
15歳以上就業者数/15歳以上労働力人		(%)	95.77	96.30	96.75	96.49	95.43	96.09
産業大分類別就業者数	A 農業, 林業 (うち農業)	(人)	2,067,952	64,057	2,772	1,518	652	3,276
	B 漁業	(人)	2,004,289	62,886	2,581	1,504	651	3,214
	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	(人)	153,747	1,660	249	10	14	10
	D 建設業	(人)	22,281	1,775	42	65	4	35
	E 製造業	(人)	4,341,338	113,017	3,675	1,544	1,103	5,081
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	(人)	9,557,215	208,283	5,790	3,655	1,347	9,049
	G 情報通信業	(人)	283,193	7,759	154	49	114	292
	H 情報通信業	(人)	1,680,205	14,226	97	87	46	401
	I 運輸業, 郵便業	(人)	3,044,741	52,903	1,263	676	513	2,580
	J 卸売業, 小売業	(人)	9,001,414	183,663	4,327	1,832	915	7,439
	K 金融業, 保険業	(人)	1,428,710	22,391	433	152	78	727
	L 不動産業, 物品賃貸業	(人)	1,197,560	13,523	193	87	60	408
	M 学術研究, 専門・技術サービス業	(人)	1,919,125	24,901	455	194	93	893
	N 宿泊業, 飲食サービス業	(人)	1,919,125	24,901	455	194	93	893
	O 生活関連サービス業, 娯楽業	(人)	3,249,190	60,640	1,630	585	301	2,495
	P 教育, 学習支援業	(人)	2,072,228	42,228	1,122	580	271	2,136
	Q 教育, 学習支援業	(人)	2,661,560	47,990	1,088	489	190	2,065
	R 医療, 福祉	(人)	7,023,950	143,026	3,782	1,785	692	5,979
	S 複合サービス事業	(人)	483,014	13,584	590	215	47	610
	T サービス業(他に分類されないもの)	(人)	3,543,689	62,732	1,426	664	394	2,420
U 公務(他に分類されるものを除く)	(人)	2,025,988	39,312	1,022	528	173	2,039	
V 分類不能の産業	(人)	3,161,936	23,170	227	123	49	955	
産業3部門	第1次産業就業者数 (A+B)	(人)	2,221,699	65,717	3,021	1,528	666	3,286
	第2次産業就業者数 (C~E)	(人)	13,920,834	323,075	9,507	5,264	2,454	14,165
	第3次産業就業者数 (F~S)	(人)	39,614,567	728,878	17,582	7,923	3,887	30,484
	第1次産業就業者の割合	(%)	3.98	5.88	10.03	10.38	9.50	6.86
	第2次産業就業者の割合	(%)	24.97	28.91	31.57	35.77	35.02	29.55
	第3次産業就業者の割合	(%)	71.05	65.21	58.39	53.84	55.47	63.59
職業大分類別就業者数	A 管理的職業従事者	(人)	1,394,894	27,636	777	291	1,025	159
	B 専門的・技術的職業従事者	(人)	9,380,461	156,479	3,322	1,675	6,288	696
	C 事務従事者	(人)	11,206,028	196,085	4,058	2,032	7,226	960
	D 販売従事者	(人)	7,410,702	134,571	3,085	1,284	5,466	676
	E サービス職業従事者	(人)	6,856,820	140,365	4,064	1,733	6,123	808
	F 保安職業従事者	(人)	1,086,118	18,883	501	227	1,157	95
	G 農林漁業従事者	(人)	2,145,116	61,632	2,743	1,429	3,076	626
	H 生産工程従事者	(人)	2,145,116	61,632	2,743	1,429	3,076	626
	I 輸送・機械運転従事者	(人)	7,960,081	191,465	5,599	3,311	8,519	1,299
	J 建設・採掘従事者	(人)	2,009,402	45,303	1,398	684	2,270	506
	K 建設・採掘従事者	(人)	2,591,087	66,129	2,437	921	3,165	577
	L 運搬・清掃・包装等従事者	(人)	3,897,093	80,062	2,135	1,127	3,644	613
M 分類不能の職業	(人)	2,981,234	22,230	218	124	931	41	

資料：「平成27年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局ホームページ）  
 国勢調査は5年に1回のためH27（2015）年版が最新となる。

② 農業

新潟県、村上市、胎内市、聖籠町、新発田市の農業産出額（2019年）は表 3.2.3に示すとおりである。

表 3.2.3 農業算出額（2019年）

（単位：千万円）

項目	県市町	全国	新潟県	村上市	胎内市	聖籠町	新発田市
農業産出額①+②+③		89,370	24,778	2,017	1,084	200	2,339
①耕種	小計	56,562	20,400	805	565	195	1,177
	米	16,431	15,038	674	353	100	1,006
	麦類	508	0	x	x	x	x
	雑穀	75	10	0	0	-	0
	豆類	690	117	5	8	3	6
	いも類	2,370	332	9	12	1	11
	野菜	22,520	3,211	87	95	55	105
	果実	8,741	924	7	10	34	12
	花き	3,080	468	x	62	0	29
	工芸農作物	1,553	97	1	25	2	9
	茶	409	1	1	0	-	-
その他作物	595	0	x	x	x	x	
②畜産	小計	32,372	4,379	1,211	519	5	1,162
	肉用牛	7,385	356	27	27	0	36
	乳用牛	9,247	568	15	18	5	116
	生乳	7,797	459	13	17	x	104
	豚	6,619	1,256	252	233	-	417
	鶏	8,334	2,064	917	242	0	593
	鶏卵	4,546	1,716	876	238	0	507
	ブロイラー	3,621	0	x	-	-	x
その他畜産物	787	5	0	-	-	-	
③加工農産物		436	1	1	0	-	-

注)1:「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの及び「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。  
注)2:統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。  
全国産出額は、国内1719市町村別農業産出額を合算した  
新潟県産出額は、県内市町村別農業算出額を合算した  
資料：「令和元年市町村別農業産出額（推計）」（e-Set）

③ 林業

新潟県、村上市、胎内市、聖籠町、新発田市での所有形態別林野面積は表 3.2.4に示すとおりである。

表 3.2.4 市町村別林野面積

(単位：ha)

新市区町村	合計	国有			民有							
		計	林野庁	林野庁 以外の 官庁	計	独立行政 法人 等	公有					私有
							小計	都道府 県	森林整 備法人 (林業・ 造林公 社)	市区町 村	財産区	
新潟県	802,757	224,780	222,620	2,160	577,977	8,412	77,628	6,471	10,576	54,460	6,121	491,937
村上市	93,235	29,587	29,586	1	63,648	793	3,296	277	1,158	1,298	563	59,559
胎内市	15,842	10,713	10,713	-	5,129	28	509	18	224	240	27	4,592
聖籠町	205	-	-	-	205	-	67	16	-	51	-	138
新発田市	27,929	15,940	15,792	148	11,989	218	1,061	129	165	708	59	10,710

注) 1: 単位未満四捨五入のため、各数の計と合計は一致しない場合がある。  
2: 林野庁については、平成 31 年度有効の森林調査簿データ(樹立時)による。  
官行造林地については、平成 31 年度有効の森林調査簿データ(樹立時)による。  
3: 国有林のうち、林野庁以外については、防衛施設局、財務局及び国土交通省所管である。  
4: 民有林については、平成 31 年度有効の地域森林計画(樹立時)による。  
[-] 該当事実のないもの

資料：「2020農林業センサス」(e-Set)

## ④ 水産業

令和2年(2020年)の新潟県、事業実施想定区域及びその周囲の村上市、胎内市、聖籠町及び新発田市での漁業種別漁獲量及び魚種別漁獲量は表 3.2.5及び表 3.2.6に示すとおりである。新潟県全体の漁獲量に占めるそれぞれの市町村の割合は、村上市(7.59%)、胎内市(0.11%)、聖籠町(0.31%)、新発田市(0.09%)である。

表 3.2.5 漁業種類別漁獲量

漁業種別	県市町	新潟県	村上市	胎内市	聖籠町	新発田市
		数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)	数量(t)
沖合底びき網		×	×	-	-	-
小型底びき網		2,449	927	-	24	×
船びき網		581	100	-	-	×
遠洋かつお・まぐろまき網		×	-	-	-	-
近海かつお・まぐろまき網		-	-	-	-	-
大中型1そうまき網その他		-	-	-	-	-
中・小型まき網		-	-	-	-	-
その他の刺網		1,487	48	19	23	8
さんま棒受網		-	-	-	-	-
大型定置網		3,862	-	-	-	-
小型定置網		1,027	398	-	×	-
その他の網漁業		×	-	-	-	×
遠洋まぐろはえ縄		-	-	-	-	-
その他のはえ縄		×	8	-	-	-
遠洋いか釣		-	-	-	-	-
近海いか釣		×	-	-	-	-
沿岸いか釣		237	×	-	-	-
ひき縄釣		61	14	-	-	×
その他の釣		204	44	2	×	×
採貝・採藻		871	125	10	-	1
その他の漁業		2,472	537	1	1	0
合計		29,323	2,227	32	91	27
割合(%)		-	7.59%	0.11%	0.31%	0.09%

資料：「北陸農林水産統計年報 平成30～令和元年」(北陸農政局ホームページ)

表 3.2.6 (1) 魚種別漁獲量

項目	新潟県	村上市	胎内市	聖籠町	新発田市
	数量 (t)				
1 くろまぐろ	101	x	-	-	-
2 みなみまぐろ	-	-	-	-	-
3 びんなが	0	-	-	-	-
4 めばち	x	-	-	-	-
5 きはだ	x	-	-	-	-
6 その他のまぐろ類	-	-	-	-	-
7 まかじき	-	-	-	-	-
8 めかじき	-	-	-	-	-
9 くるかじき類	-	-	-	-	-
10 その他のかじき類	1	x	-	-	-
11 かつお	12,894	-	-	-	-
12 そうだかつお類	92	0	-	-	-
13 さめ類	20	2	-	-	-
14 さけ類	279	219	6	0	-
15 ます類	6	4	0	0	-
16 このしろ	5	0	-	1	-
17 にしん	-	-	-	-	-
18 まいわし	114	9	1	1	0
19 うるめいわし	8	-	-	-	-
20 かたくちいわし	0	-	-	-	-
21 しらす	-	-	-	-	-
22 まあじ	1,156	68	2	29	1
23 むろあじ類	0	-	-	-	-
24 さば類	567	17	0	3	2
25 さんま	x	-	-	-	-
26 ぶり類	1,580	63	0	3	1
27 ひらめ	319	105	2	10	6
28 かれい類	569	204	2	5	3
29 まだら	604	124	-	0	-
30 すけとうだら	20	1	-	-	-
31 ほっけ	126	7	-	-	-
32 きちじ	-	-	-	-	-
33 はたはた	87	65	-	-	-
34 にぎす類	340	22	-	-	-
35 あなご類	x	-	-	-	-
36 たちうお	x	1	-	0	0
37 まだい	565	86	1	2	0
38 ちだい・きだい	147	43	-	0	0
39 くらだい・へだい	28	3	1	1	0
40 いさき	0	-	-	-	-
41 さわら類	94	28	0	5	2
42 すずき類	103	40	0	2	1
43 いかなぎ	-	-	-	-	-
44 あまだい類	54	29	-	1	1
45 ふぐ類	324	57	-	0	0
46 その他の魚類	1,565	246	6	22	6

表 3.2.6 (2) 魚種別漁獲量

項目	新潟県	村上市	胎内市	聖籠町	新発田市
	数量 (t)				
47 いせえび	-	-	-	-	-
48 くるまえび	1	0	-	0	-
49 その他のえび類	392	11	-	-	0
50 ずわいがに	175	48	-	-	-
51 べにずわいがに	2,088	x	-	-	-
52 がざみ類	4	0	1	1	0
53 その他のかに類	23	x	0	-	-
54 おきあみ類	-	-	-	-	-
55 あわび類	17	6	-	-	-
56 さざえ	398	6	-	-	-
57 あさり類	-	-	-	-	-
58 ほたてがい	-	-	-	-	-
59 その他の貝類	325	98	10	-	1
60 するめいか	486	16	-	-	-
61 あかいか	-	-	-	-	-
62 その他のいか類	150	15	-	1	0
63 たこ類	176	17	1	1	0
64 うに類	0	-	-	-	-
65 海産ほ乳類	1	-	-	-	-
66 その他の水産動物類	114	11	-	1	0
67 こんぶ類	-	-	-	-	-
68 その他の海藻類	202	21	-	-	-
漁獲量合計	29,323	2,227	32	91	27

資料：「北陸農林水産統計年報 平成30～令和元年」（北陸農政局ホームページ）

また、新潟県全体での内水面漁獲量は、表 3.2.7に示すとおりである。また、さけの漁獲等に関する情報は、表 3.2.8のとおりである。

表 3.2.7 新潟県の内水面漁獲量（2020年調査）

魚種	漁獲量 (t)	%
さけ類	209	50.9
さくらます	1	0.2
その他のさけ・ます類	9	2.2
あゆ	18	4.4
こい	40	9.7
ふな	56	13.6
うぐい・おいかわ	2	0.5
はぜ類	1	0.2
その他の魚類	37	9.0
しじみ	12	2.9
その他の水産動植物類	26	6.3
合計	411	-

資料：「内水面漁業生産統計調査」（e-Set）

表 3.2.8 令和3年度日本海におけるさけ捕獲採卵漁獲速報（令和4年2月28日現在）

	捕獲数(A)			採卵数(B)		
	本年度 (尾)	前年同期 (尾)	前年比 (%)	本年度 (千粒)	前年同期 (千粒)	前年比 (%)
新潟県	68,754	127,072	54	26,926	33,289	81
秋田県	20,138	45,731	44	18,466	30,345	61
山形県	69,554	141,061	49	34,863	48,057	73
富山県	11,537	22,550	51	8,742	18,526	47
石川県	3,857	6,103	63	4,927	5,470	90

	漁獲数(C)			漁獲量(D)		
	本年度 (尾)	前年同期 (尾)	前年比 (%)	本年度 (kg)	前年同期 (kg)	前年比 (%)
新潟県	26,159	82,121	32	87,167	269,527	32
秋田県	44,274	96,667	46	129,573	288,600	45
山形県	25,021	79,779	31	79,007	259,159	30
富山県	2,954	5,781	51	8,868	17,351	51
石川県	1,688	3,533	48	5,065	10,599	48

	目廻り(D/C)			総来遊数(A+C)			漁獲金額(E)		
	本年度 (kg)	前年同期 (kg)	前年比 (%)	本年度 (尾)	前年同期 (尾)	前年比 (%)	本年度 (千円)	前年同期 (千円)	前年比 (%)
新潟県	3.33	3.28	102	94,913	209,193	45	91,824	208,609	44
秋田県	2.93	2.99	98	64,412	142,398	45	112,450	199,525	56
山形県	3.16	3.25	97	94,575	220,840	43	81,356	191,486	42
富山県	3.00	3.00	100	14,491	28,331	51			
石川県	3.00	3.00	100	5,545	9,636	58	3,993	5,648	71

資料：国立研究開発法人 水産研究・教育機構ホームページ

⑤ 事業所数

2016年調査の経済センサスに基づく、新潟県、事業実施想定区域及びその周囲の村上市、胎内市、聖籠町及び新発田市での公務を除く全産業の事業所数、従業員数は表 3.2.9に示すとおりである。

表 3.2.9 事業所及び従業員の状況

項目		新潟県	村上市	胎内市	聖籠町	新発田市
総数	事業所数	107,780	3,202	1,295	596	4,062
	従業者数(人)	990,765	24,469	12,100	11,105	37,464
個人	事業所数	45,345	1,622	619	197	1,898
	従業者数(人)	115,845	3,832	1,586	528	5,271
法人	事業所数	62,443	1,580	676	399	2,164
	従業者数(人)	874,974	20,637	10,514	10,577	32,193
法人ではない団体	事業所数	731	15	6	2	27
	従業者数(人)	2,988	26	19	10	109
売り上げ(収入)金額資産額(百万円)		16,339,008	275,967	208,435	237,661	333,443

資料：「平成28年経済センサス活動調査」(総務省統計局)

⑥ 産業別売上

2016年調査の経済センサスに基づく、新潟県、事業実施想定区域及びその周囲の村上市、胎内市、聖籠町及び新発田市での公務を除く全産業の売上試算値は表 3.2.10に示すとおりである。

表 3.2.10 産業別売上

(単位：百万円)

県名 市町村	新潟県	新潟県				
		村上市	胎内市	聖籠町	新発田市	
<b>合計</b>	9,766,681	192,805	192,805	192,805	192,805	
一次産業 (A~B)	68,915	6,713	4,778	297	30,099	
二次産業 (C~E)	3,141,852	85,087	39,558	114,051	155,606	
三次産業 (F~R)	6,555,914	93,710	37,224	41,696	203,876	
産業分類別売上	A~B 農林漁業	68,915	6,713	4,778	297	30,099
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	9,149	X	X	-	-
	D 建設業	1,140,406	45,137	23,926	23,067	70,618
	E 製造業	1,992,297	39,950	15,632	90,984	84,988
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	75,826	-	X	-	X
	G 情報通信業	128,528	275	139	-	486
	産業分類別売上	H 運輸業、郵便業	395,419	8,890	2,311	9,347
I 卸売業、小売業		3,914,123	43,127	13,572	27,199	115,156
J 金融業、保険業		245,361	1,445	70	20	4,367
K 不動産業、物品賃貸業		109,470	1,104	577	447	2,994
L 学術研究、専門・技術サービス業		66,391	2,093	443	211	3,430
M 宿泊業、飲食サービス業		153,994	8,219	2,548	552	16,474
N 生活関連サービス業、娯楽業		431,883	6,822	3,140	844	9,069
O 教育、学習支援業		137,976	1,836	1,090	150	4,957
P 医療、福祉		556,804	13,416	7,120	1,817	25,946
Q 複合サービス事業		167,526	X	4,822	20	X
R サービス業(他に分類されないもの)		172,613	6,483	1,392	1,089	7,555

注1：単位未満四捨五入のため、各数の計と合計は一致しない場合がある。

注2：容器「X」は、集計対象となる事業所(企業などの数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。

資料：「平成28年経済センサス活動調査」(総務省統計局)

### 3.2.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用

事業実施想定区域及びその周囲の土地利用状況は、表 3.2.11に示すとおりである。新潟県では、雑種地その他が最も多く52.2%、山林・原野が全体の28.3%、田・畑が15.2%を占める。

表 3.2.11 土地利用状況

項目	新潟県		村上市		胎内市		新発田市		聖籠町	
	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)								
総数	1,258,423	100	117,426	100	26,489	100	53,311	100	3,758	100
田	157,830	12.5	6,888	5.9	3,614	13.6	10,059	18.9	1,085	28.9
畑	33,933	2.7	1,714	1.5	1,073	4.1	1,800	3.4	488	13.0
宅地	50,929	4.0	1,672	1.4	1,182	4.5	2,440	4.6	830	22.1
池沼	2,688	0.2	9	0.0	18	0.1	26	0.0	4	0.1
山林	331,971	26.4	24,576	20.9	15,278	57.7	6,528	12.2	190	5.0
原野	24,139	1.9	1,002	0.9	413	1.6	602	1.1	43	1.2
雑種地 その他	656,934	52.2	81,566	69.5	4,911	18.5	31,855	59.8	1,118	29.7

資料：「新潟県主要指標 市町村別（第1章）」（新潟県総務部総務課）

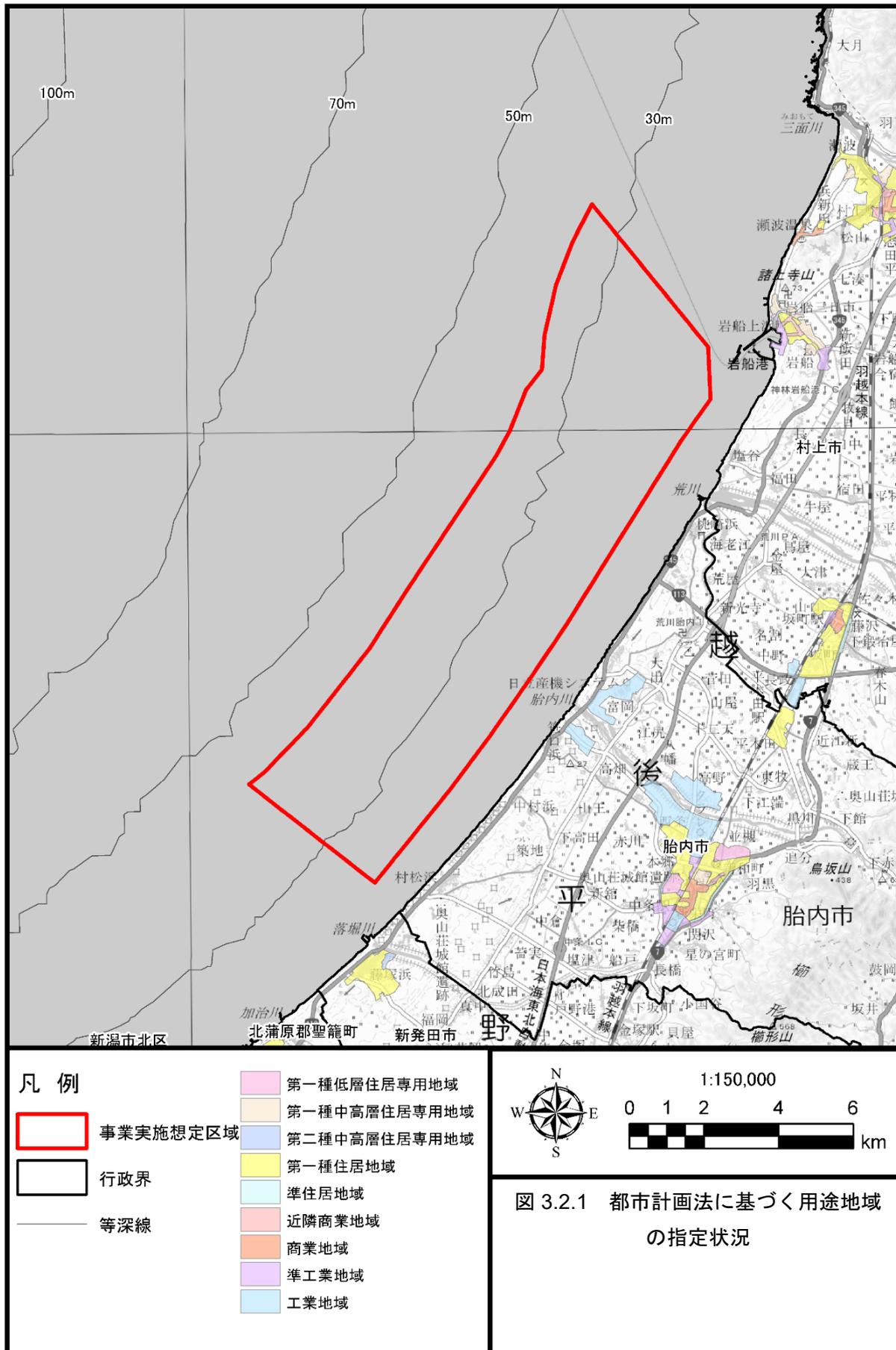
#### (2) 土地利用計画

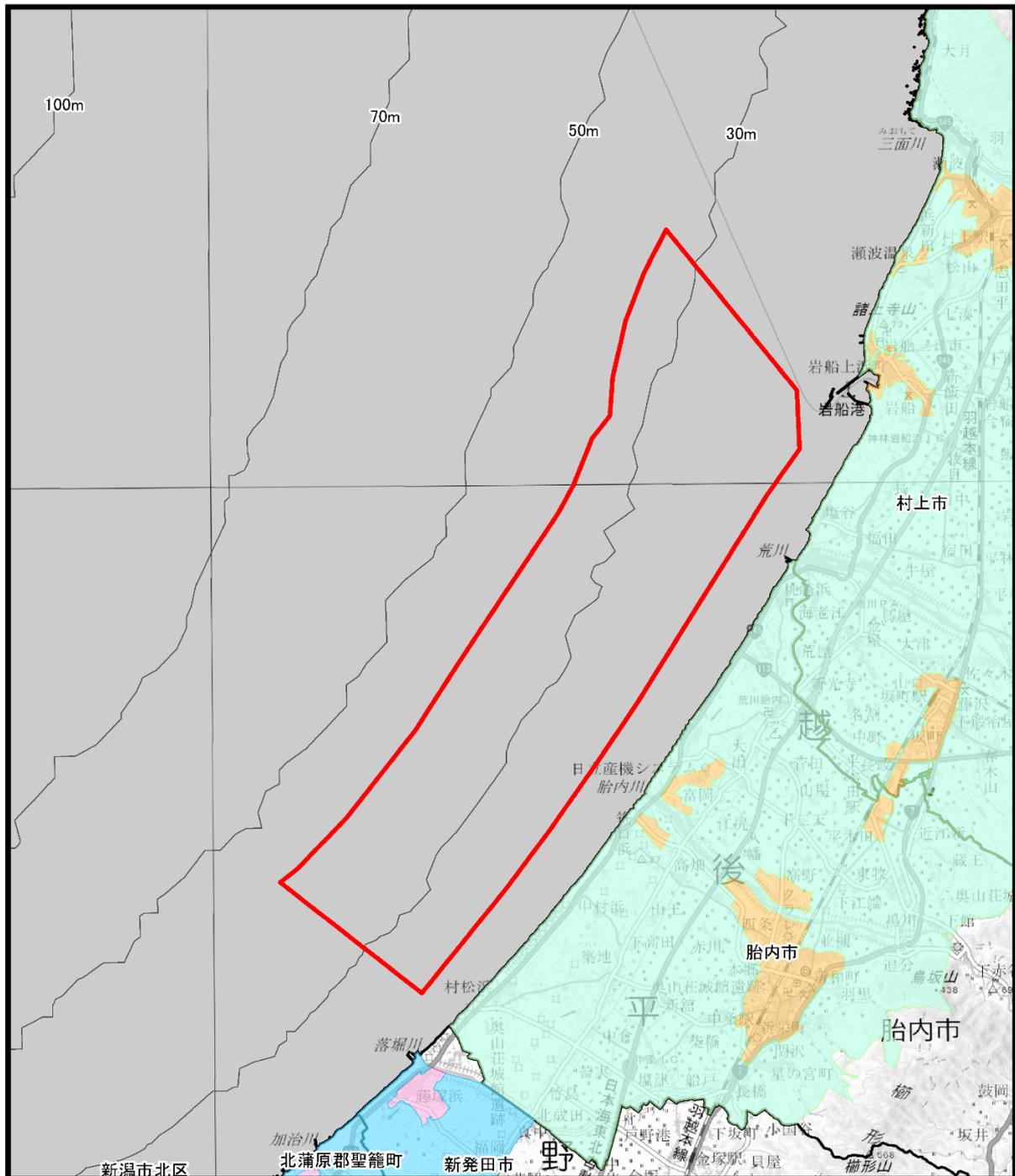
##### ① 都市計画法

事業実施想定区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域のうち最も近い箇所は、村上市においては準工業地域、胎内市においては準住居地域、新発田市においては第一種住居地域である（図 3.2.1参照）。

##### ② 国土利用計画法

事業実施想定区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）第9条に基づく「土地利用基本計画」の地域の指定状況は、図 3.2.2～図 3.2.5に示すとおりであり、森林地域が隣接しているとともに、事業実施想定区域の北東側に自然公園地域が存在する。



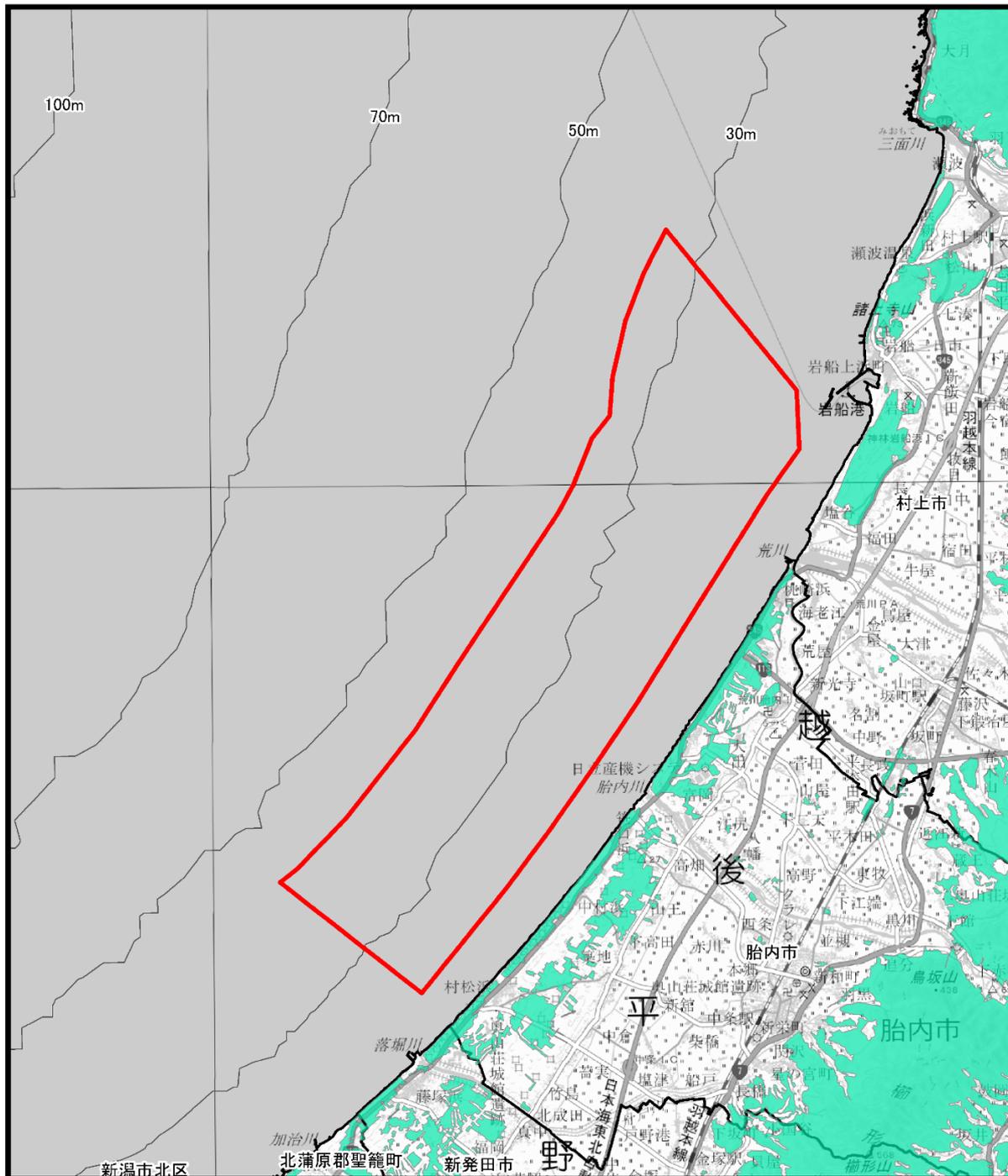


凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他用途地域
- 用途未定設定



図 3.2.2 国土利用計画に基づく  
土地利用の指定状況  
(都市地域)

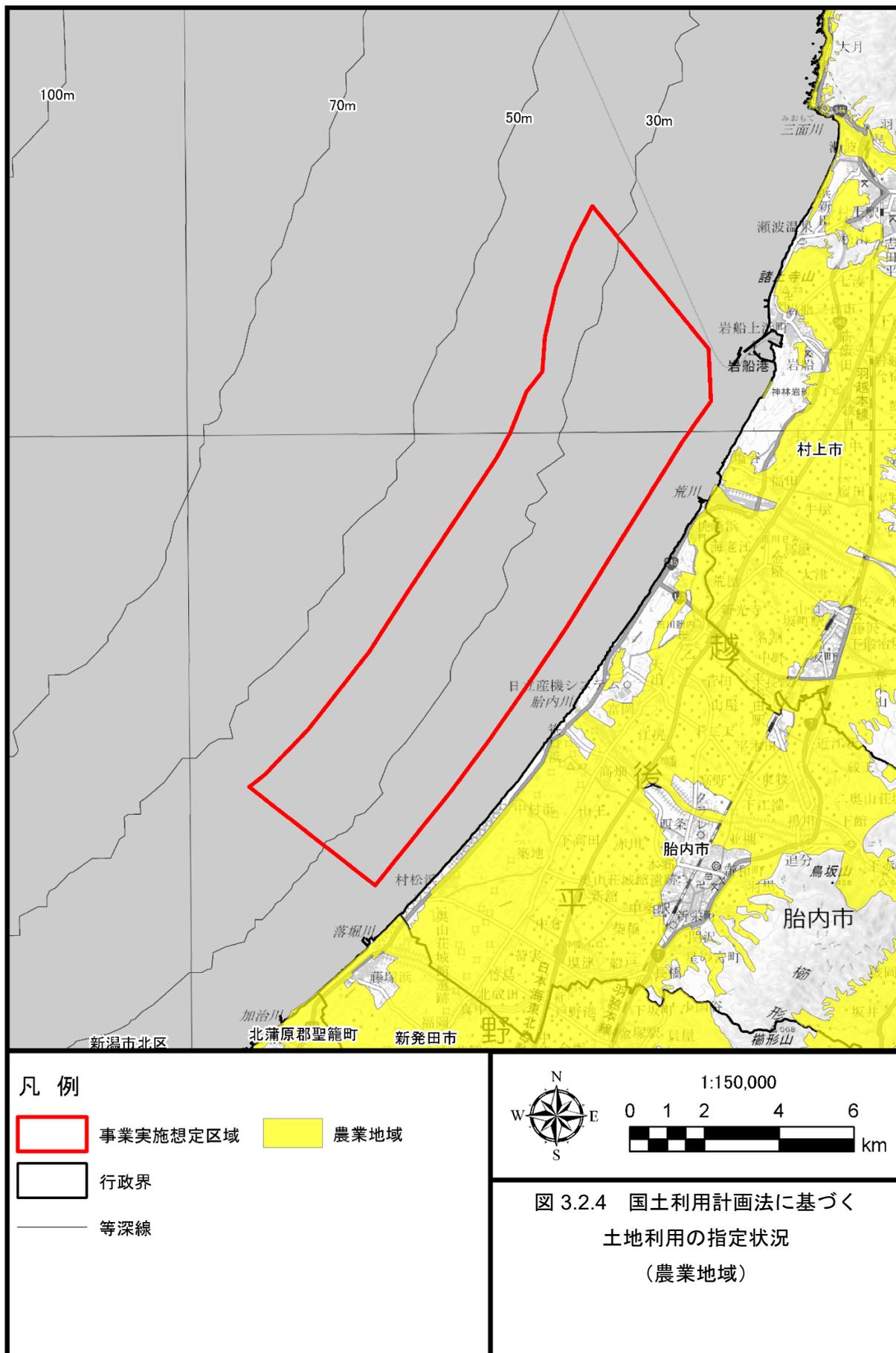


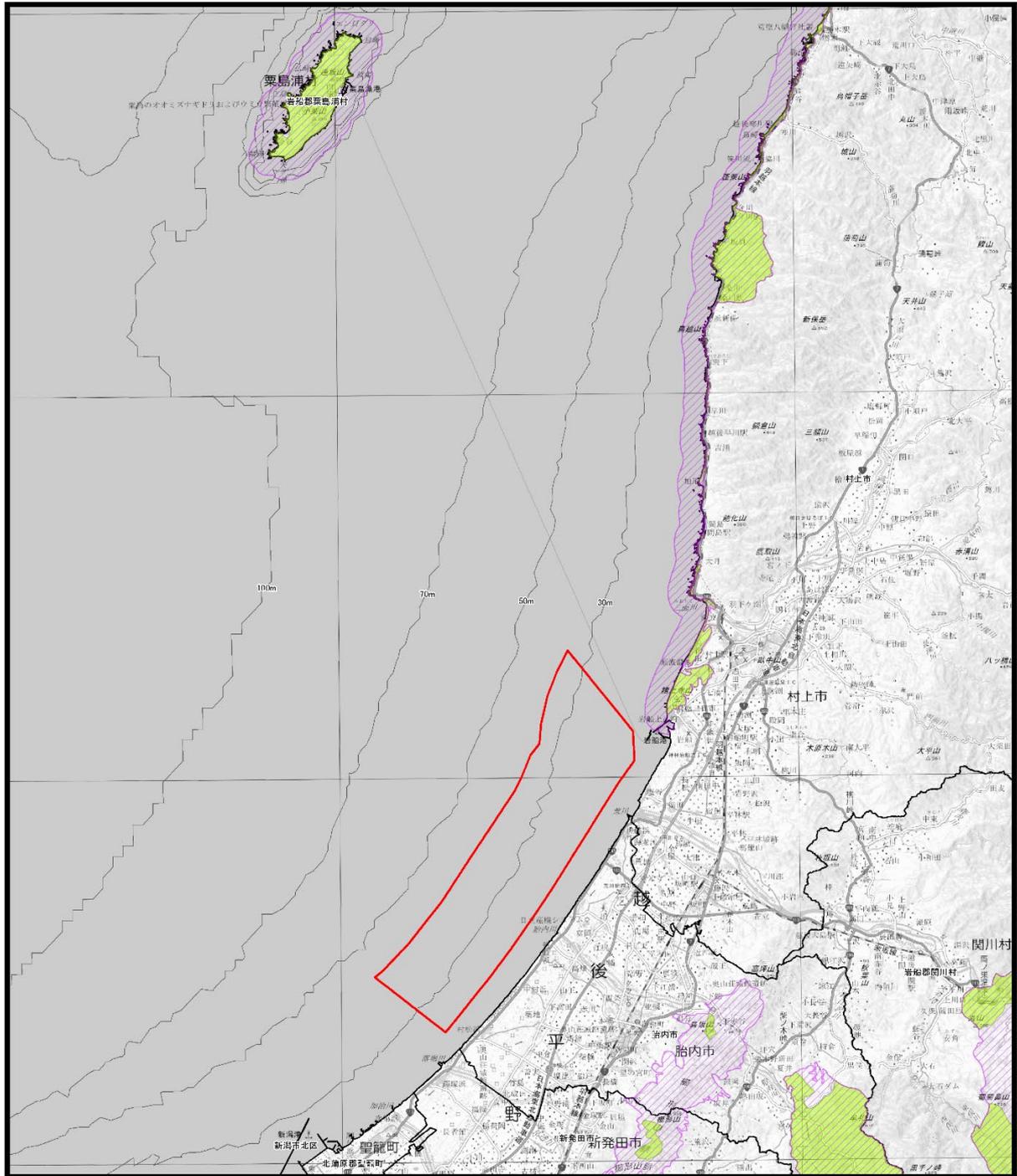
凡例

- 事業実施想定区域
- 森林地域
- 行政界
- 等深線



図 3.2.3 国土利用計画法に基づく  
土地利用の指定状況  
(森林地域)





凡例

- |   |          |   |        |
|---|----------|---|--------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 自然公園地域 |
|  | 行政界      |  | 特別保護地区 |
|  | 等深線      |  | 特別地域   |



1:300,000



図 3.2.5 国土利用計画法に基づく  
土地利用の指定状況  
(自然公園地域)

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川、湖沼及び地下水（水道原水としての利用状況）

事業実施想定区域及びその周囲の村上市、胎内市、聖籠町及び新発田市における上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道の現況は表3.2.12に示すとおりである。また、その水源の内訳は表3.2.13に示すとおり、村上市と胎内市では、それぞれ村上市役所上下水道課、胎内市役所上下水道課が上水供給し、表流水及び地下水を利用している。新発田市と聖籠町では、新潟東港地域水道用供給事業団が管理し、新発田市は上水供給による表流水及び地下水の利用に加え、阿賀野川のダム放流水を利用しており、聖籠町は、受水槽による浄水が用いられている。

表 3.2.12 上水道の現況

市町村名	行政区域内 総人数	給水人口（人）				水道普及率 （%）
		上水道	簡易水道	専用水道	合計	
村上市	59,646	49,352	9,642	0	58,994	98.9
胎内市	29,184	22,924	5,414	611	28,949	99.2
聖籠町	13,973	13,793	51	0	13,844	99.1
新発田市	96,544	94,652	0	675	95,327	98.7

資料：「新潟県水道ビジョン（令和3年3月）（資料編）」（新潟県福祉保健部 生活衛生課）

表 3.2.13 上水道事業における水源内訳（取水量）（平成29年度）

事業主体 名	上水道・簡易水道 合計（千 m3/年）							合計
	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	浄水 受水	その他	
村上市	201	307	7,157	1,869	-	-	-	9,534
胎内市	1,202	-	762	2,565	-	-	-	4,529
聖籠町	-	-	-	-	-	1,760	-	1,760
新発田市	7,469	-	132	1,570	-	6,667	-	15,838

資料：「新潟県水道ビジョン（令和3年3月）（資料編）」（新潟県福祉保健部 生活衛生課）

#### (2) 内水面（漁業利用状況）

##### ① 漁業協同組合

事業実施想定区域及びその周囲における新潟県内水面漁業協同組合連合会に所属する漁業共同組合は表3.2.14で示すとおりである。

表 3.2.14 事業実施想定区域及びその周囲における漁業協同組合

組合名	組合住所	漁場番号
三面川鮭産漁業協同組合	〒958-0862 新潟県村上市若葉町 15-1	内共第3号（三面川）
荒川漁業協同組合	〒959-3103 新潟県村上市荒島 144-24	内共第4号（荒川）
胎内川漁業協同組合	〒959-2806 新潟県胎内市下赤谷 245-1	内共第5号（胎内川）
加治川漁業協同組合	〒959-2415 新潟県新発田市住田 510 番地	内共第6号（加治川）

資料：「新潟県内水面漁業協同組合連合会ホームページ」

② 漁業権

事業実施想定区域及びその周囲における内水面の漁業利用においては、表 3.2.15に示すとおり漁業権免許が付されている。

事業実施想定区域及びその周囲における設定状況は、図 3.2.6に示すとおりである。

表 3.2.15 事業実施想定区域周辺の内水面における漁業権設定状況

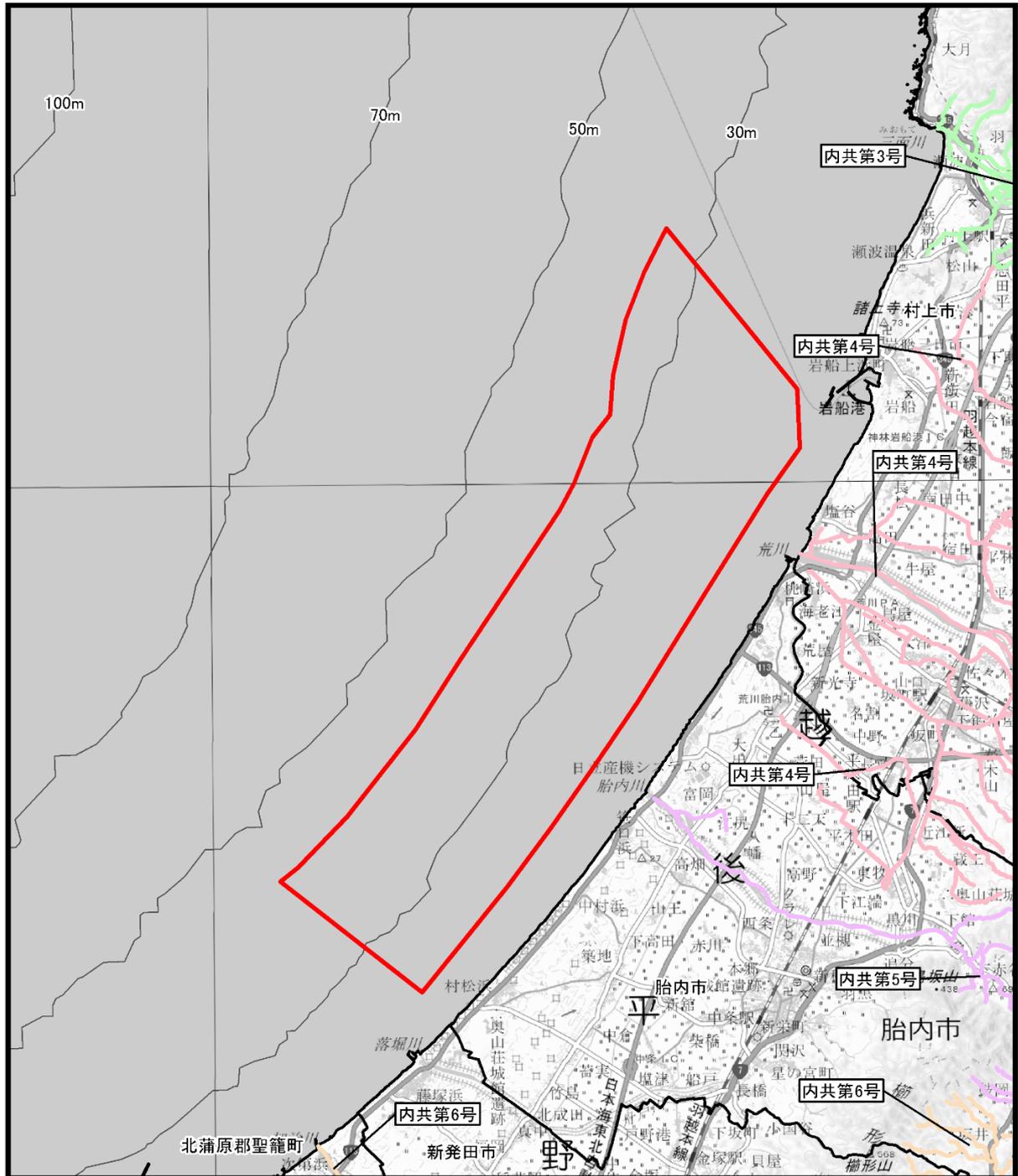
区分	内水面
免許の種類	共同漁業権
	第5種共同漁業権
漁場番号	内共第3～6号
対象魚	あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ、さくらます、かじか、わかさぎ、うなぎ、もくずがに、にじます

資料：「新潟県漁業調整規則」（新潟県）  
「新潟県告示第1083号 内水漁業権」（新潟県）

参考：漁業権の種類※

分類	種類	説明
共同漁業権		共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利。第1～5種に分かれる。
	第1種	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物（いせえび、うに等）を目的とする漁業
	第2種	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業（小型定置、固定式刺網漁業等）
	第3種	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業、つきいそ漁業等
	第4種	特定海面において営む寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であって第5種以外のもの
	第5種	内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又はイの湖沼に準ずる海面において営む漁業であって第1種共同漁業権以外のもの（増殖が義務付けられている。）
定置漁業権		定置漁業とは、主として回遊性の魚類の採捕を目的とする漁業であって、一定の場所に網その他の漁具を敷設し、垣網等に沿って自然に魚介類が身網に陥入したものを漁獲するものをいう
区画漁業権		区画漁業（養殖業）を営む権利。第1～3種に分かれる。
	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等）
	第2種	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業（築堤式養殖業等）
	第3種	一定の区域内において営む養殖業であって、第1・2種以外のもの（地まき式の貝類養殖業）

※（九州漁業調整事務所ホームページ）より



凡例

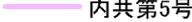
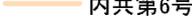
- |   |          |   |
|---|----------|---|
|  | 事業実施想定区域 | <b>内水面漁業権(河川)</b>   |
|  | 行政界      |  内共第3号 |
|  | 等深線      |  内共第4号 |
|   |          |  内共第5号 |
|   |          |  内共第6号 |



図 3.2.6 内水面の漁業権の設定状況

(3) 海域（漁業利用状況）

① 漁業協同組合

事業実施想定区域及びその周囲における新潟県漁業協同組合連合会に所属する漁業協同組合は表 3.2.16に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における漁港位置は図 3.2.7に示すとおりである。

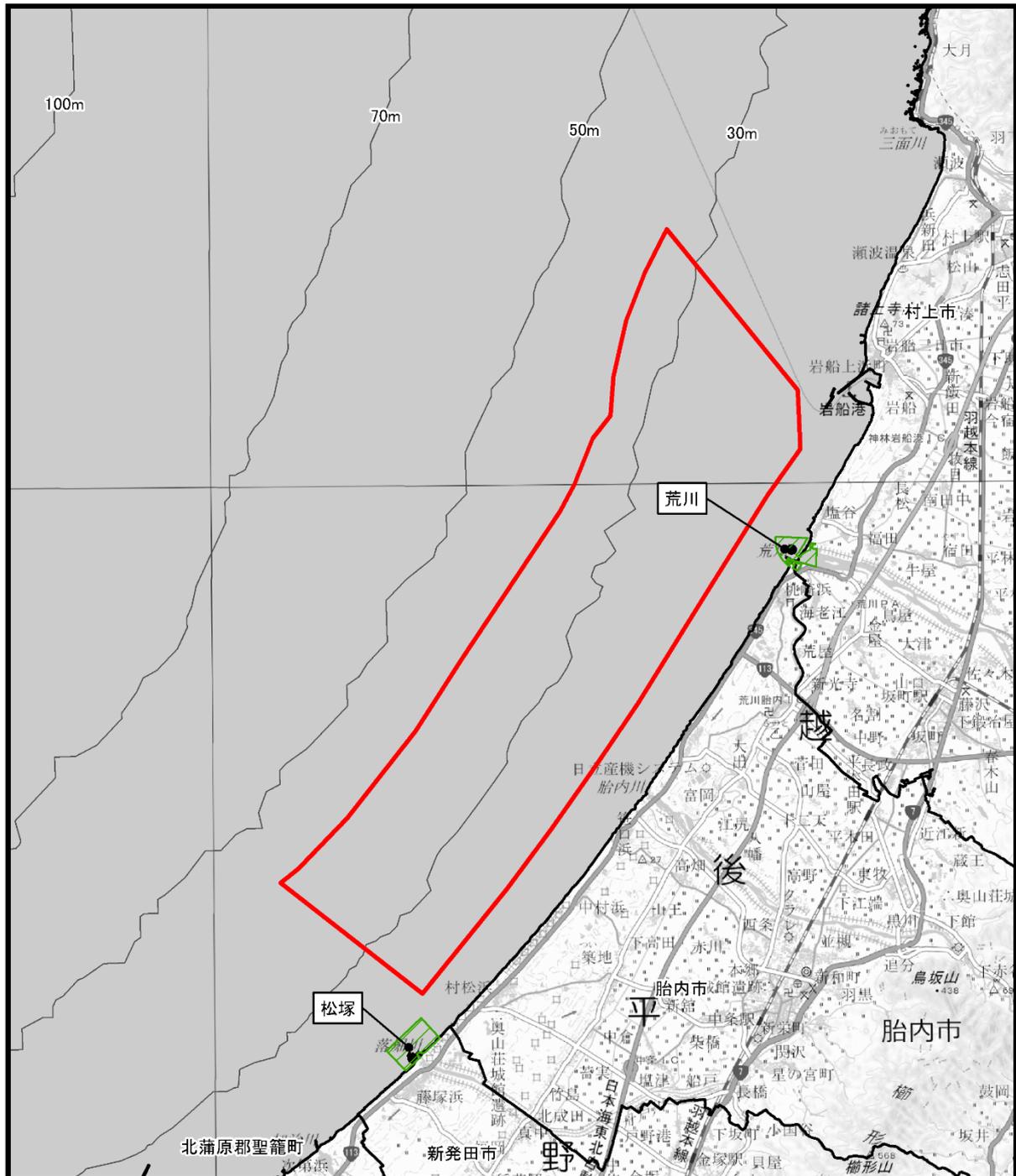
表 3.2.16 事業実施想定区域及びその周囲における漁業協同組合

組合名	組合住所	組合員数(人)	販売取扱高(千円)	主たる漁業
新潟漁業協同組合	〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島2番1号	1,397	5,468,640	底曳網、板曳網、吾智網、刺網、延縄、いか釣、たこ箱、べにずわいか籠、ばい籠、採貝採藻、小型定置網、自営(潜水)
新潟漁業協同組合 北蒲原支所	〒957-0231 新発田市藤塚浜 3585-464	—	—	—
新潟漁業協同組合 岩船港支所	〒958-0058 村上市岩船港町1番19号	—	—	—
聖籠町漁業協同組合	〒9570103 新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜 1612 番地 147	44	—	刺網、板曳網、延縄、一本釣

注：「—」は不明

資料：「漁業協同組合について」（新潟県ホームページ）

「JF新潟漁連概要」（新潟県漁業協同組合連合会ホームページ）



凡例

- 事業実施想定区域
- 漁港区域
- 行政界
- 等深線



図 3.2.7 漁港位置図

② 漁業権・漁業許可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）は、水面の総合的利用による生産力の発展を目的とし、漁業権制度および漁業許可制度に大別され、その種類は、表 3.2.17のとおり整理される。

漁業権は、主に沿岸での漁業に対して免許が交付されるものであり、一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利で、共同漁業権、定置漁業権そして区画漁業権の3種類があり、都道府県が海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で適格性を判断した者（漁協）のみに、漁業権が与えられる（参照 表 3.2.18）。また、漁業許可とは、沖合での漁業に適用されるもので、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣または都道府県知事の許可を受けて行う漁業となる（参照 表 3.2.17）。

事業実施想定区域及びその周囲における漁業権は、共同漁業権（第1種：新共第3～7号・28号、第2種：新共第3～7号・28号、第3種：新共第4～7号）が設定されている（参照 表 3.2.19及び図 3.2.8）。

表 3.2.17 漁業法体系

制度名称		制度概要		対象とする主な漁業
大臣許可漁業	漁業法（昭和24年法律第267号）第36条に基づく大臣許可漁業	複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国（農林水産大臣）が許可		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖合底びき網漁業</li> <li>・ 大中型まき網漁業</li> <li>・ かつお・まぐろ漁業</li> <li>・ 中型さけ・ます流し網漁業</li> <li>・ ずわいがに漁業</li> <li>・ べにずわいがに漁業</li> <li>・ いか釣り漁業</li> </ul>
知事許可漁業	漁業法第57条に基づく知事許可漁業	都道府県の沖合等で操業する漁業について都道府県知事が許可		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中型まき網漁業</li> <li>・ 小型機船底びき網漁業</li> <li>・ 小型さけ・ます流し網漁業</li> </ul>
漁業権漁業	新潟県漁業調整規則第4条に基づく知事許可漁業	知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業等を排他的に営む権利を免許	漁業ごと及び船舶ごとの許可（対船対人漁業許可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型まき網漁業</li> <li>・ 機船船びき網漁業</li> <li>・ ごち網漁業</li> <li>・ 流し網漁業</li> <li>・ 刺し網漁業</li> <li>・ はえ縄漁業</li> <li>・ 小型いか釣り漁業</li> <li>・ かが漁業</li> <li>・ 敷網漁業</li> <li>・ しいらづけ漁業</li> </ul>
			漁業ごとの許可（対人漁業許可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜水器漁業</li> <li>・ 地びき網漁業</li> <li>・ 小型定置漁業</li> </ul>

資料：「大臣許可漁業とは」（水産庁ホームページ）、「漁業許可について」（新潟県ホームページ）

表 3.2.18 沿岸での漁業権の概要

漁業権	概要	免許対象となる者
共同漁業権	採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利	団体漁業権：漁協（管理）
定置漁業権	定置網を設置して漁業を営む権利	個別漁業権：漁業者
区画漁業権	一定の区画において養殖業を営む権利	団体漁業権：漁協（管理） 個別漁業権：漁業者

資料：「漁業権に基づく漁業」（水産庁ホームページ）より作成

表 3.2.19 漁業権設定状況（沿岸域）

区分	海面				
	共同漁業権			定置漁業権	区画漁業権
免許の種類	第一種共同漁業	第二種共同漁業	第三種共同漁業		
漁場番号	新共第3～7号・28号	新共第3～7号・28号	新共第4～7号	-	-
対象魚種	たこ、なまこ、かき、さざえ、いわのり、もずく、あわび、いがい、あおさ、いわのり	きす、かに、かれい、ひらめ、かます、うしのした、くるまえび、雑魚、ばい、さけ、ます、めばる、はたはた、いなだ、このしろ	あじ、さば、いわし	-	-

資料：「漁業権について」（水産庁ホームページ）

参考：漁業権の種類※

分類	種類	説明
共同漁業権		共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利。第1～5種に分かれる。
	第1種	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物（いせえび、うに等）を目的とする漁業
	第2種	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業（小型定置、固定式刺網漁業等）
	第3種	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業、つきいそ漁業等
	第4種	特定海面において営む寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であって第5種以外のもの
	第5種	内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又はイの湖沼に準ずる海面において営む漁業であって第1種共同漁業権以外のもの（増殖が義務付けられている。）
定置漁業権		定置漁業とは、主として回遊性の魚類の採捕を目的とする漁業であって、一定の場所に網その他の漁具を敷設し、垣網等に沿って自然に魚介類が身網に陥入したものを漁獲するものをいう
区画漁業権		区画漁業（養殖業）を営む権利
	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等）
	第2種	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業（築堤式養殖業等）
	第3種	一定の区域内において営む養殖業であって、第1・2種以外のもの（地まき式の貝類養殖業）

※（九州漁業調整事務所ホームページ）より

③ 操業状況

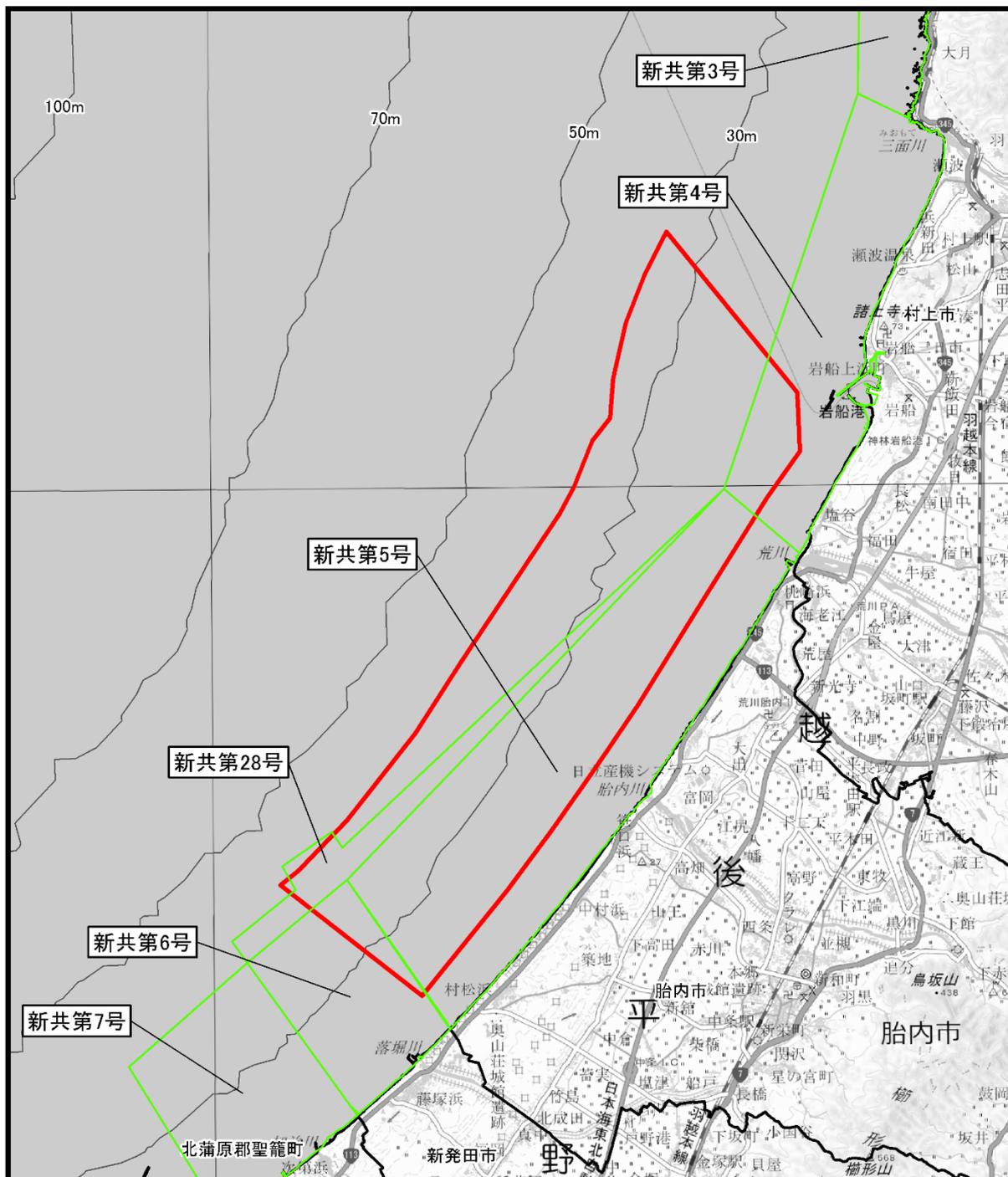
事業実施想定区域及びその周囲の市町村別の漁船隻数は表 3.2.20に示すとおりである。

表 3.2.20 市町村別漁船隻数・動力漁船トン数規模別保有

県市町村	総数	無動力漁船	船外機付漁船	動力漁船（隻）															
				計	1トン未満	1～3トン未満	3～5トン未満	5～10トン未満	10～20トン未満	20～30トン未満	30～50トン未満	50～100トン未満	100～150トン未満	150～200トン未満	200～350トン未満	350～500トン未満	500～1,000トン未満	1,000～3,000トン未満	3,000トン以上
県計	1,896	18	1,261	617	22	232	145	132	80	1	-	-	2	-	3	-	-	-	-
村上市	157	-	82	75	-	2	24	37	11	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
胎内市	51	-	47	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
聖籠町	47	-	27	20	-	12	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新発田市	40	-	29	11	-	10	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」：事実のないもの

資料：「2018年漁業センサス」（農林水産省）



- 凡例
- 事業実施想定区域
  - 共同漁業権
  - 行政界
  - 等深線



図 3.2.8 沿岸の漁業権の設定状況

### 3.2.4 交通の状況

#### (1) 道路

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2.9に示すとおりである。平成 27 年度道路交通センサスによる交通量の状況は、表 3.2.22及びに示すとおりである。

村上市において最も交通量が多かったのは一般国道7号の村上市藤沢地点で、昼間12時間交通量が10,653台、24時間交通量で13,053台となっている。胎内市において最も交通量が多かったのは一般国道7号の胎内市野中地点で、昼間12時間交通量が11,545台、24時間交通量で13,854台となっている。聖籠町において最も交通量が多かったのは一般国道113号の聖籠町東港5丁目地点で、昼間12時間交通量が10,558台、24時間交通量で14,253台となっている。新発田市において最も交通量が多かったのは一般国道7号の新発田市島潟地点で、昼間12時間交通量が18,032台、24時間交通量で22,910台となっている。

#### (2) 鉄道

事業実施想定区域及びその周囲には、JR東日本羽越本線が沿岸部をとっており、村上市から新発田市の間に、新発田市内5駅（月岡駅、中浦駅、新発田駅、加治駅、金塚駅）、胎内市内2駅（中条駅、平木田駅）、村上市内11駅（坂町駅、平林駅、岩船町駅、村上駅、間島駅、越後早川駅、桑川駅、今川駅、越後寒川駅、勝木駅、府屋駅）の18駅がある（図 3.2.11参照）。羽越本線の周辺区間を含む新発田駅から村上駅までの平均通過人員は表 3.2.21に示すとおりである。

表 3.2.21 路線利用状況

路線名	区間	平均通過人員（単位：人／日）				
		H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
羽越本線	新発田駅～村上駅	5,871	5,734	5,686	5,367	3,493

資料：「路線別利用状況」（JR東日本ホームページ）

#### (3) 海上交通

事業実施想定区域及びその周囲には、国際拠点港湾の新潟港（新潟市、聖籠町）と、地方港湾として岩船港（村上市）が位置づけられている（図 3.2.12参照）。また、岩船港から粟島までの定期航路が存在する。

取扱貨物量は新潟港で年間28,413,830フレート・トン<sup>\*</sup>（2020年）、岩船港で年間134,716フレート・トン（2020年）であり、新潟県全体の取扱貨物量年間42,663,866フレート・トン（2020年）の66.9%相当の規模となっている。（※：容積1.133立方メートル、重量1,000キログラムを1トンとし、容積又は重量のいずれか大なる方を採用する単位）

また、海上保安庁がAIS（自動船舶識別装置）によって収集した船舶の位置情報の統計を図 3.2.13～図 3.2.16に示す。

表 3.2.22 (1) 事業実施想定区域及びその周囲の一般交通量調査の状況

交通調査 基本区間 番号	路線名	観測区間		区間 延長 (km)	交通量 観測地点地 名 市郡区町村 丁字目	交通量観 測年月日	昼間 12 時間自 動車類 交通量	24 時間 自動車 類交通 量	車 線 数	指定 最高 速度 (km/h)
		起点側	終点側				上下合計	上下合計		
15300070360	一般国道 7 号	一般県道金塚停車場線	新発田市・胎内市境	1.8	新発田市島湯	20150929	18,032	22,910	2	60
15300070370	一般国道 7 号	新発田市・胎内市境	一般県道下長橋上館線	0.5	新発田市島湯	20150929	18,032	22,910	2	60
15300070380	一般国道 7 号	一般県道下長橋上館線	主要地方道中条紫雲寺線	1	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	4	60
15300070390	一般国道 7 号	主要地方道中条紫雲寺線	一般県道中条停車場線	0.4	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	4	60
15300070400	一般国道 7 号	一般県道中条停車場線	一般県道中条乙線	2	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	4	60
15300070410	一般国道 7 号	一般県道中条乙線	主要地方道胎内二王子公園羽黒線	2.2	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	2	60
15300070420	一般国道 7 号	主要地方道胎内二王子公園羽黒線	一般県道樽ヶ橋長政線	1.1	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	2	60
15300070430	一般国道 7 号	一般県道樽ヶ橋長政線	一般県道荒川中条線	1.6	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	2	60
15300070440	一般国道 7 号	一般県道荒川中条線	胎内市・村上市境	1.5	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	2	60
15300070450	一般国道 7 号	胎内市・村上市境	一般県道荒川中条線	0	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	2	60
15300070460	一般国道 7 号	一般県道荒川中条線	一般国道 113 号	0.9	胎内市野中	20151027	11,545	13,854	2	60
15300070470	一般国道 7 号	一般国道 113 号	一般県道坂町停車場金屋線	1.4	村上市藤沢	20151000	10,653	13,053	2	60
15300070480	一般国道 7 号	一般県道坂町停車場金屋線	一般県道坂町停車場金屋線	0.3	村上市藤沢	20151000	10,653	13,053	2	60
15300070490	一般国道 7 号	一般県道坂町停車場金屋線	一般県道岩船停車場有明線	7.2	村上市藤沢	20151000	10,653	13,053	2	60
15301130260	一般国道 113 号	一般県道次第浜新発田線	聖籠町・新発田市境	1.9	聖籠町東港 5 丁目	20151111	10,558	14,253	2	40
15301130270	一般国道 113 号	聖籠町・新発田市境	主要地方道新発田紫雲寺線	0.8	聖籠町東港 5 丁目	20151111	10,558	14,253	2	50
15301130280	一般国道 113 号	主要地方道新発田紫雲寺線	新発田市・胎内市境	2.2	聖籠町東港 5 丁目	20151111	10,558	14,253	2	50
15301130290	一般国道 113 号	新発田市・胎内市境	主要地方道中条紫雲寺線	0.9	聖籠町東港 5 丁目	20151111	10,558	14,253	2	50
15301130300	一般国道 113 号	主要地方道中条紫雲寺線	一般県道笹口浜中条線	5.9	聖籠町東港 5 丁目	20151111	10,558	14,253	2	60
15301130310	一般国道 113 号	一般県道笹口浜中条線	一般県道荒井浜黒川線	1.8	聖籠町東港 5 丁目	20151111	10,558	14,253	2	60
15301130320	一般国道 113 号	一般県道荒井浜黒川線	一般国道 345 号	3	胎内市乙	20151111	3,706	4,410	2	60
15301130330	一般国道 113 号	一般国道 3 4 5 号	胎内市・村上市境	1.6	胎内市乙	20151111	3,706	4,410	2	60
15301130340	一般国道 113 号	胎内市・村上市境	主要地方道新潟新発田村上線	0			3,382	4,397	2	60
15301130350	一般国道 113 号	主要地方道新潟新発田村上線	日本海東北自動車道	0.4			3,382	4,397	2	60
15301130360	一般国道 113 号	日本海東北自動車道	一般県道坂町停車場線	3.4			3,382	4,397	2	60
15301130370	一般国道 113 号	一般県道坂町停車場線	一般国道 7 号	0.1			3,382	4,397	2	60
15301130380	一般国道 113 号	一般国道 7 号	村上市・関川村境	5.9	村上市花立	20151110	6,739	8,693	2	60
15302900120	一般国道 290 号	主要地方道胎内二王子公園羽黒線	胎内市・新発田市境	3			4,355	5,705	2	50
15303450010	一般国道 345 号	一般国道 1 1 3 号	胎内市・村上市境	2.3			12,078	16,185	2	60
15303450020	一般国道 345 号	胎内市・村上市境	主要地方道新潟新発田村上線	1.5			12,078	16,185	2	50
15303450190	一般国道 345 号	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道塩谷福田線	1.1			12,078	16,185	2	50
15303450170	一般国道 345 号	一般県道塩谷福田線	市道桃川牧目線	3			12,078	16,185	2	50
15303450040	一般国道 345 号	市道桃川牧目線	主要地方道新潟新発田村上線	0.6			12,078	16,185	2	50

注：情報が明らかでない箇所は空白とした。

資料：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ）

表 3.2.22 (2) 事業実施想定区域及びその周囲の一般交通量調査の状況

交通調査 基本区間 番号	路線名	観測区間		区間 延長 (km)	交通量 観測地点地 名 市郡区町村 丁字目	交通量観 測年月日	昼間 12 時間自 動車類 交通量	24 時間 自動車 類交通 量	車 線 数	指定 最高 速度 (km/h)
		起点側	終点側				上下合計	上下合計		
15303450050	一般国道 345 号	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道岩船町停車場岩船線	0.4	村上市岩船	20151028	4,425	5,930	2	50
15303450060	一般国道 345 号	一般県道岩船町停車場岩船線	一般県道岩船港線	2	村上市岩船	20151028	4,425	5,930	2	50
15303450070	一般国道 345 号	一般県道岩船港線	主要地方道新潟新発田村上線	1.7	村上市岩船	20151028	4,425	5,930	2	50
15303450080	一般国道 345 号	主要地方道新潟新発田村上線	主要地方道新潟新発田村上線	1.5	村上市松山	20151028	6,373	8,540	2	50
15303450090	一般国道 345 号	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道瀬波温泉線	1	村上市松山	20151028	6,373	8,540	2	50
15303450100	一般国道 345 号	一般県道瀬波温泉線	一般県道村上朝日線	0.9	村上市岩ヶ崎	20151028	2,898	3,767	2	50
15303450110	一般国道 345 号	一般県道村上朝日線	一般国道 345 号	25.6	村上市岩ヶ崎	20151028	2,898	3,767	2	50
15303450120	一般国道 345 号	一般国道 345 号	主要地方道山北朝日線	1.4	村上市芦谷	20151028	1,704	2,130	2	50
15400530030	主要地方道胎内二王子公園羽黒線	一般国道 290 号	一般県道樽ヶ橋長政線	4.6	胎内市坪穴	20151111	2,794	3,548	2	40
15400540030	主要地方道中条紫雲寺線	主要地方道新潟新発田村上線	一般国道 113 号	2.5	胎内市柴橋	20151111	3,541	4,603	2	40
15400030420	主要地方道新潟新発田村上線	一般国道 345 号	一般県道岩船町停車場岩船線	0.9	村上市岩船三日市	20151028	1,314	1,564	2	40
15400030430	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道岩船町停車場岩船線	一般県道岩船港線	0.6	村上市岩船三日市	20151028	1,314	1,564	2	40
15400030250	主要地方道新潟新発田村上線	聖籠町・新発田市境	一般県道次第浜新発田線	1.1			6,884	9,293	2	40
15400030260	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道次第浜新発田線	一般県道紫雲寺菅谷線	0.8			6,884	9,293	2	40
15400030270	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道紫雲寺菅谷線	主要地方道新発田紫雲寺線	2.8			6,884	9,293	2	40
15400030280	主要地方道新潟新発田村上線	主要地方道新発田紫雲寺線	新発田市・胎内市境	1.7	胎内市築地	20151111	4,172	5,424	2	40
15400030290	主要地方道新潟新発田村上線	新発田市・胎内市境	一般県道金塚停車場竹島線	1	胎内市築地	20151111	4,172	5,424	2	50
15400030300	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道金塚停車場竹島線	主要地方道中条紫雲寺線	1.1	胎内市築地	20151111	4,172	5,424	2	50
15400030310	主要地方道新潟新発田村上線	主要地方道中条紫雲寺線	主要地方道中条紫雲寺線	1.9	胎内市築地	20151111	4,172	5,424	2	50
15400030320	主要地方道新潟新発田村上線	主要地方道中条紫雲寺線	一般県道笹口浜中条線	3.5	胎内市築地	20151111	4,172	5,424	2	50
15400030330	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道笹口浜中条線	一般県道荒井浜黒川線	2.2			5,487	7,407	2	50
15400030340	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道荒井浜黒川線	一般県道荒井浜黒川線	0.2			5,487	7,407	2	50
15400030350	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道荒井浜黒川線	一般県道中条乙線	0.8	胎内市乙	20151111	3,533	4,452	2	50
15400030360	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道中条乙線	一般県道樽ヶ橋長政線	1.3	胎内市乙	20151111	3,533	4,452	2	50
15400030370	主要地方道新潟新発田村上線	一般県道樽ヶ橋長政線	胎内市・村上市境	0.3	胎内市乙	20151111	3,533	4,452	2	50
15400210020	主要地方道新発田紫雲寺線	一般国道 7 号	一般県道押廻加治線	2.4	新発田市稲荷岡	20151111	4,670	6,305	2	40
15400210030	主要地方道新発田紫雲寺線	一般県道押廻加治線	一般県道紫雲寺菅谷線	0.5	新発田市稲荷岡	20151111	4,670	6,305	2	40
15400210040	主要地方道新発田紫雲寺線	一般県道紫雲寺菅谷線	主要地方道新潟新発田村上線	3.9	新発田市稲荷岡	20151111	4,670	6,305	2	40
15400210050	主要地方道新発田紫雲寺線	主要地方道新潟新発田村上線	一般国道 113 号	3.2	新発田市稲荷岡	20151111	4,670	6,305	2	40

注：情報が明らかでない箇所は空白とした。

資料：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ）

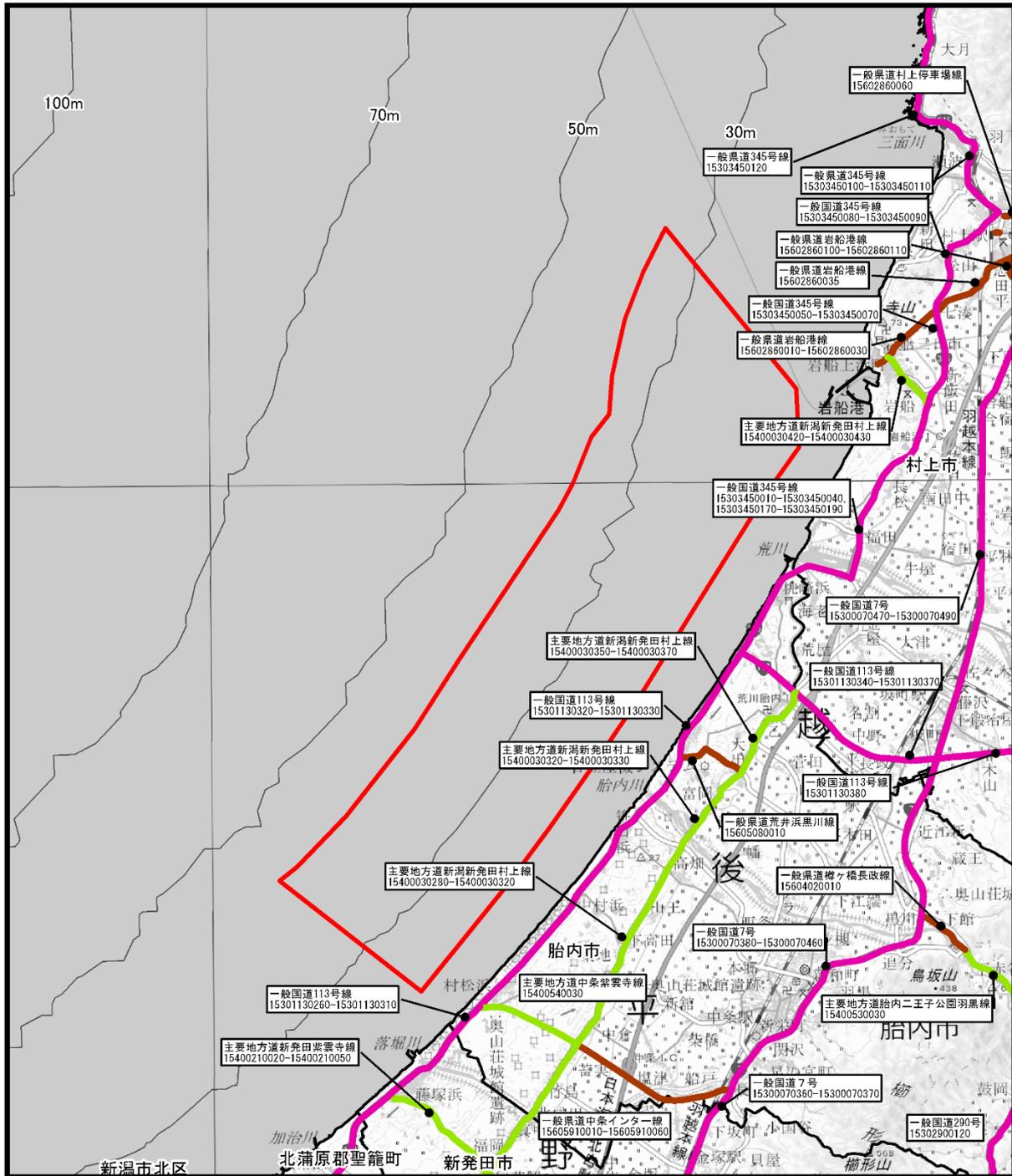
表 3.2.22 (3) 事業実施想定区域及びその周囲の一般交通量調査の状況

交通調査 基本区間 番号	路線名	観測区間		区間 延長 (km)	交通量 観測地点地 名 市郡区町村 丁字目	交通量観 測年月日	昼間 12	24 時間	車 線 数	指定 最高 速度 (km/h)
		起点側	終点側				時間自 動車類 交通量	時間 自動車 類交通 量		
							上下合計	上下合計		
15605080010	一般県道荒井浜 黒川線	一般国道 113 号	主要地方道新潟新発田 村上線	1.7			2,830	3,594	2	40
15602860010	一般県道岩船港 線		主要地方道新潟新発田 村上線	0.3	村上市岩船三 日市	20151028	2,748	3,490	2	60
15602860030	一般県道岩船港 線	主要地方道新潟新発田村 上線	一般国道 345 号	1.6	村上市岩船三 日市	20151028	2,748	3,490	2	60
15602860035	一般県道岩船港 線	一般国道 345 号	一般県道村上神林線	2.2	村上市山居町	20151028	6,358	8,520	2	60
15602860110	一般県道岩船港 線	一般県道村上神林線	日本海沿岸東北自動車 道	1.3	村上市上助測	20151028	8,305	11,129	2	60
15602860100	一般県道岩船港 線	日本海沿岸東北自動車道	一般国道 7 号	0.2	村上市上助測	20151028	8,305	11,129	2	60
15605910010	一般県道中条イ ンター線	主要地方道新潟新発田村 上線	日本海東北自動車道	1.5	胎内市城塚	20151111	3,988	5,384	2	60
15605910020	一般県道中条イ ンター線	日本海東北自動車道	胎内市・新発田市境	1	胎内市城塚	20151111	3,988	5,384	2	60
15605910030	一般県道中条イ ンター線	胎内市・新発田市境	新発田市・胎内市境	0.3	胎内市城塚	20151111	3,988	5,384	2	60
15605910040	一般県道中条イ ンター線	新発田市・胎内市境	胎内市・新発田市境	0.1	胎内市城塚	20151111	3,988	5,384	2	60
15605910050	一般県道中条イ ンター線	胎内市・新発田市境	新発田市・胎内市境	0.5	胎内市城塚	20151111	3,988	5,384	2	60
15605910060	一般県道中条イ ンター線	新発田市・胎内市境	一般国道 7 号	0.7	胎内市城塚	20151111	3,988	5,384	2	60
15604020010	一般県道樽ヶ橋 長政線	主要地方道胎内二王子公 園羽黒線	一般国道 7 号	1.3	胎内市平木田	20151111	1,734	2,063	2	40
15602860060	一般県道村上停 車場線	一般県道村上神林線	主要地方道新潟新発田 村上線	1.4			7,983	10,697	2	30

注：情報が明らかでない箇所は空白とした。

資料：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ）

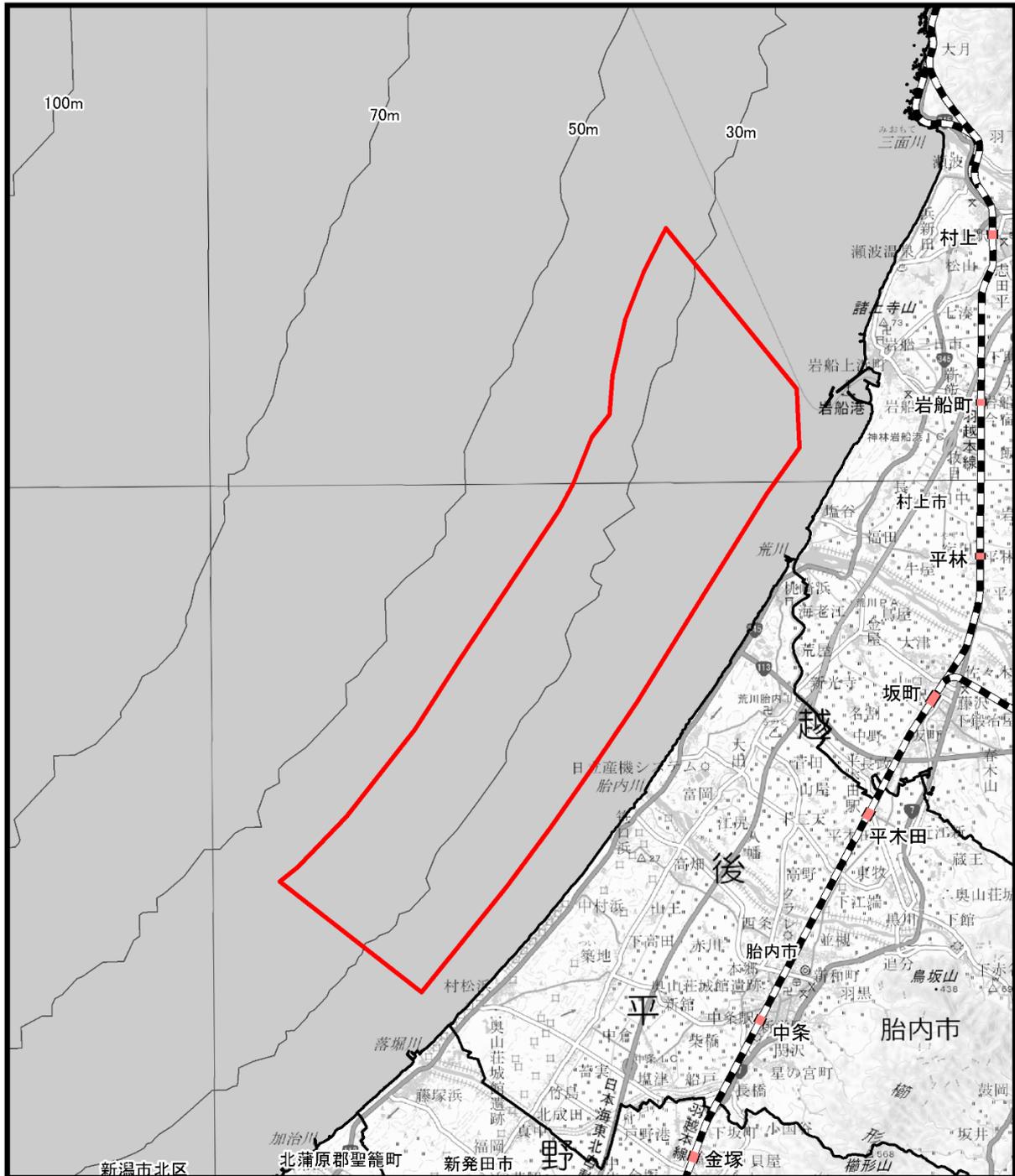




- 凡例
- 事業実施想定区域
  - 行政界
  - 等高線
  - 一般国道
  - 主要地方道（都道府県道）
  - 一般都道府県道



図 3.2.10 道路交通量調査地点

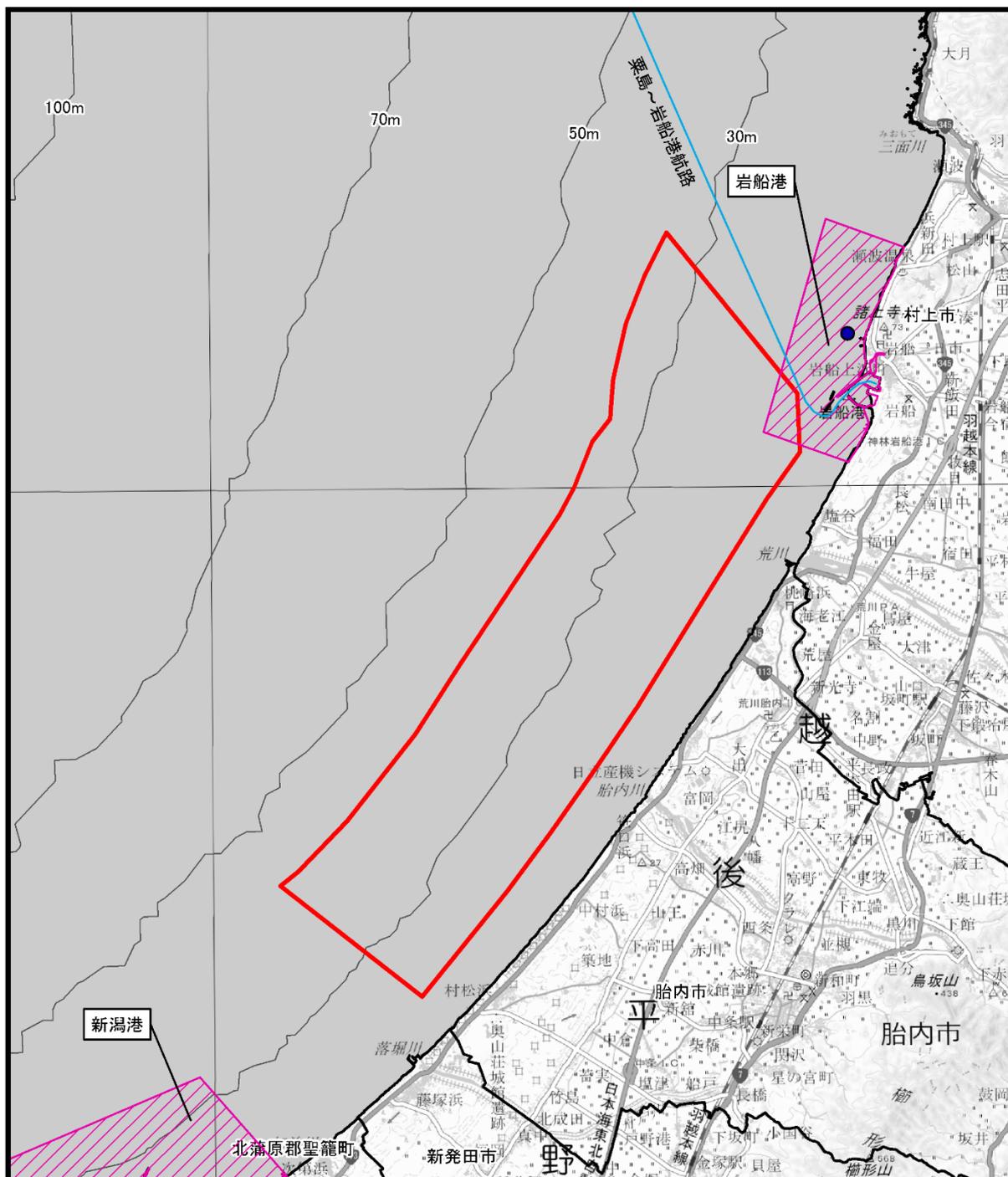


凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線
- 鉄道駅
- 鉄道(JR)



図 3.2.11 周囲の鉄道の状況

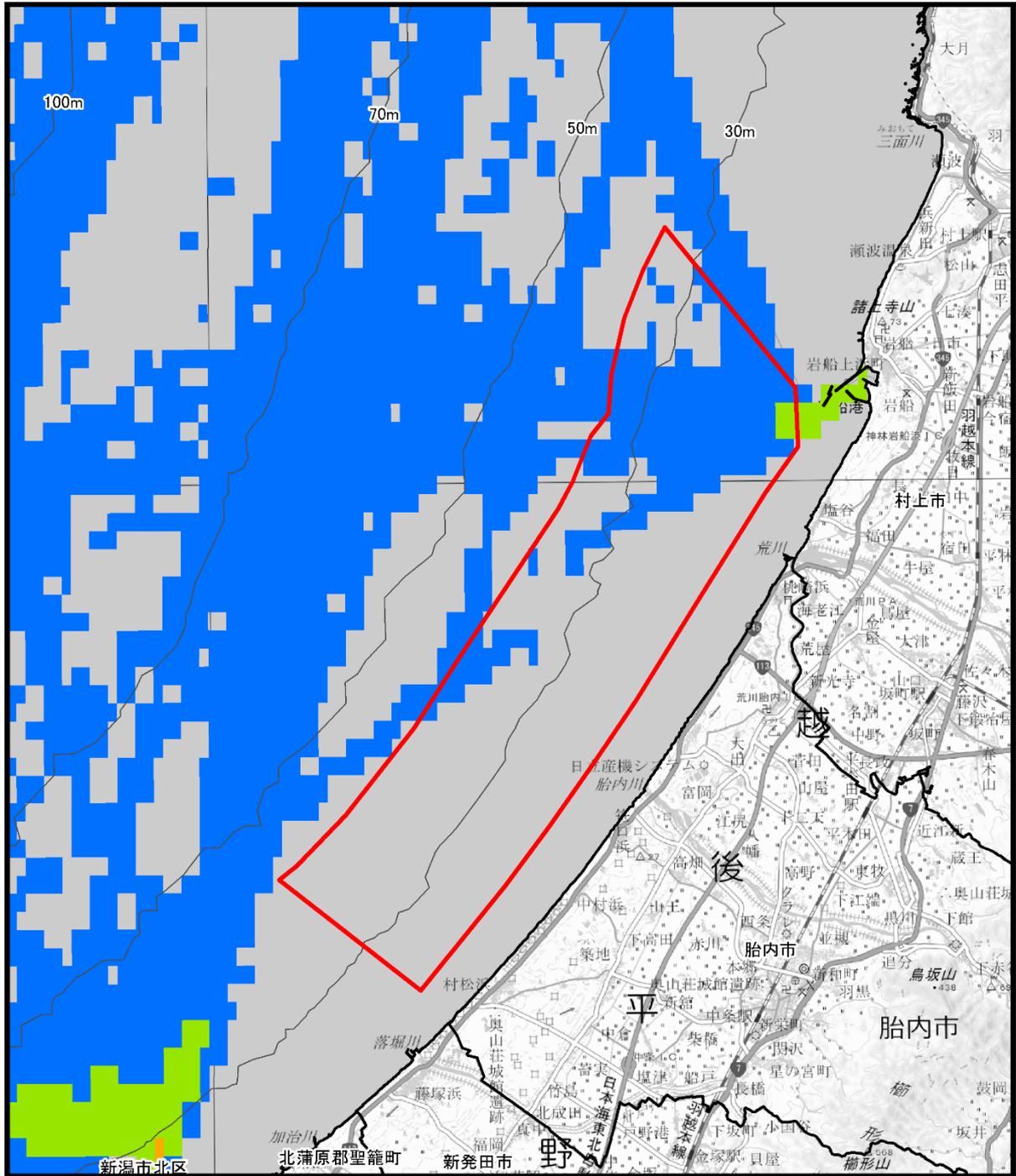


凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線
- 港湾区域
- 粟島～岩船港航路



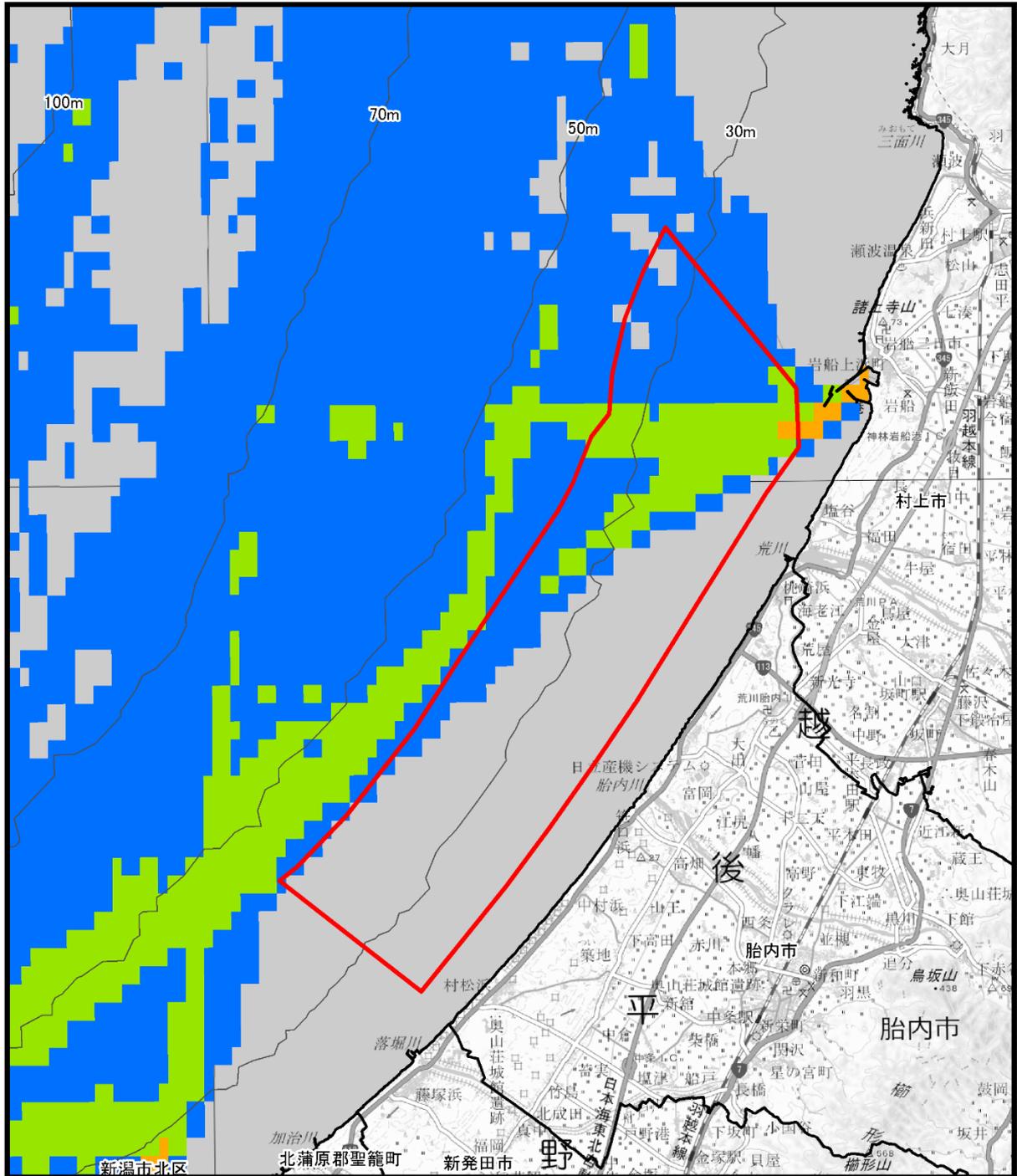
図 3.2.12 周囲の港湾位置及び定期航路



凡例		船舶通航量 2017年1月	
	事業実施想定区域		6~30隻/月
	行政界		31~150隻/月
	等深線		151~300隻/月



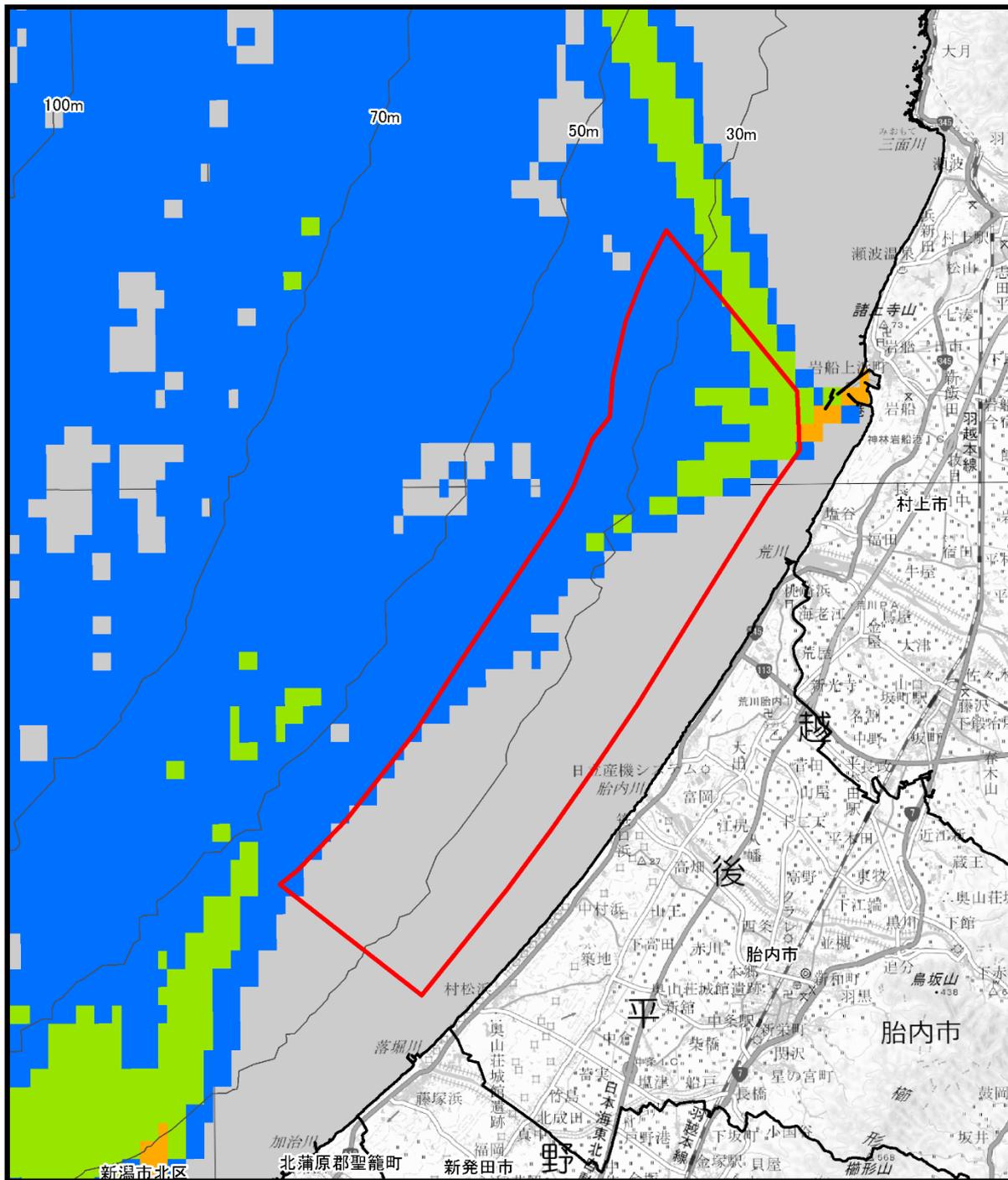
図 3.2.13 船舶通航量  
(2017年1月)



凡例		船舶通航量 2017年4月	
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	事業実施想定区域	<span style="background-color: blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	6~30隻/月
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	行政界	<span style="background-color: lightgreen; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	31~150隻/月
<span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span>	等深線	<span style="background-color: orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	151~300隻/月
		<span style="background-color: red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	301~隻/月



図 3.2.14 船舶通航量  
(2017年4月)



凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線

船舶通航量 2017年7月

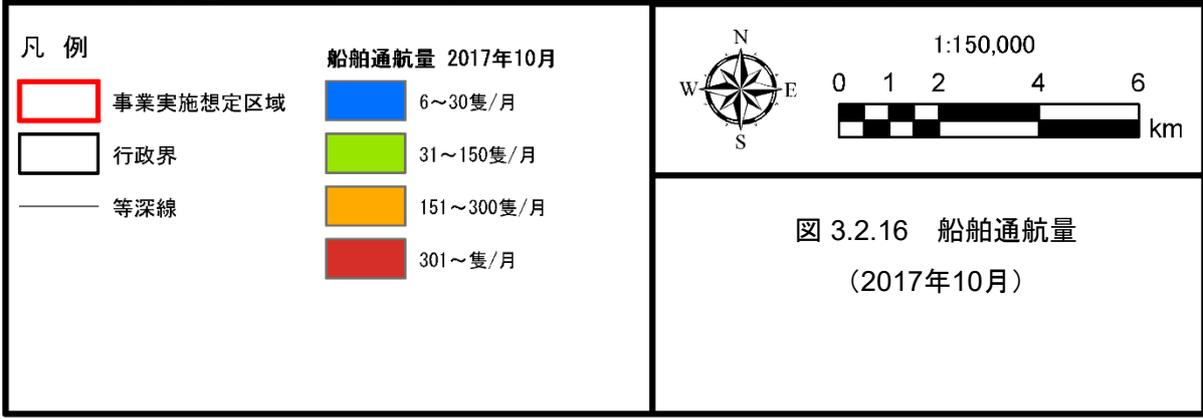
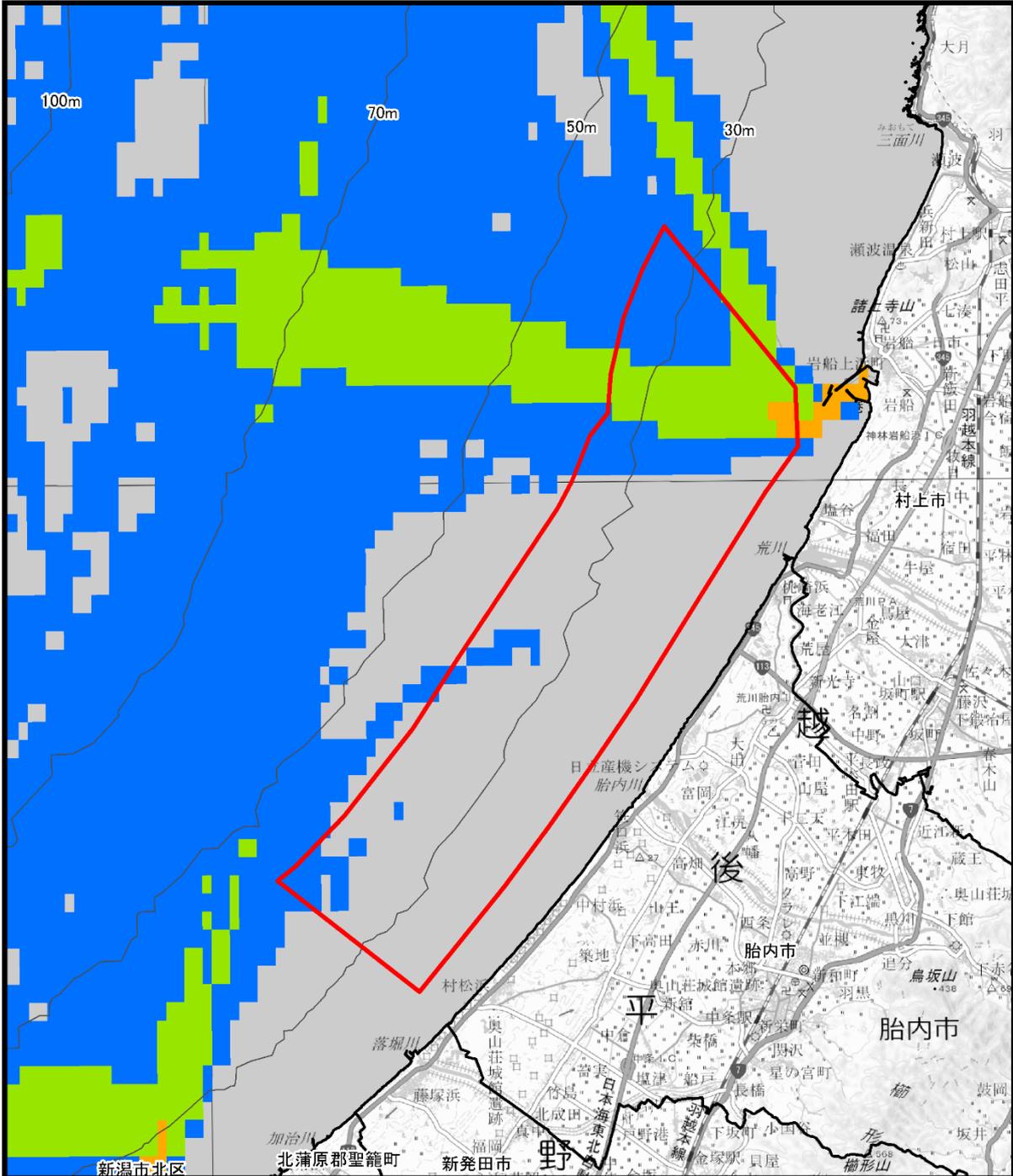
- 6~30隻/月
- 31~150隻/月
- 151~300隻/月
- 301~隻/月



1:150,000



図 3.2.15 船舶通航量  
(2017年7月)



3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」という）の状況は、表 3.2.23および図 3.2.17に示すとおりである。

表 3.2.23 (1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧

番号	区分	施設名称	所在地	区域からの距離(km)
1	小学校	岩船小学校	村上市岩船上町 2-10	2.6
2		金屋小学校	村上市金屋 2014-1	3.9
3		砂山小学校	村上市塩谷 1325-135	2.2
4		瀬波小学校	村上市瀬波上町 4-6	6.4
5		西神納小学校	村上市九日市 503	4.3
6		平林小学校	村上市平林 122	6.0
7		保内小学校	村上市下鍛冶屋 264-2	6.9
8		きのと小学校	胎内市山屋 120	4.4
9		黒川小学校	胎内市黒川 1076-1	7.8
10		胎内小学校	胎内市江上 470	6.0
11		築地小学校	胎内市築地 3467	2.9
12		中条小学校	胎内市大川町 16-56	7.3
13		藤塚小学校	新発田市藤塚浜 4063-3	2.5
14	中学校	岩船中学校	村上市八日市 9-23	2.8
15		荒川中学校	村上市坂町 2510	6.2
16		村上第一中学校	村上市大欠 1-70	6.7
17		平林中学校	村上市牛屋 1063	3.4
18		村上中等教育学校	村上市学校町 6-8	6.8
19		乙中学校	胎内市大出 1773-10	2.8
20		黒川中学校	胎内市太田野原 62-62	11.0
21		築地中学校	胎内市築地 3713	3.1
22		中条中学校	胎内市東本町 16-57	6.9
23	高等学校	荒川高等学校	村上市坂町 2616-4	6.5
24		村上高等学校	村上市田端町 7-12	6.5
25		中条高等学校	胎内市東本町 19-1	7.3
26	特別支援学校	村上特別支援学校	村上市居町 2-16-29	6.4
27	病院	県立坂町病院	村上市下鍛冶屋 589	6.5
28		村上記念病院	村上市松山 204-1	5.6
29		瀬波病院	村上市瀬波温泉 2-4-15	4.6
30		村上市はまなす病院	村上市瀬波中町 12-18	5.9
31		山北会肴町病院	村上市田端町 16-7	6.3
32		村上総合病院	村上市田端町 2-17	6.2
33		黒川病院	胎内市下館字大開 1522	8.2
34		中条中央病院	胎内市西本町 12-1	6.5

資料：国土数値情報 医療機関データ[平成26年]、福祉施設データ[平成27年]、新潟県学校一覧[令和2年]

表 3.2.23 (2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧

番号	区分	施設名称	所在地	区域からの距離(km)
35	診療所	安齋医院	村上市岩船上町 1-16	2.6
36		遠山医院	村上市坂町 1777	6.2
37		佐野医院	村上市坂町 3262-7	6.2
38		羽鳥医院	村上市松原町 1-10-16	6.3
39		(学)北都健勝学園新潟リハビリテーションクリニック	村上市上の山 2-16	2.7
40		(特養)村上まごころの里医務室	村上市大津 3689-2	5.7
41		馬場クリニック	村上市田端町 10-30	6.1
42		荒川中央クリニック	村上市藤沢字前坪 7-19	6.3
43		澤田医院	村上市北新保 678	2.3
44		鈴木医院	村上市有明 848	6.5
45		障害者支援施設浦田の里診療所	村上市岩船浦田山 231-1	4.0
46		村上市急患診療所	村上市若葉町 10-7	6.9
47		(特養)いわくすの里診療所	村上市上の山 2-17	2.7
48		羽鳥医院瀬波診療所	村上市瀬波上町 4-16	6.5
49		(特養)さつき園診療所	村上市北新保 683-9	2.4
50		(特養)たかつぼ診療所	村上市下鍛冶屋 572-7	6.5
51		上田眼科	村上市下鍛冶屋 603-1	6.7
52		丹呉医院	胎内市あかね町 26-25	6.1
53		わたなべ医院	胎内市新栄町 2-37	7.2
54		(特養)とっさか	胎内市西本町 286-3	6.4
55		(株)クラレ事業所医務室	胎内市倉敷町 2-28	5.9
56		時田医院	胎内市大字乙 1177	2.9
57		ひらの整形外科医院	胎内市大川町 15-11	7.4
58		小野耳鼻科医院	胎内市大川町 15-11	7.4
59		はなの医院	胎内市築地 1851	3.4
60		相馬医院	胎内市築地 1855	3.3
61		(特養)胎内まごころの里医務室	胎内市築地 3715-3	3.1
62		橋本医院	胎内市東本町 21-56	7.4
63		大浦整形外科医院	胎内市東本町 22-10	7.2
64		ちの泌尿器・内科医院	胎内市東本町 22-10-3	7.2
65		中条駅前じゅん耳鼻科	胎内市表町 6-17-8	6.9
66		坂上医院	胎内市本町 3-29	7.0
67		ひまわり荘診療所	胎内市塩沢 279	8.0
68		(特養)ひめさゆり診療所	胎内市下館 820-2	8.5
69		中条地区休日診療所	胎内市西本町 11-11	6.4
70		野々村眼科医院	胎内市西栄町 5-24	6.8
71		花野内科医院	新発田市稲荷岡 2252	4.6
72		笹川医院	新発田市下小中山 392	7.2
73		新発田市国保紫雲寺診療所	新発田市真野原外 3331-4	4.4
74		大峰寮診療所	新発田市大字下坂町 266	7.5
75		(特養)しうんじ	新発田市大字真野原外 3331-2	4.4
76		須貝医院	新発田市藤塚浜 1884	3.0

資料：国土数値情報 医療機関データ[平成26年]、福祉施設データ[平成27年]、新潟県学校一覧[令和2年]

表 3.2.23 (3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧

番号	区分	施設名称	所在地	区域からの距離(km)
77	幼稚園	あらかわ幼稚園	村上市下鍛冶屋 359-1	6.7
78		村上いずみ幼稚園	村上市山居町 2-10-23	5.7
79		胎内市立本条幼稚園	胎内市西条町 2-22	6.0
80		中条聖心幼稚園	胎内市西栄町 9-46	7.0
81		新発田市立加治川幼稚園	新発田市下小中山 322-1	7.4
82	保育園	あらかわ保育園	村上市坂町 1804-2	6.3
83		第一保育園	村上市肴町 20-3	6.5
84		村上いずみ園	村上市山居町 2-10-23	6.2
85		瀬波保育園	村上市瀬波中町 9-9	6.0
86		みのり保育園	村上市北新保 1548-1	2.3
87		岩船保育園	村上市岩船上町 7-23	2.8
88		金屋保育園	村上市金屋 2142-1	3.4
89		ふれ愛の里きすげ乳児保育園	胎内市黒川 1124	7.9
90		黒川保育園	胎内市黒川 1124	7.9
91		ひだまり保育園	胎内市十二天字柳田 91-5	4.9
92		ふたば保育園	胎内市新和町 2-57	7.1
93		さわらび保育園	胎内市星の宮 1-63	7.7
94		日の出保育園	胎内市大川町 15-59	7.3
95		ついじ保育園	胎内市築地 3246	3.0
96		まごころ保育園せいらう	北蒲原郡聖籠町大字次第浜 5412	5.0
97		紫雲寺保育園	新発田市真野原外 3428	4.4
98		藤塚浜保育園	新発田市藤塚浜 4063-3	2.6
99		大峰保育園	新発田市下小中山 328	7.3
100		児童福祉施設	村上いずみ園	村上市山居町 2-10-23
101	瀬波学童保育所		村上市瀬波上町 4-1	6.4
102	瀬波児童館		村上市瀬波上町 4-1	6.4
103	ゆりかご保育園		村上市大欠 8-12	6.9
104	保内学童保育所		村上市下鍛冶屋 388-1	6.7
105	相談支援事業浦田の里		村上市岩船浦田山 231-1	3.8
106	岩船学童保育所		村上市岩船上大町 2-23	2.6
107	岩船児童館		村上市岩船上大町 2-23	2.6
108	金屋学童保育所		村上市金屋 2014-1	3.9
109	神林学童保育所		村上市九日市 356-4	4.0
110	胎内なかよしクラブ		胎内市江上 470	6.1
111	黒川なかよしクラブ		胎内市黒川 1076-1	7.9
112	きのとなかよしクラブ		胎内市山屋 120	4.4
113	聖心こども園		胎内市西栄町 9-46	7.0
114	中条なかよしクラブ		胎内市西条 666	5.6
115	社会福祉法人胎内市社会福祉協議会		胎内市西本町 11-11 「ほっと HOT・中条」内	6.4
116	築地なかよしクラブ		胎内市築地 3467	2.9
117	地域生活支援センターぐみの郷		胎内市本郷 544-1	6.1
118	中条すこやかこども園		胎内市西条町 3-10	6.0
119	虹の家相談支援センター		胎内市西条町 3-10	6.0

資料：国土数値情報 医療機関データ[平成26年]、福祉施設データ[平成27年]、新潟県学校一覧[令和2年]

表 3.2.23 (4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧

番号	区分	施設名称	所在地	区域からの距離(km)
120	老人福祉施設	いわくすの里	村上市上の山 2-17	2.7
121		瀬波デイサービスセンター	村上市瀬波温泉 1-2-3	5.2
122		スローライフせなみ	村上市瀬波温泉 1-2-30	4.8
123		村上市老人福祉センターあかまつ荘	村上市瀬波温泉 1-2-8	5.1
124		グループホームあらかわ	村上市大津 3689-1	5.7
125		村上まごころの里	村上市大津 3689-2	5.7
126		三面の里	村上市田端町 16-7	6.3
127		訪問看護ステーションむらかみ	村上市田端町 2-17	6.3
128		グループホームたばたまちひかり苑	村上市田端町 8-65	6.0
129		かごやまの里デイサービスセンター	村上市北新保 571-10	2.4
130		認知症高齢者グループホームまつかぜ	村上市北新保 683-1	2.4
131		さつき園	村上市北新保 683-9	2.4
132		上海府デイサービスセンターゆきわり荘	村上市野湯 2662-1	8.3
133		たかつぼ	村上市下鍛冶屋 572-7	6.5
134		デイサービスセンターくろっかす	村上市海老江 942-1	2.3
135		村上市社会福祉協議会デイサービスセンターきわなみ荘	村上市九日市 510	4.3
136		グループホーム黒川	胎内市黒川 1287-6	8.1
137		中条愛広苑	胎内市十二天 91	5.0
138		グループホームどっこんの家	胎内市十二天 91-1	5.0
139		デイサービスアップル花はな	胎内市西条 614-1	5.5
140		デイサービスセンターと・も・だ・ち	胎内市西本町 11-11	6.4
141		とっさか	胎内市西本町 11-27	6.3
142		マチュアハウス中条	胎内市大字中村浜宇築地浜 699-136	2.2
143		胎内まごころの里きのと	胎内市大出 730-1	3.0
144		胎内まごころの里	胎内市築地 3715-3	3.1
145		デイサービスセンターウエルネス中条	胎内市表町 6-17-12	7.0
146		よりあいサークルしろとり荘	胎内市羽黒字白鳥 2247-2	8.3
147		よりあいサークル一円相	胎内市乙字中野 890-4	2.9
148		りんどう	胎内市下館 1523	8.2
149		養護老人ホームひめさゆり	胎内市下館 820-2	8.5
150		やまぼうし	胎内市下館字大開 1522	8.6
151		よりあいサークルけやきの杜	胎内市下館字坪頭 259	8.4
152		胎内市デイサービスセンターいわはら荘	胎内市下赤谷 387-15	9.6
153		グループホームちゅーりっぶ苑・つばき	胎内市協和町 1831-1	6.2
154		グループホームちゅーりっぶ苑・さくら	胎内市協和町 837-1	6.2
155		聖籠町老人福祉センター聖海荘	北蒲原郡聖籠町大字次第浜 3961-2	4.9
156		聖籠まごころの里	北蒲原郡聖籠町大字次第浜 5298	5.2
157		汐彩の郷	北蒲原郡聖籠町大字次第浜 5372	5.0
158		ウエルハート加治川の里(特定)	北蒲原郡聖籠町大字次第浜 5407	5.0
159		しうんじ	新発田市真野原外 3331-2	4.4
160		新発田市紫雲寺老人憩いの家眺海荘	新発田市藤塚浜 3585-110	1.9
161	新発田まごころの里	新発田市下小中山 1107	7.9	

資料：国土数値情報 医療機関データ[平成26年]、福祉施設データ[平成27年]、新潟県学校一覧[令和2年]

表 3.2.23 (5) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧

番号	区分	施設名称	所在地	区域からの距離(km)
162	身体障害者 更生援施設	いわくすの里	村上市上の山 2-17	2.7
163		はまなすホーム	村上市瀬波中町 10-1	5.8
164		浦田の里	村上市岩船浦田山 231-1	3.8
165		ハートワーク高浜	胎内市高畑 2398	2.5
166		虹の家	胎内市西条 412-4	5.2
167		就労サポートじょぶ倶楽部	胎内市中村浜字築地原 699-128	2.1
168		生活サポートそら倶楽部	胎内市中村浜築地原 699-128	2.1
169		こばと作業所	胎内市東本町 22-31	7.2
170		ひまわり荘	胎内市塩沢 279	8.0
171		大峰寮	新発田市下坂町 266	7.5
172		その他の 社会福祉施設	荒川子育て支援センター	村上市坂町 1804-2
173	(株)慎鍋		村上市山居町 2-5-44	5.9
174	グループホームそよかぜ		村上市山口字野中 452-1	5.7
175	小規模多機能型居宅介護よりあい		村上市小口川 133-1	4.0
176	医療法人新光会村上記念病院		村上市松山 204-1	5.4
177	なごみの郷瀬波(有料)		村上市瀬波温泉 2-9-7	4.2
178	地域生活支援センターはまなす		村上市瀬波中町 10-1	5.8
179	あかね寮		村上市大欠 10-6	6.6
180	医療法人山北会肴町病院		村上市田端町 16-7	6.3
181	小規模多機能ホームみんなの家		村上市下鍛冶屋 575-29	6.5
182	小規模多機能型居宅介護ライフほうない		村上市下鍛冶屋 734-1	7.2
183	神林子育て支援センター		村上市九日市 356-4	4.0
184	ふれ愛の里なかよし		胎内市黒川 1124	8.0
185	地域包括支援センター中条愛広苑		胎内市十二天 91	4.9
186	ケアステーションどっこん		胎内市十二天 91-1	4.9
187	胎内市地域包括支援センターみらい		胎内市新和町 2-10	7.0
188	さわらび保育園子育て支援センターみなみ		胎内市星の宮 103-1.2	7.8
189	子育て支援センターすこやか		胎内市西条町 9-46	7.0
190	子育て支援センターきらら		胎内市西本町 11-11	6.4
191	地域包括支援センター胎内市社協		胎内市西本町 11-11	6.4
192	地域子育て支援センターメイプルクラブ		胎内市大字十二天 91-5	4.9
193	子育て支援センターこっこクラブ		胎内市大字築地 3246	3.0
194	スカイ-1		胎内市中村浜字築地原 699-131	2.1
195	地域生活支援センターぐみの郷		胎内市本郷 544-1	6.0
196	虹の家第一寮		胎内市羽黒 1213-1	7.9
197	きのと交流館		胎内市乙 2705	3.0
198	地域包括支援センターやまぼうし		胎内市下館字大開 1522	8.2
199	デイホームちゅーりっぷ苑・つばき		胎内市協和町 1831-1	6.2
200	デイホームちゅーりっぷ苑・さくら		胎内市協和町 837-1	6.2
201	子育て支援センターこあらクラブ		胎内市西条町 3-10	6.0
202	小規模多機能ホーム聖籠まごころの里		北蒲原郡聖籠町大字次第浜 5310	5.2
203	新発田北地域包括支援センター		新発田市真野原外 3331-5	4.4
204	紫雲寺保育園子育て支援センター		新発田市真野原外 3428	4.4
205	ささえ愛ゆう		新発田市藤塚浜 4073-3	2.5
206	かたくり	新発田市下小中山 7-3	7.8	

資料：国土数値情報 医療機関データ[平成26年]、福祉施設データ[平成27年]、新潟県学校一覧[令和2年]

(2) 住居等の配置の概況

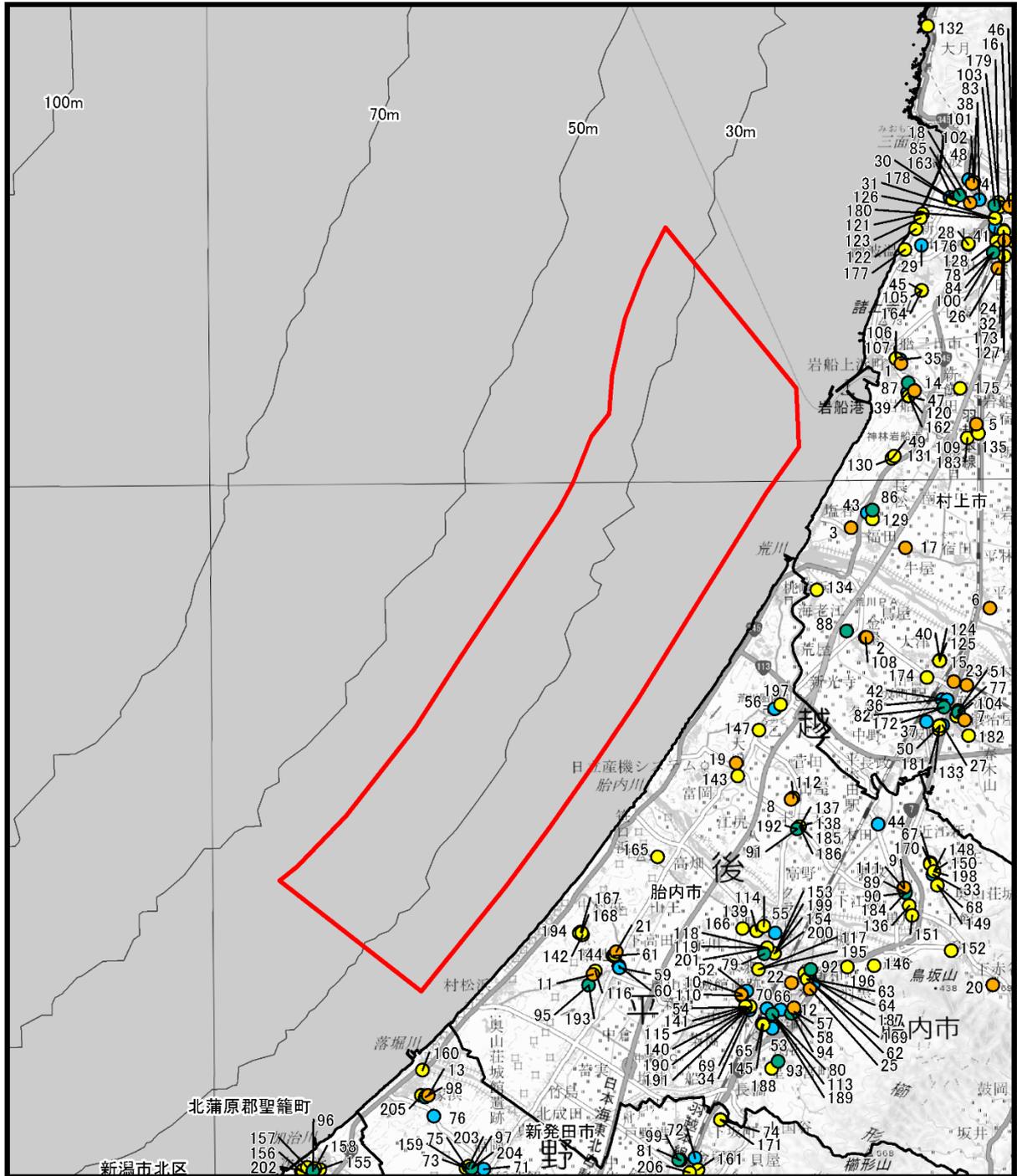
事業実施想定区域及びその周囲における住居等の配置の状況は、図 3.2.18に示すとおりである。事業実施想定区域から最も近い住居等は、最短で約1,167m程度の距離になる。

また、風車高さの10倍距離を想定した2.8km距離圏の500m毎の住宅の戸数は表 3.2.24に示すとおりであり、住居等の距離配置の概況を図 3.2.19に示す。

表 3.2.24 事業実施想定区域及びその周囲から2.8km圏内の住宅の戸数

事業実施想定区域からの距離	住宅戸数
0 m ~ 500 m	0 戸
500 m ~ 1,000 m	0 戸
1,000 m ~ 1,500 m	1,452 戸
1,500 m ~ 2,000 m	4,179 戸
2,000 m ~ 2,500 m	4,985 戸
2,500 m ~ 2,800 m	2,546 戸

資料：基盤地図情報（建築物データ）を加工して作成



凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線
- 学校
- 保育施設
- 福祉施設
- 医療機関

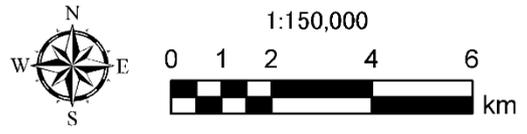
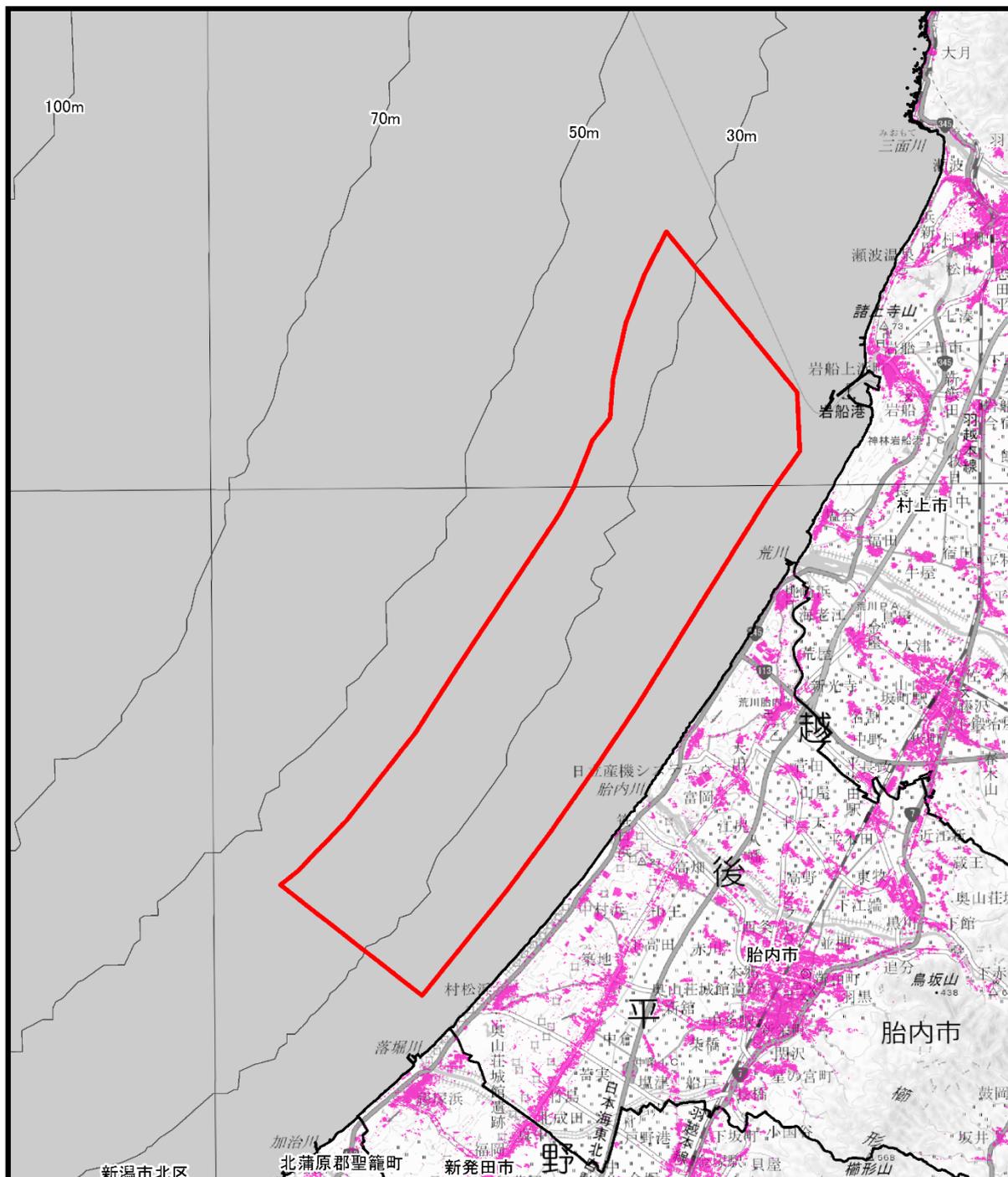


図 3.2.17 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設



凡例

- 事業実施想定区域
- 住宅等
- 行政界
- 等深線

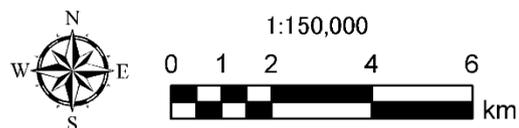


図 3.2.18 住居等の配置の概況

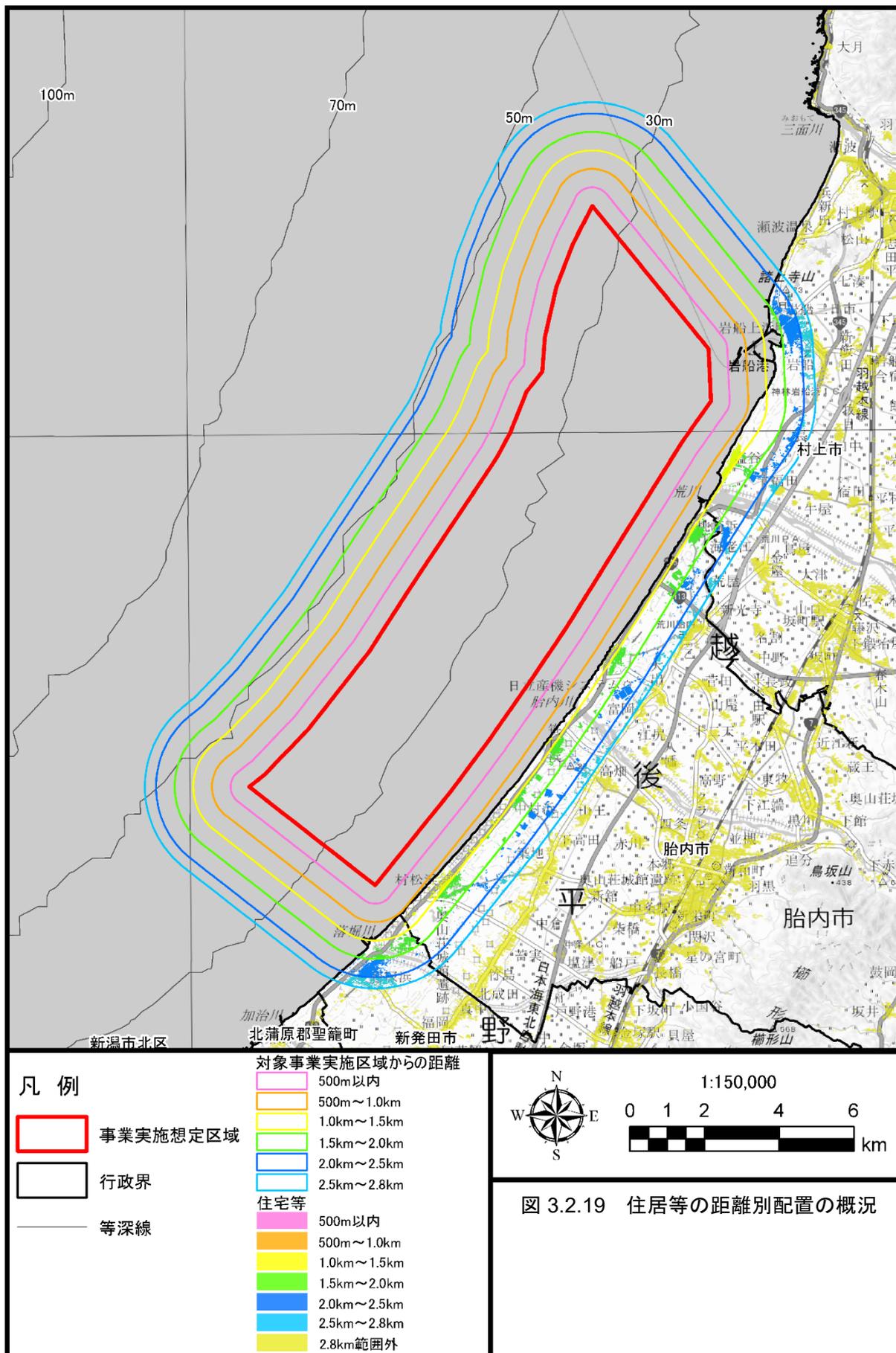


図 3.2.19 住居等の距離別配置の概況

### 3.2.6 下水道の整備状況

事業実施想定区域及びその周囲の村上市、胎内市、聖籠町および新発田市における下水道等の汚水処理施設の整備状況は表 3.2.25 に示すとおりである。新潟県における汚水処理人口普及率は88.8%、村上市は99.2%、胎内市は99.7%、聖籠町は99.8%、新発田市は79.2%となっている。

表 3.2.25 汚水処理施設普及率

市町村名	汚水処理人口普及率 (%)	普及率 (%)		
		下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽
村上市	99.2	78.5	19	1.7
胎内市	99.7	68.7	30.2	0.7
聖籠町	99.8	99.7	-	0.1
新発田市	79.2	62.8	8.7	7.7
新潟県	88.8	77.0	6.2	5.6

※1：農業集落排水には漁業集落排水施設を含む  
 ※2：数値については、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：「新潟県の汚水処理人口普及率（令和2年度末）」（新潟県ホームページ）

### 3.2.7 廃棄物の状況

事業実施想定区域及びその周囲の村上市、胎内市、聖籠町及び新発田市の2019年度の一般廃棄物処理事業実態調査結果は、表 3.2.26 に示すとおりである。新潟県におけるごみ総排出量は年間845,564t、村上市は年間24,117t、胎内市は12,564t、聖籠町は年間5,242t、新発田市は年間48,203tとなっている。

表 3.2.26 (1) ごみ処理概要（令和元年度）実績

市区町村名		新潟県	村上市	胎内市	聖籠町	新発田市	
総人口	(人)	2,233,964	59,473	29,037	14,333	97,196	
	計画収集人口	(人)	2,233,964	59,473	29,037	14,333	97,196
	自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
外国人人口	(人)	17,692	316	218	269	609	
ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)	計画収集量	(t)	734,682	20,869	12,119	4,667	46,477
	直接搬入量	(t)	81,506	3,007	445	575	1,726
	集団回収量	(t)	29,376	241	0	0	0
	合計	(t)	845,564	24,117	12,564	5,242	48,203
1人1日当たりの排出量	合計 (ごみ総排出量)*10 <sup>6</sup> /総人口/366	(g/人日)	1,034	1,108	1,182	999	1,355
	生活系ごみ(生活系ごみ搬入量+集団回収量)*10 <sup>6</sup> /総人口/366	(g/人日)	695	770	650	648	592
	事業系ごみ(事業系ごみ搬入量)*10 <sup>6</sup> /総人口/366	(g/人日)	339	337	533	352	763
自家処理量	(t)	0	0	0	0	0	

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和元年度調査結果）」（環境省ホームページ）

表 3.2.26 (2) ごみ処理概要（令和元年度）実績

市区町村名			新潟県	村上市	胎内市	聖籠町	新発田市	
ごみ処理量(直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量)	直接焼却量	(t)	612,210	20,904	9,801	4,549	34,303	
	直接最終処分量	(t)	9,432	0	0	13	0	
	焼却以外の中間処理量(粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の資源化等を行う施設+その他の施設)	合計	(t)	120,748	656	436	681	1,306
		粗大ごみ処理施設	(t)	27,315	523	436	196	1,306
		資源化等を行う施設	(t)	70,069	133	0	485	0
		ごみ堆肥化施設	(t)	5,502	0	0	0	0
		ごみ飼料化施設	(t)	0	0	0	0	0
		メタン化施設	(t)	17,715	0	0	0	0
		ごみ燃料化施設	(t)	14	0	0	0	0
	その他の施設	(t)	133	0	0	0	0	
直接資源化量	(t)	72,454	2,330	2,327	0	12,594		
合計	(t)	814,844	23,890	12,564	5,243	48,203		
減量処理率(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量*100		(%)	98.8	100.0	100.0	99.8	100.0	
中間処理後再生利用量(焼却施設+粗大ごみ処理施設+ごみ堆肥化施設+ごみ飼料化施設+メタン化施設+ごみ燃料化施設+その他の資源化等を行う施設+その他の施設)	焼却施設	(t)	17,134	1,542	0	19	0	
	粗大ごみ処理施設	(t)	7,459	203	132	79	455	
	ごみ堆肥化施設	(t)	5,458	0	0	0	0	
	ごみ飼料化施設	(t)	0	0	0	0	0	
	メタン化施設	(t)	1,726	0	0	0	0	
	ごみ燃料化施設	(t)	14	0	0	0	0	
	その他の資源化等を行う施設	(t)	52,511	133	0	466	0	
	合計	(t)	84,302	1,878	132	564	455	
リサイクル率 R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100		(%)	22.0	18.4	19.6	10.8	27.1	
リサイクル率 R' (直接資源化量+中間処理後再生利用量〔固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除く〕+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100		(%)	21.5	12.0	19.6	10.8	27.1	
最終処分量(直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量)	直接最終処分量	(t)	9,432	0	0	13	0	
	焼却残渣量	(t)	51,649	849	1,327	620	4,345	
	処理残渣量	(t)	8,605	0	203	59	700	
	合計	(t)	69,686	849	1,530	692	5,045	

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和元年度調査結果）」（環境省ホームページ）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

(a) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、同法に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)により、表3.2.27～表3.2.30に示すとおり定められている。また、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年中央公害対策審議会通知)は、表3.2.31に示すとおりである。

なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所には適用されない。

表 3.2.27 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	<p>1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。</p> <p>4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p>

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

表 3.2.28 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が <sup>g</sup> 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が <sup>g</sup> 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が <sup>g</sup> 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が <sup>g</sup> 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

資料：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

表 3.2.29 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が 15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が 35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5µm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。	

資料：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境庁告示第33号）

表 3.2.30 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が <sup>g</sup> 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

表 3.2.31 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 (S51.8.13 通知)

資料：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年中央公害対策審議会）

(b) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、表 3.2.32に示すとおり定められている。村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町で類型指定がされている。

表 3.2.32 騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型		基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
一般地域	環境基準 AA 類型	50dB 以下	40dB 以下
	環境基準 A 及び B 類型	55dB 以下	45dB 以下
	環境基準 C 類型	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値	70dB 以下	65dB 以下

注)  
1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。  
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

備考  
車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。また、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値において個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第 64 号）

(c) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）により、公共用水域の水質についての人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が、表 3.2.33～表 3.2.36に示すとおり定められている。

また、事業実施想定区域及びその周囲における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、河川については、表3.1.17及び図 3.1.13に、海域については、表3.1.19及び図 3.1.16に示すとおりである。

表 3.2.33 人の健康の保護に関する環境基準

項目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.34 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は 端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
     水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
     水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
     水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
     水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
     工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
     工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる。）。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.35 生活環境の保全に関する環境基準

（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立米以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

2. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

3. 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

4. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注）1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下

備考  
1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3.水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考

1. 基準値は日間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.36 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存 酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考  
1.自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2.水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及 び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種 及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考  
1.基準値は、年間平均値とする。  
2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2.水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3.生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度  
資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

工

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1.基準値は日間平均値とする。		
2.底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

(d) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)により、表3.2.37に示すとおり定められている。

表 3.2.37 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)

(e) 土壌の汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）により、表3.2.38に示すとおり定められている。

表 3.2.38 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
備考	1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

(f) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示68号）により、表3.2.39に示すとおり定められている。

表 3.2.39 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2.大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示68号）

② 規制基準

(a) 騒音

騒音の規制に関しては「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び道路交通騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表3.2.40～表3.2.42に示すとおりである。また、事業実施想定区域及びその周囲において規制地域の指定がされており、図3.2.20に示すとおりである。

表 3.2.40 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域	時間区分			
	朝	昼間	夕	夜間
(対象時間)	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	40dB	50dB	40dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
(対象時間)	6時～8時	8時～20時	20時～22時	22時～6時
第3種区域	60dB	65dB	60dB	50dB
第4種区域	65dB	70dB	65dB	60dB

備考  
 1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ以下に掲げる区域をいう  
 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域  
 2. 第3種区域、第4種区域内で、学校、保育園、病院、患者を入院させる施設を有する診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50メートルの区域内にある工場、事業場の規制基準は、5dB減じた値である。

資料：「新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和47年新潟県告示第44号）、「県条例の騒音・振動に関する規制基準および指定地域」（新潟県ホームページ）より作成

表 3.2.41 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制内容	区域	規制基準
敷地境界基準値	(1)・(2)	85dB（敷地境界）
作業禁止時刻	(1)	19時～7時
	(2)	22時～6時
1日当たりの作業時間	(1)	10時間／日を超えないこと
	(2)	14時間／日を超えないこと
作業期間	(1)・(2)	連続6日を超えないこと
作業禁止日	(1)・(2)	日曜日その他休日

注) 1. (1) 騒音・振動の規制基準の区域（県条例）における第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち、学校・病院などの敷地の周囲おおむね80mの区域  
 2. (2) (1)に掲げる区域以外の区域

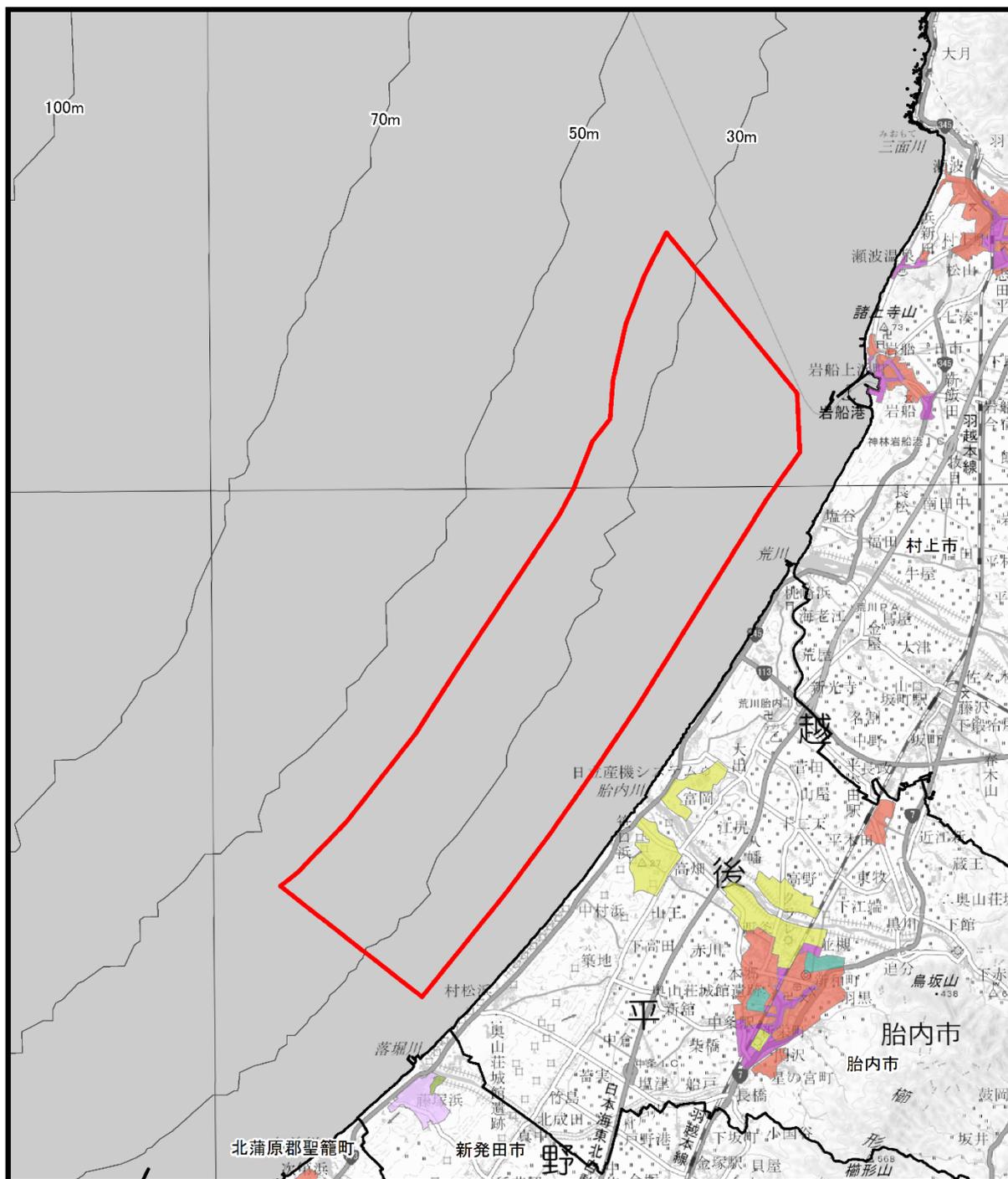
資料：「県条例の騒音・振動に関する規制基準および指定地域」（新潟県ホームページ）より作成

表 3.2.42 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		6時～22時	22時～6時
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する地域	65dB	55dB
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70dB	65dB
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75dB	70dB
4	幹線交通を担う道路に隣接する区域	75dB	70dB

備考  
 1. a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域  
 b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域  
 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
 2. 幹線交通を担う道路に近隣する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は1から3の区域の区分にかかわらず4を限度とする。

資料：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）より作成



凡例

- |   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 第1種区域 |
|  | 行政界      |  | 第2種区域 |
|  | 等深線      |  | 第3種区域 |
|   |          |  | 第4種区域 |
|   |          |  | A類型   |
|   |          |  | B類型   |



図 3.2.20 騒音指定区域図

## (b) 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2.43～表 3.2.45に示すとおりである。また、事業実施想定区域及びその周囲において規制地域の指定がされており、図 3.2.21に示すとおりである。

表 3.2.43 特定工場等において発生する振動の規制基準

対象区域	時間区分	
	昼間	夜間
(対象時間)	8時～19時	19時～8時
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域		
(対象時間)	8時～20時	20時～8時
第3種区域	65dB	60dB
第4種区域		

備考  
 1.第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ以下に掲げる区域をいう  
 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域  
 2.第3種区域、第4種区域内で、学校、保育園、病院、患者を入院させる施設を有する診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50メートルの区域内にある工場、事業場の規制基準は、5dB減じた値である。

資料：「県条例の騒音・振動に関する規制基準および指定地域」(新潟県ホームページ)より作成

表 3.2.44 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制内容	区域の区分	規制基準
敷地境界基準値	両区域	75dB(敷地境界)
作業禁止時刻	1号区域	19時～7時
	2号区域	22時～6時
1日当たりの作業時間	1号区域	10時間/日を超えないこと
	2号区域	14時間/日を超えないこと
作業期間	両区域	連続6日を超えないこと
作業禁止日	両区域	日曜日その他休日

備考  
 1.1号区域：振動規制法の第1種区域、第2種区域のうち工業地域以外の地域、第2種区域の工業地域のうち、学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの地域  
 2.2号区域：規制地域の内、1号区域以外の地域

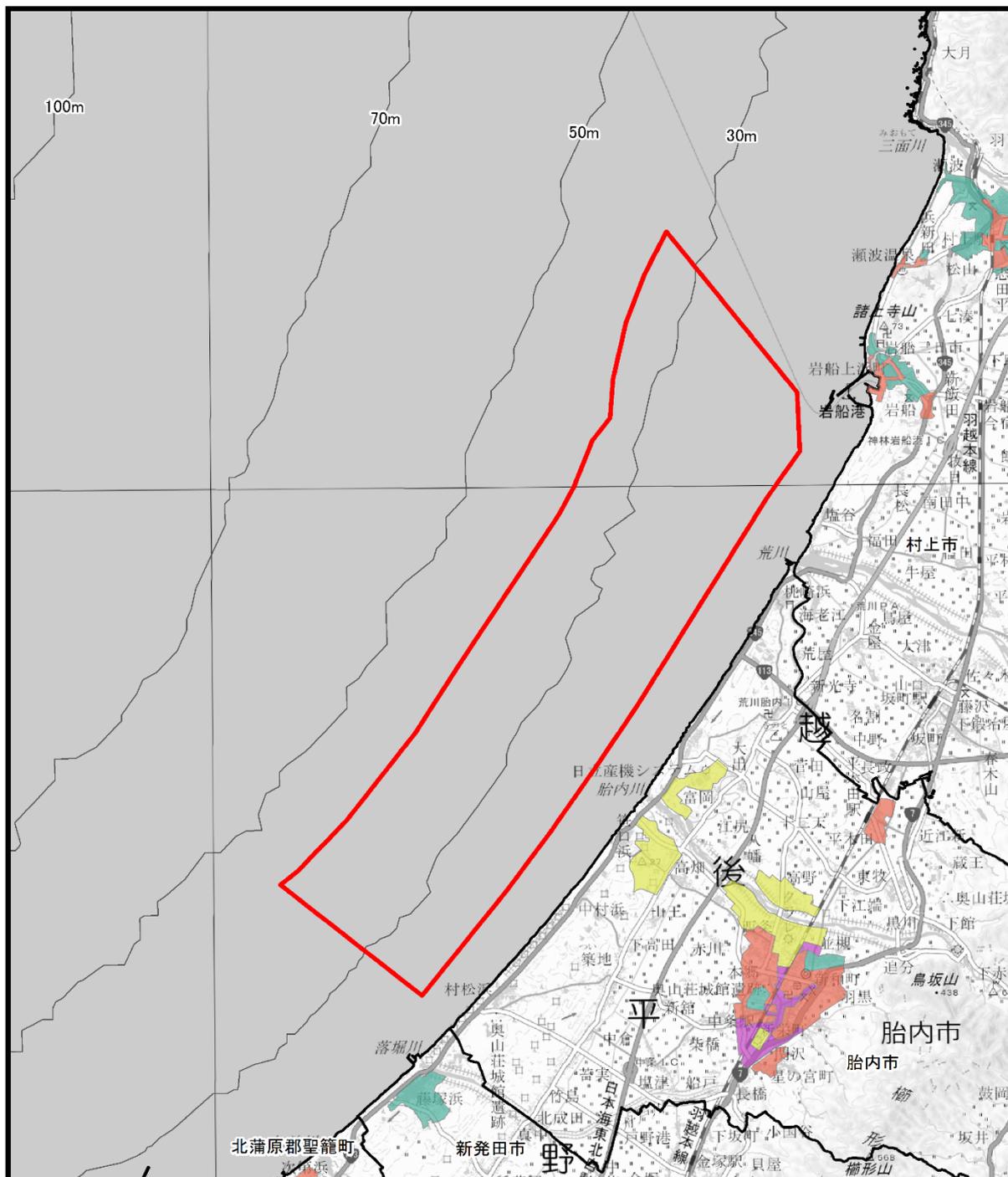
資料：「振動規制法の規制基準および指定地域」(新潟県ホームページ)より作成

表 3.2.45 道路交通振動に係る要請限度

区域/時間	昼間	夜間
(対象時間)	8時～19時	19時～8時
第1種区域	65dB	60dB
(対象時間)	8時～20時	20時～8時
第2種区域	70dB	65dB

注：第1種区域及び第2種区域は、振動規制法に基づく指定区域の区域区分をいう。

資料：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)より作成



凡例

- |   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 第1種区域 |
|  | 行政界      |  | 第2種区域 |
|  | 等深線      |  | 第3種区域 |
|   |          |  | 第4種区域 |

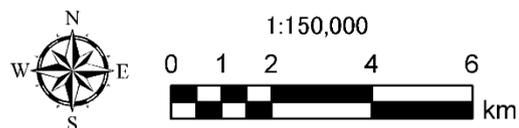


図 3.2.21 振動指定区域図

(c) 水質汚濁

工場及び事業所からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づき全国一律の排水基準が定められており、各物質の許容限度は表 3.2.46及び表 3.2.47に示すとおりである。本事業は有害物質等を排水する行為はないため、上記法令の規制対象事業には該当しない。

また、新潟県では「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年新潟県条例第46号）の上乗せ排水基準により事業所等からの排水規制を行っているが、本事業はこの条例の規制対象事業に該当しない。

表 3.2.46 水質汚濁防止法に基づく特定事業場に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mg-Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg-Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの10mgB/L 海域に排出されるもの 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの8mgF/L 海域に排出されるもの 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

1. 「検出されないこと」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が該当検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法令施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下に同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適応しない。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.47 水質汚濁防止法に基づく特定事業場に係る排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6 (ただし海域は5.0～9.0)
生物学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方センチメートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鋼を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、同含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、科学的酸素要求量についての排水基準は、海域湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

(d) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）では、知事が住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について物質濃度規制と臭気指数規制を設定している。村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町は臭気指数規制が設定されており、敷地境界線上における規制基準及び区域区分は表 3.2.48及び表 3.2.49に、事業実施想定区域及びその周囲における規制地域は、図 3.2.22に示すとおりである。

表 3.2.48 (1) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界線上）

特定悪臭物質の種類	濃度
アンモニア	大気における含有率が百万分の一以上百万分の五以下
メチルメルカプタン	大気における含有率が百万分の〇・〇〇二以上百万分の〇・〇一以下
硫化水素	大気における含有率が百万分の〇・〇二以上百万分の〇・〇二以下
硫化メチル	大気における含有率が百万分の〇・〇一以上百万分の〇・二以下

表 3.2.48 (2) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界線上）

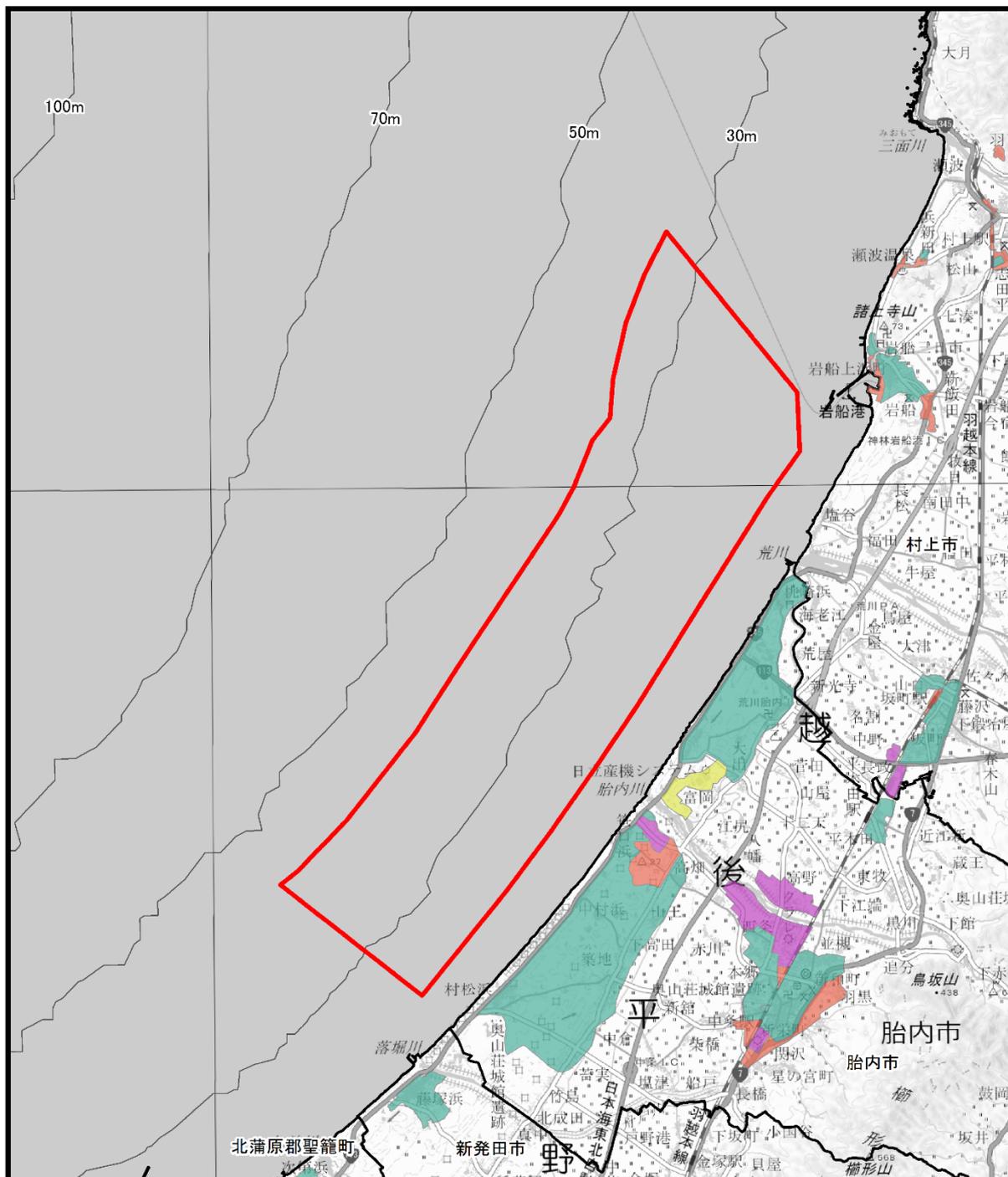
特定悪臭物質の種類	濃度
二硫化メチル	大気における含有率が百万分の〇・〇〇九以上百万分の〇・一以下
トリメチルアミン	大気における含有率が百万分の〇・〇〇五以上百万分の〇・〇七以下
アセトアルデヒド	大気における含有率が百万分の〇・〇五以上百万分の〇・五以下
プロピオンアルデヒド	大気における含有率が百万分の〇・〇五以上百万分の〇・五以下
ノルマルブチルアルデヒド	大気における含有率が百万分の〇・〇〇九以上百万分の〇・〇八以下
イソブチルアルデヒド	大気における含有率が百万分の〇・〇二以上百万分の〇・二以下
ノルマルバレルアルデヒド	大気における含有率が百万分の〇・〇〇九以上百万分の〇・〇五以下
イソバレルアルデヒド	大気における含有率が百万分の〇・〇〇三以上百万分の〇・〇一以下
イソブタノール	大気における含有率が百万分の〇・九以上百万分の二十以下
酢酸エチル	大気における含有率が百万分の三以上百万分の二十以下
メチルイソブチルケトン	大気における含有率が百万分の一以上百万分の六以下
トルエン	大気における含有率が百万分の十以上百万分の六十以下
スチレン	大気における含有率が百万分の〇・四以上百万分の二以下
キシレン	大気における含有率が百万分の一以上百万分の五以下
プロピオン酸	大気における含有率が百万分の〇・〇三以上百万分の〇・二以下
ノルマル酪酸	大気における含有率が百万分の〇・〇〇一以上百万分の〇・〇〇六以下
ノルマル吉草酸	大気における含有率が百万分の〇・〇〇〇九以上百万分の〇・〇〇四以下
イソ吉草酸	大気における含有率が百万分の〇・〇〇一以上百万分の〇・〇一以下

資料：「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）より作成

表 3.2.49 悪臭規制地域の指定状況

指定場所	市町村名
新潟県	田上町、刈羽村、出雲崎町 合計 2 町 1 村
市町村	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、妙高市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町 合計 20 市 3 町
合計	20 市 5 町 1 村

資料：「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」（新潟県ホームページ）より作成



凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

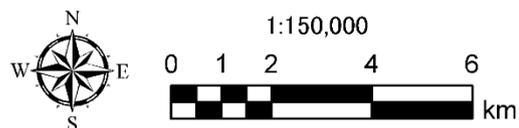


図 3.2.22 悪臭指定区域図

(e) 水底の底質

海域における総水銀の暫定除去基準値は、「底質の暫定除去基準について」（昭和50年環水管第119号）に基づき、下記の計算式により算出した値以上と定められている。PCBは10ppm以上と暫定除去基準が定められている。

また、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）に基づき、水底土砂に係る判定基準が表 3.2.50に示すとおり定められている。対象事業の実施に当たり浚渫に伴う水底土砂が発生する場合には、同法に基づき適正な処理等が必要となる。

(海域における総水銀の暫定除去基準値の計算式)

$$C=0.18 \cdot \Delta H/J \cdot 1/S$$

ただし C : 総水銀の暫定基準値 (ppm)

ΔH : 平均潮差 (m)

J : 溶出率

S : 安全率

- (1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
  - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。
  - 3) 2)の割合がおおむね1/2を越える水域においては、100とする。

表 3.2.50 水底土砂に係る判定基準

項目	判定基準	
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。	
水銀又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき	0.5mg 以下
ヒ素又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1 リットルにつき	0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1 リットルにつき	3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2mg 以下
ふつ化物	検液 1 リットルにつき	15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1 リットルにつき	1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	1.5mg 以下
有機塩素化合物	試料 1 キログラムにつき	40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき	0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき	0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき	0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき	3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき	0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき	0.02mg 以下
チウラム	検液 1 リットルにつき	0.06mg 以下
シマジン	検液 1 リットルにつき	0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき	0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき	0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1 リットルにつき	10pg-TEQ 以下

備考

- 1.この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 2.「検出されないこと」とは、第四項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

資料：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号）

(f) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準は、表 3.2.51に示すとおりである。

村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町における土壌汚染対策法第6条第1項に基づく指定状況は、令和2年度末において要措置区域は2区域(新発田市1区域、胎内市1区域)、形質変更時要届出区域は、6区域(新発田市3区域、村上市2区域、胎内市1区域)となっている。事業実施想定区域及び海岸域での指定は行われていない。

表 3.2.51 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質とその指定基準

特定有害物質	分類	地下水等の摂取によるリスク	
		土壌溶出量基準	直接摂取によるリスク
		(mg/L以下)	土壌含有量基準 (mg/kg以下)
クロロエチレン	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002	—
四塩化炭素		0.002	—
1,2-ジクロロエタン		0.004	—
1,1-ジクロロエチレン		0.1	—
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	—
1,3-ジクロロプロペン		0.002	—
ジクロロメタン		0.02	—
テトラクロロエチレン		0.01	—
1,1,1-トリクロロエタン		1	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	—
トリクロロエチレン		0.01	—
ベンゼン	0.01	—	
カドミウム及びその化合物	第2種特定有害物質 (重金属等)	0.003	45
六価クロム化合物		0.05	250
シアン化合物		不検出	遊離シアン50
水銀及びその化合物		水銀0.0005(アルキル水銀不検出)	15
セレン及びその化合物		0.01	150
鉛及びその化合物		0.01	150
砒素及びその化合物		0.01	150
ふっ素及びその化合物		0.8	4000
ほう素及びその化合物	1	4000	
シマジン	第3種特定有害物質 (農薬等)	0.003	—
チオベンカルブ		0.02	—
チウラム		0.006	—
ポリ塩化ビフェニル		不検出	—
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る。)		不検出	—

資料:「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)

(2) その他環境保全計画等

新潟県で定めている環境関係条例等について、表 3.2.52に示す。

表 3.2.52 新潟県で定めている環境関係条例等

区分	名称	制定年月日
環境保全の 基本	新潟県環境基本条例	平成7年7月10日
	新潟県地域環境保全基金条例	平成2年3月28日
	新潟県環境影響評価条例	平成11年10月22日
	新潟県環境影響評価条例施行規則	平成12年2月1日
	新潟県環境影響評価技術指針の策定	平成12年4月21日
廃棄物	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	平成16年12月27日
	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則	平成17年2月1日
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	昭和52年6月30日
	新潟県産業廃棄物税基金条例	平成16年3月30日
	新潟県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則	平成16年6月15日
	新潟県浄化槽法施行細則	昭和60年10月1日
	新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	昭和60年7月16日
	新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	昭和60年10月1日
大気、水 質、悪臭、 騒音、振動	大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例	昭和46年12月22日
	新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例	平成17年12月27日
	新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和46年10月25日
	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	昭和48年4月20日
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定	平成15年12月12日
	騒音規制法による騒音規制地域指定	昭和47年4月1日
	特定建設作業に伴って発生する騒音規制	昭和47年4月1日
	騒音規制法による自動車騒音の要請限度を適用する区域の指定	平成12年3月31日
	騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定	平成11年4月1日
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定	昭和52年4月30日
	振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準	昭和53年3月30日
	振動規制法施行規則による区域及び時間の指定	昭和53年3月30日
その他	新潟県自然環境保全条例	昭和48年4月2日
	新潟県立自然公園条例	昭和43年12月26日
	新潟県立浅草山麓エコ・ミュージアム条例	平成13年3月30日
	新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則	平成15年4月15日
	鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定	平成15年4月15日
	新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例	平成26年12月25日
	新潟県希少野生動植物保護条例	令和3年3月30日

資料：「新潟県例規集」（令和4年2月1日）より一部抜粋

(3) 自然関係法令等

① 自然公園法に規定する国立・国定公園

国立公園は、わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地を環境大臣が指定するもので、2021年現在においては全国で34ヶ所が指定されている。

このうち新潟県には、磐梯朝日国立公園及び上信越高原国立公園がある。国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を環境大臣が指定するもので、2021年現在においては全国で57ヶ所が指定されている。新潟県では、越後三川只見国定公園が指定されている。国立公園および国定公園ともに、事業実施想定区域には、該当する公園はない。

② 自然環境保全法及び自然環境保全条例に規定する指定地域

自然環境保全地域は、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域は、環境大臣が指定し、都道府県自然環境保全地域は、都道府県条例により指定される。

新潟県では、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、新潟県自然環境保全条例を昭和48年に制定し、自然環境の保全を目的として自然環境保全地域等の指定等施策や事業を実施している。

2021年現在、新潟県では、自然環境保全地域の指定はなく、都道府県自然環境保全地域が23か所（2008,42ha）が指定されている。村上市では、「鳴海山」、「鈴ヶ滝」、「明神岩」の3ヶ所、胎内市では、「宮久」、「桃崎浜」の2ヶ所、新発田市では、「俎倉山」、「中峰」の2ヶ所が指定されているが、事業実施想定区域及びその周囲においては「桃崎浜」が該当する（図 3.2.23参照）。

また、新潟県内では、新潟県の貴重な自然環境を適切に保全するため、新潟県自然環境保全条例により緑地環境保全地域が9ヶ所指定されている。聖籠町では、「山王森」の1ヶ所が指定されているが、事業実施想定区域及びその周囲においては、該当はない。

表 3.2.53 新潟県の自然環境保全地域

地域名	位置	面積 (ha)	土地所有 別	指定 年月日	自然環境の特色	備考
ばんたいあさひ 磐梯朝日国立公園 いいで 飯豊地域	新発田市	6,172	国有地	S25.9.5	飯豊連峰の山麓・山腹は原生的な森林に覆われており、ブナ原生林をはじめ、原始的な景観が残っている。	特別保護地区 (2,063) 第1特別地域 (2,812) 第2種特別地域 (1,297)

資料：「日本の国立公園」令和2年3月31日現在（環境省ホームページ）

表 3.2.54 新潟県の都道府県自然環境保全区

地域名	位置	面積 (ha)	土地所有 別	指定 年月日	自然環境の特色	備考
ももぎきほま 桃崎浜自然環境保 全地域	胎内市桃 崎浜の砂 丘地帯	17	海岸 (全域普 通地区)	S59.3.30	県内の海岸砂丘植生を構成 する主な植物が集団的に生 育し、優れた自然環境が残 されている。	

資料：新潟県ホームページ：環境局対策課2022年4月1日現在

③ 自然公園条例で指定されている県立自然公園

県立自然公園は、新潟県内にある優れた風景地を条例に基づき知事が指定したもので、現在、新潟県内には13ヶ所の県立自然公園がある。事業実施想定区域及びその周囲には、2つの県立自然公園が指定されている（表 3.2.55及び図 3.2.23参照）。

表 3.2.55 県立自然公園

公園名	指定年月日	総面積	備考
瀬波笹川流れ粟島県立自然公園	S34.3.24	2,340	村上市他
胎内市二王子県立自然公園	S34.3.24	13,686	胎内市他

出典：「県立自然公園」令和4年4月1日現在（新潟県ホームページ）

④ 鳥獣保護区の指定状況

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の生息環境を保全、保護することを目的に鳥獣保護区を指定している。

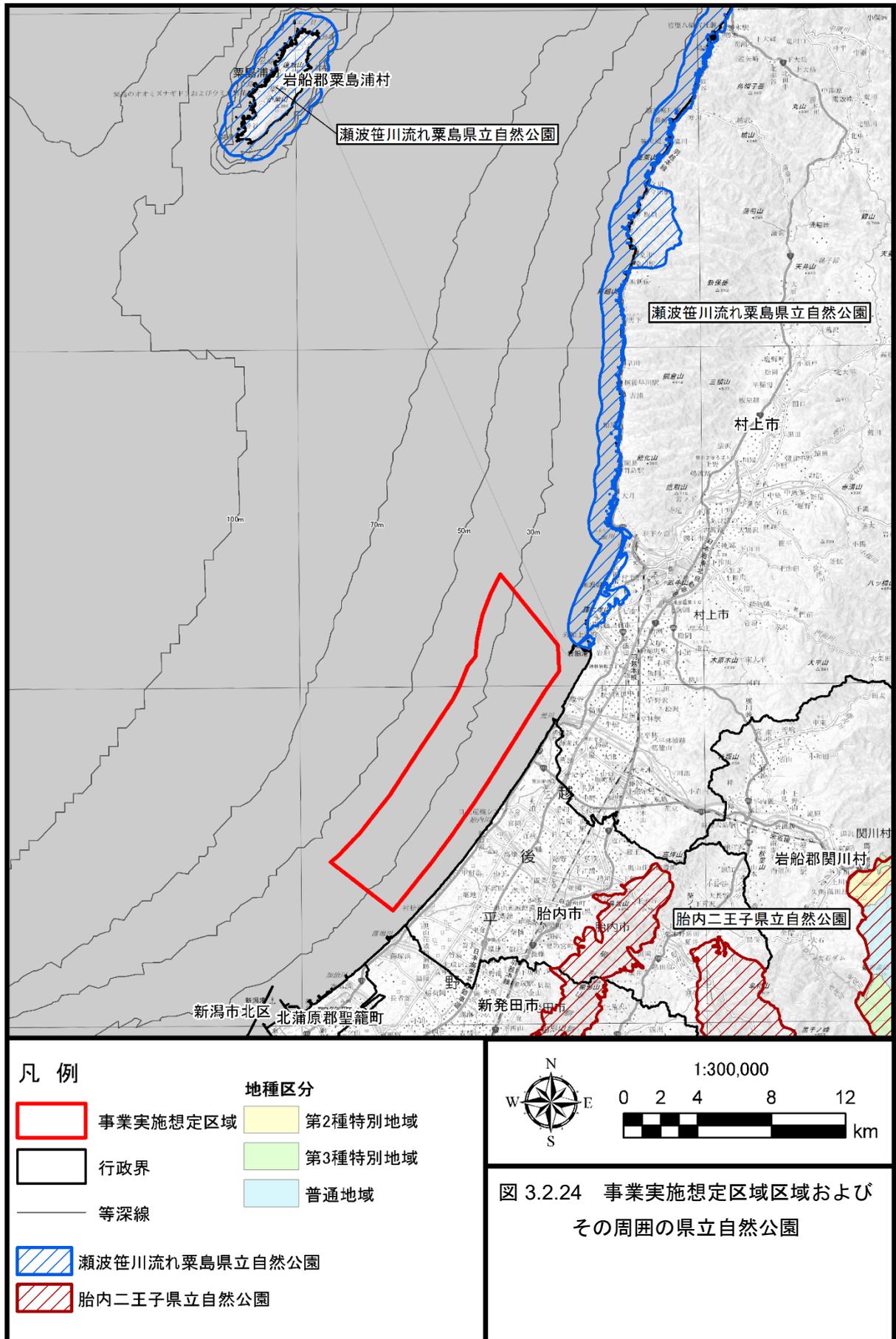
事業実施想定区域およびその周囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2.56及び図 3.2.25に示すとおりである。

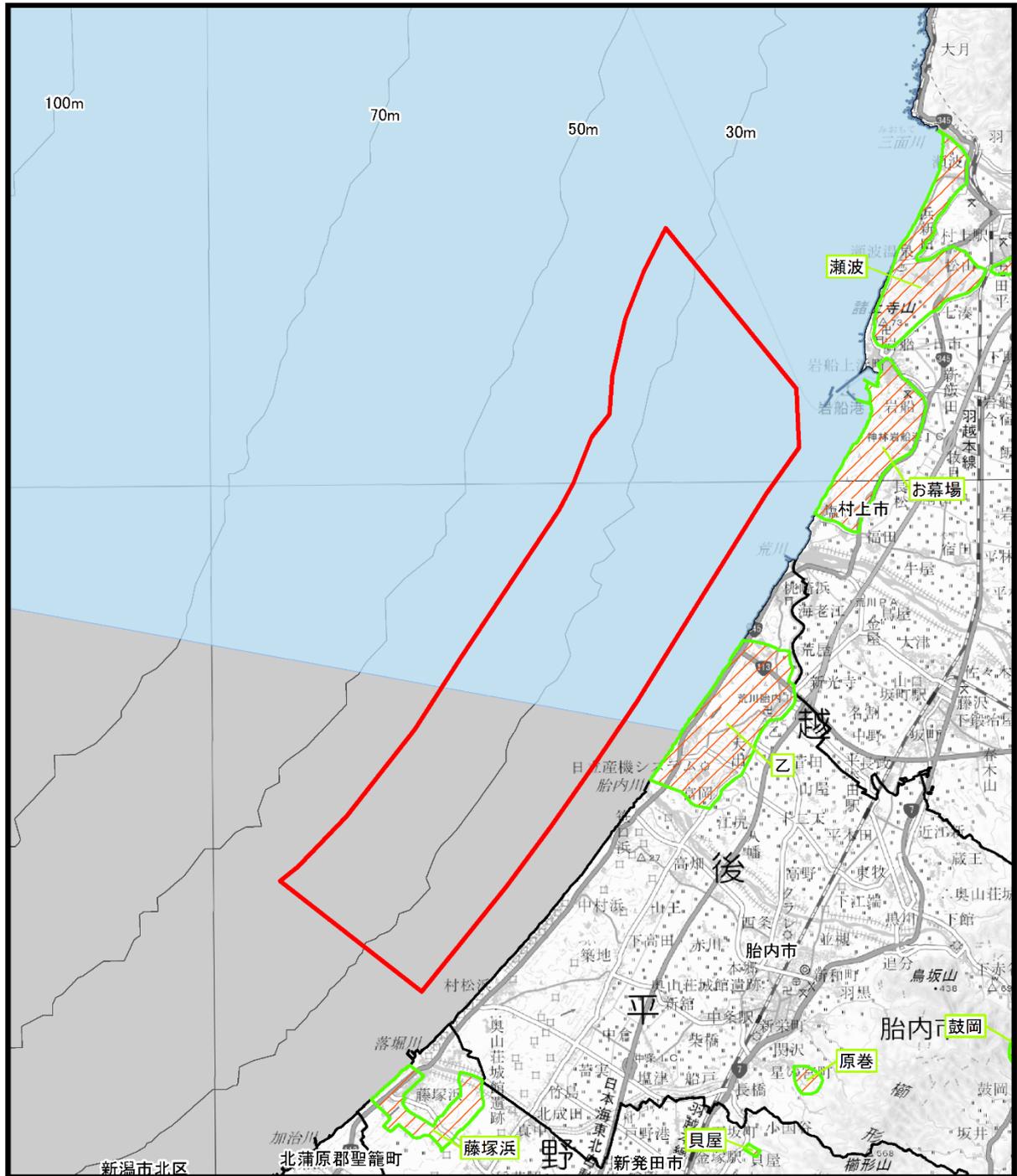
表 3.2.56 事業実施想定区域およびその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

番号	名称	所在地	面積 (ha)	うち特別 保護区面積	期間終了	備考
					年月日	
1	瀬波鳥獣保護区	村上市地内	637	—	令和 6.10.31	県指定
2	お墓場鳥獣保護区	村上市地内	418	—	令和 6.10.31	県指定
3	乙鳥獣保護区	胎内市地内	656	—	令和 8.10.31	県指定
4	鼓岡鳥獣保護区	胎内市地内	84	—	令和 9.10.31	県指定
5	貝屋鳥獣保護区	新発田市地内	5	—	令和 7.10.31	県指定
6	原巻鳥獣保護区	胎内市地内	42	—	令和 4.10.31	県指定
7	藤塚浜鳥獣保護区	新発田市地内	203	—	令和 13.10.31	県指定

資料：「令和3年度版新潟県鳥獣保護区等位置図について」（新潟県ホームページ）







凡例

- 事業実施想定区域
- 鳥獣保護区
- 行政界
- マリンIBA
- 等深線



1:150,000



図 3.2.25 事業実施想定区域区域およびその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

⑤ 都市計画法に基づく風致地区の設定の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、風致地区の指定がない。

⑥ 国土防災に係る指定区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害防止法」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域の位置は、図 3.2.26 に示すとおりであり、事業実施想定区域は指定がない。

「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域、「砂防法」（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、「急傾斜地法」（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険箇所は、事業実施想定区域及びその周囲にはない。

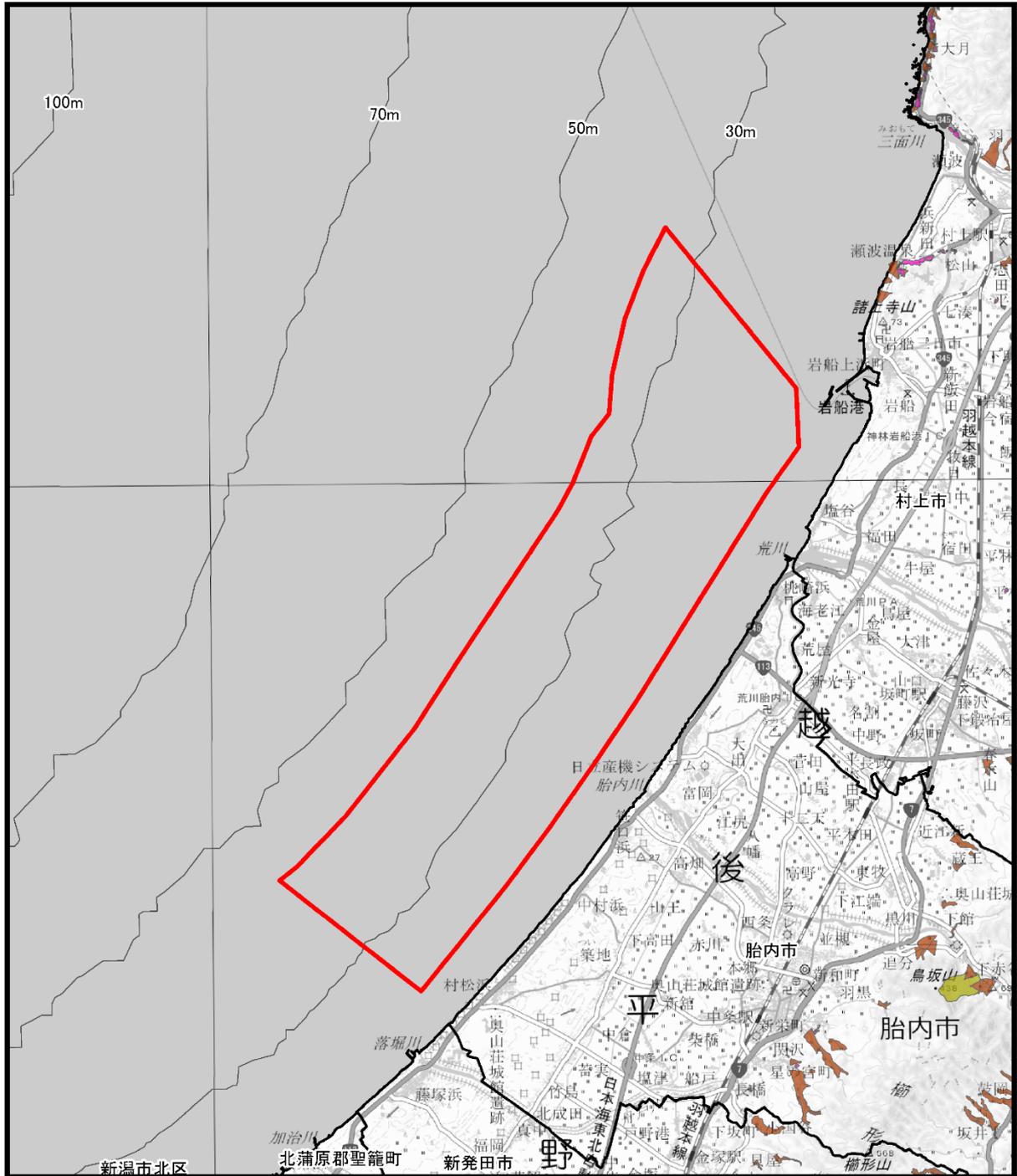
⑦ 保安林の指定状況

「森林法」に基づく保安林の指定状況は、表 3.2.57および図 3.2.27に示すとおりである。

表 3.2.57 新潟県の保安林指定状況

区分	新潟県			市町村			
	国有林面積 (ha)	民有林面積 (ha)	合計 (ha)	村上市 (ha)	胎内市 (ha)	聖籠町 (ha)	新発田市 (ha)
水源かん養保安林	227,021	96,277	323,298	48,039	9,772		19,058
土砂流出防備保安林	32,860	62,444	95,304	9,676	3,316		3,126
土砂崩壊防備保安林	181	1,304	1,485	131	55		36
飛砂防備保安林	51	1,372	1,423	8	317	46	52
防風保安林	352	209	561	351			
水害防備保安林	2	22	24				7
潮害防備保安林	0.0031	3.5	4				
干害防備保安林	161	358	519	91	18		76
なだれ防止保安林	350	2,386	2,736	74			0.1
落石防止保安林		32	32				
魚つき保安林		9	9	5			
航行目標保安林		2	2	2			
保健保安林	921	393	1,314	54	21		1
風致保安林	0.7	78	79	23			0.3
<b>合計（実面積）</b>	<b>261,901</b>	<b>164,888</b>	<b>426,789</b>	<b>58,455</b>	<b>13,498</b>	<b>46</b>	<b>22,357</b>
合計（兼種面積）外数	7,000	13,345	20,344	1,734	189	0	41

資料：「新潟県の保安林指定面積 令和3年3月31日時点」（新潟県ホームページ）

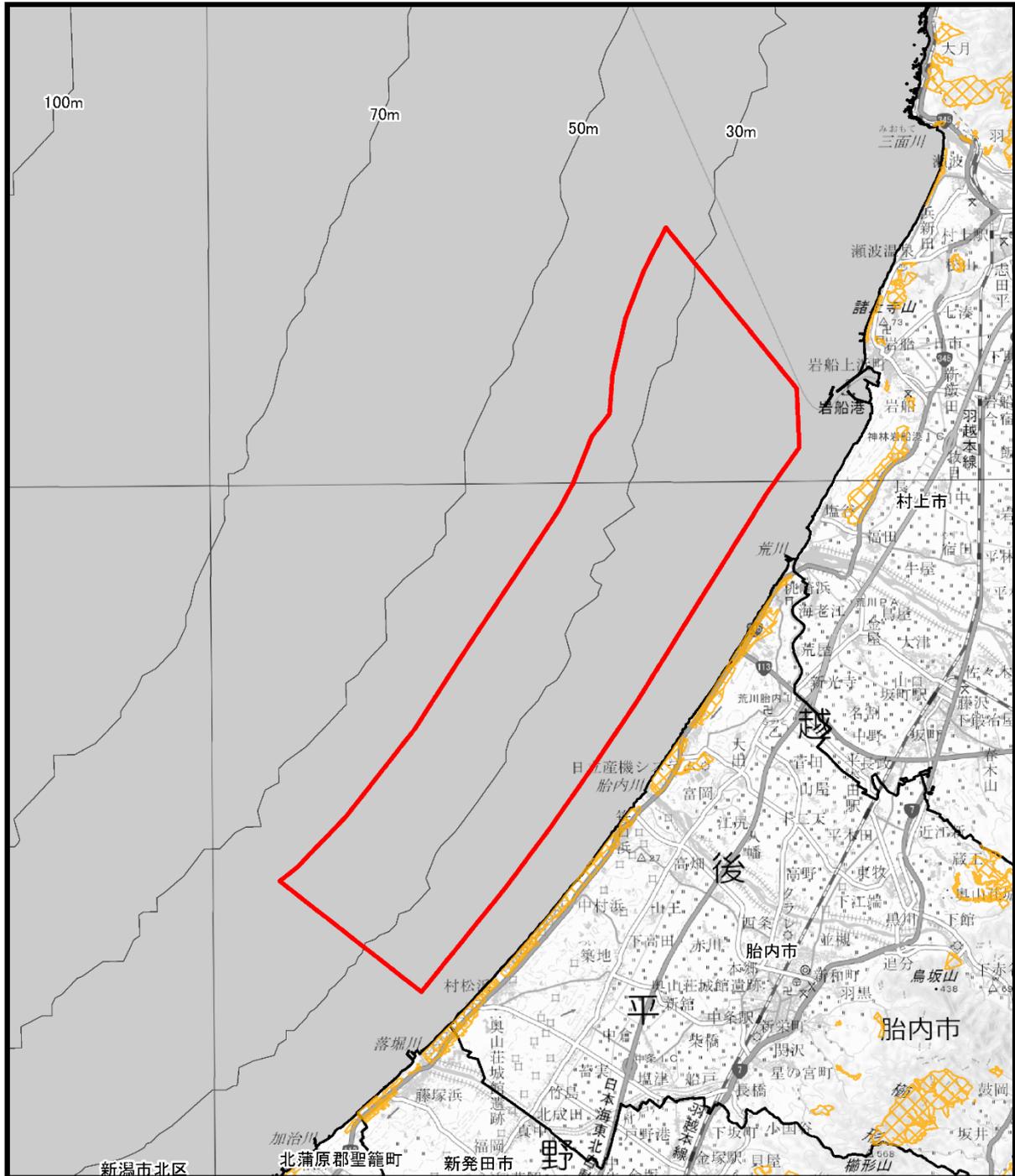


凡例

- |   |          |   |         |
|---|----------|---|---------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 急傾斜地の崩壊 |
|  | 行政界      |  | 土石流     |
|  | 等深線      |  | 地滑り     |



図 3.2.26 土砂災害警戒区域の位置



凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線
- 保安林

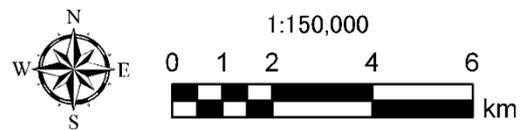


図 3.27 保安林の指定状況

⑧ 史跡・名勝・天然記念物

村上市、胎内市、聖籠町及び新発田市における「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づく史跡、名勝及び天然記念物は表3.2.58に示すとおりである。事業実施想定区域は、洋上のため、これら史跡、名勝及び天然記念物は存在しない。

表 3.2.58 (1) 事業実施想定区域及びその周囲における史跡、名勝及び天然記念物

項目	区分	種別	名称	指定年月日	所在地
村上市※1	国指定文化財	記念物 史跡	平林城跡	昭和53年9月18日	葛箆山ほか
			村上城跡	平成5年6月8日 追加平成14年3月19日 追加平成14年12月19日	本町字臥牛山ほか
			山元遺跡	平成28年10月3日	卜助淵
		天然記念物	菅堅八幡宮社叢	昭和3年1月31日	勝本
			笹川流	昭和2年9月5日	浜新保～寒川
		重要文化財 建造物	若林家僕宅 附 旧床板	昭和52年1月28日 追加平成3年5月31日	三之町
			浄念寺本堂附 棟札・造営絵図	平成3年5月31日	寺町
			馬場館跡	平成16年3月30日	金屋
		県指定文化財	記念物 史跡	人葉沢城跡	平成8年3月29日
	石船神社社叢			昭和33年3月5日	岩船三日淑
	天然記念物		小俣の白山神社の人スギ	平成1年3月31日	小俣
			有形文化財 建造物	西奈知羽黒神社境内摂社神明宮本殿	昭和44年3月25日
	市指定文化財	記念物 史跡	旧村上城石垣・石段	昭和55年10月22日	三之町
			金毘羅神社昇降石段	昭和52年7月18日	貝附
			経塚	平成1年9月1日	里本庄
			中継の一里塚	平成9年3月27日	中継 OI 内神社境内)
		天然記念物	ごようまつ	昭和54年11月1日	羽黒J(光徳寺境内)
			もみ2本	昭和54年11月1日	門前(耕雲寺境内)
			いちよう	昭和54年11月1日	瀬波上町(人龍寺境内)
			けやき	昭和54年11月1日	久保多町(秋葉神社境内)
			くぬぎ	昭和54年11月1日	八日市(神明宮境内)
			こうやまき	昭和54年11月1日	羽黒J(光徳寺境内)
			かりん	昭和54年11月1日	肴町(観音寺境内)
			たかおもみじ	昭和54年11月1日	小町(安善寺境内)
			けやき	昭和54年11月1日	山辺里(船魂十二所神社境内)
			うらじろがし	昭和54年11月1日	羽黒町(西奈彌羽黒神社境内)
			しい	昭和54年11月1日	三之町
			若林家住宅庭園	昭和54年11月1日	三之町(若林家住宅)
			人杉群生林H株	昭和52年7月18日	貝附
			熊野神社の七本杉1株	昭和52年3月29日	布部(熊野神社境内)
			平林神社のけやき	平成24年3月19日	平林(平林神社境内)
			小岩内の姥杉	平成26年4月25日	小岩内
		有形文化財 建造物	弁天堂	昭和47年12月25日	肴町
問部詮房御言屋					
問部詮房御言屋御門			昭和57年4月20日	寺町	
問部詮房墓碑					
旧嵩岡家住宅			昭和62年12月11日	庄内町(記念公園内)	
旧岩間家住宅			平成4年9月21日	庄内町(記念公園内)	
旧成田家住宅			平成5年3月25日	新町	
旧藤井家住宅			平成6年9月26日	堀片(記念公園内)	
福崎・佐藤家住宅			平成11年1月25日	杉原 ※解体前	
耕雲寺山門			平成17年8月26日	門前	
石継神社境内天満宮	平成8年7月10日		海老江		
人雄寺境内弁天堂	平成8年7月10日		金屋		
保呂羽堂	平成19年11月20日		平林		
浅間神社	平成3年3月31日		岩石		
浅間神社内宮殿	平成3年3月31日		岩石		
観音堂	平成4年1月24日		温出		
藤基神社社殿	昭和55年10月22日	三之町			
藤基神社社殿附属建造物	昭和55年10月22日	三之町			

表 3.2.58 (2) 事業実施想定区域及びその周囲における史跡、名勝及び天然記念物

項目	区分	種別	名称	指定年月日	所在地
胎内市 ※2	国指定 文化財	史跡	奥山荘城館遺跡	昭和 59 年 10 月 3 日	新発田市
			江上館跡	昭和 59 年 10 月 3 日	本郷町
			鳥坂城跡	昭和 59 年 10 月 3 日	羽黒
			倉田城跡	昭和 59 年 10 月 3 日	関沢
			野中石塔婆群	昭和 59 年 10 月 3 日	野中
			小鷹宮境内地	昭和 59 年 10 月 3 日	村松浜
			韋駄天然記念物山遺跡	平成 6 年 3 月 30 日	平木田
			黒川城跡	平成 6 年 3 月 30 日	下館
			蔵王権現遺跡	平成 6 年 3 月 30 日	蔵王
			臭水油坪	平成 6 年 3 月 30 日	塩谷
	坊城館跡	平成 18 年 1 月 26 日	西本町		
	古館館跡	平成 18 年 1 月 26 日	古館		
	登録有形文化財	野澤家住宅主屋	平成 19 年 5 月 15 日	荒井浜	
	建造物	乙宝寺三重塔附棟札一枚	大正 12 年 3 月 28 日	乙宝寺	
	県指定 文化財	建造物	弁天然記念物堂	昭和 30 年 2 月 9 日	乙宝寺
			熊野若宮神社宮殿附棟札一枚	昭和 52 年 3 月 31 日	東本町
			乙の八所神社宮殿	平成 5 年 3 月 30 日	乙宝寺
		天然記念物	黒川の八反榎	昭和 27 年 12 月 10 日	下館
			地本のミズバシヨウ群落	昭和 38 年 3 月 22 日	地本
	夏井の大波石		平成 22 年 3 月 23 日	夏井	
黒川のくそうず	平成 4 年 3 月 27 日	下館			
市指定 文化財	建造物	金刀比羅神社本殿	平成 5 年 7 月 1 日	村松浜	
	史跡	大沢遺跡	昭和 50 年 5 月 1 日	関沢	
		分谷地 A 遺跡	平成 14 年 2 月 27 日	熱田坂	
		天然記念物	一之堰の犬樺	昭和 46 年 12 月 1 日	下館
	鎌江の枝垂杉	昭和 46 年 12 月 1 日	鎌江		
	乙宝寺のオオバカシ	昭和 48 年 4 月 1 日	乙宝寺		
	じゅんさい池	昭和 50 年 4 月 3 日	栗木野新田		
	鼓岡の大杉	昭和 50 年 12 月 12 日	鼓岡		
	お不動様の大杉	昭和 50 年 12 月 12 日	下荒沢		
	馬頭観音の大権	昭和 50 年 12 月 12 日	下赤谷		
	榎(カヤ)	昭和 57 年 1 月 7 日	羽黒		
	きのとざくら	平成 1 年 8 月 1 日	乙宝寺		
	黒川の傘松根株	平成 5 年 8 月 25 日	下館		
	山王のミツガシワ	平成 8 年 4 月 1 日	山王		
	夏井の保谷池		夏井		
夏井の大樺	平成 22 年 4 月 20 日	夏井			

表 3.2.58 (3) 事業実施想定区域及びその周囲における史跡、名勝及び天然記念物

項目	区分	種別	名称	指定年月日	所在地
聖籠町※3	町指定文化財	史跡	旧枝神社境内地	昭和53年11月3日	次第浜字香-沢
			旧市川神社境内地	昭和53年11月3日	位守町
		天然記念物	値上がり松	昭和57年11月3日	次第浜
		有形文化財建造物	宝積院観音寺観音堂	昭和53年11月3日	諏訪山
			仁王門	昭和53年11月3日	諏訪山
			大野家表門	昭和53年11月3日	諏訪山
	絆己楼	昭和53年11月3日	諏訪山		
新発田市※4	国指定文化財	記念物	奥山荘城館遺跡金山城跡	昭和59年10月3日	新発田市金山ほか
		史跡	椽平サクラ樹林	昭和9年1月22日	貝屋
		重要文化財建造物	新発田城表門 附板札	昭和32年6月18日	大手町
			旧二の丸隅櫓 附棟札	昭和32年6月18日	大手町
			旧新発田藩足軽長屋	昭和44年12月18日	諏訪町
		記念物	旧新発田藩下屋敷(清水谷御殿)庭園	平成15年8月27日	大栄町
	名勝	および五十公野御茶屋庭園		五十公野	
	県指定文化財	天然記念物	貝屋のお葉附イチョウ樹	昭和31年3月23日	貝屋
		有形文化財建造物	市島家住宅	昭和37年3月29日	天王
	市指定文化財	有形文化財建造物	宝光寺山門 附棟札、山門絵図	昭和50年8月1日	宝光寺
			旧新発田藩石黒家住宅	平成11年8月18日	大栄町
			紫雲閣(旧白勢家観音堂)	平成23年12月7日	大栄町
			宝光寺経蔵	昭和50年8月1日	宝光寺
			菅谷寺本堂及び山門本堂、山門附本堂棟札、山門棟札、山門版木	平成27年4月3日	菅谷
			間藤家住宅主屋及び土蔵並びに門小屋、附主屋棟札、土蔵棟		
		記念物史跡	旧会津街道一里塚	昭和48年1月25日	
			新発田城跡	平成14年1月7日	大手町
			新発田藩主溝口家墓所	平成21年3月4日	大手町
			溝口勝政墓	平成22年12月2日	託明寺
			加治城跡	平成28年4月5日	宮内
天然記念物		滝沢のミズバシヨウ群落		滝沢	
		旧会津街道松並木		大槻	

資料：①「村上市の文化財産一覧」（令和4年4月1日現在）（村上市ホームページ）

②「胎内市の文化財産一覧」（平成23年1月1日現在）（胎内市ホームページ）

③「せいらまの文化財と昔ばなし」（平成23年10月発行）（聖籠町ホームページ）

④「新発田市指定文化財一覧」（令和3年7月現在）（新発田市ホームページ）

#### ⑨ 遺跡

新潟県の遺跡については、文化財指定の遺跡等も存在し、事業実施想定区域及びその周囲における遺跡は、表 3.2.59及び図 3.2.28に示すとおりである。

さらに遺跡に関しては、新潟県のホームページの中で、「新潟県の遺跡地図は、令和3年2月26日現在のもの、海中遺跡地図は平成30年9月1日現在のものになります。最新の情報が反映されていない可能性があるのでご注意ください。」「通常、遺跡は地下に埋蔵されているので、範囲は必ずしも確定的なものではありません。また、新たに発見される場合や範囲に変更がある場合もあります。詳細については、所在地の市町村教育委員会に必ずご確認ください。」と紹介されており、最新情報の入手、対象市町村での確認・協議を必要とする。

#### ⑩ 農用地

事業実施想定区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域及び農業地域の指定状況は、図 3.2.29に示すとおりである。事業実施想定区域は洋上のため、これらの地域を含まない。

#### ⑪ 海岸保全区域

事業実施想定区域の東側の海岸を含む村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町の海岸全域が「海岸法」（昭和31年法律101号）に基づく海岸保全区域に指定されている（図 3.2.30参照）。事業実施想定区域には指定がない。

表 3.2.59 (1) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
1	村上市 (1/4)	砂山	八日市字上ノ山	弥	遺物包含地
2		滝ノ前	岩ヶ崎	弥	集落跡
3		六枚橋下	岩船字腰巻	古墳	遺物包含地
4		宮ノ上	岩船字宮ノ上	古墳	集落跡
5		岩船大沢	岩船字大沢	古墳	遺物包含地
6		土門跡	岩船字門前	古代	遺物包含地
7		薬師山下	岩船字薬師山下	古代	遺物包含地
8		竹の花	岩船字十町歩	古代	遺物包含地
9		松木田	岩船字松木田	古代	遺物包含地
10		ハナレ山	岩船字宮ノ上	古代	遺物包含地
11		第一観音	岩船字寺山	古墳・古代	散布地
12		清水沢	岩船字長山	古墳	遺物包含地
13		はげ	岩船字ハゲ	古代	集落跡
14		三十刈	三日市字長峯	古代	集落跡
15		塚の越	瀬波字塚ノ越	平	遺物包含地
16		堂ノ下	岩船字堂ノ下	平	遺物包含地
17		二千刈	岩船字二千刈	古代	遺物包含地
18		榎清水	岩船字榎清水	古墳～奈	遺物包含地
19		三角点下	岩船字寺山	古墳	集落跡
20		磐舟浦田山古墳群 1号墳	瀬波温泉 3丁目	古墳	古墳
21		桜田	岩船腰巻	奈	遺物包含地
22		寺山	岩船字寺山	鎌	墳墓
23		大山祇社石仏	岩船三日市	南	石仏
24		岩船上町板碑	岩船上町	南	板碑
25		宝勝寺板碑群	八日市	南	板碑
26		弘願寺板碑群	八日市	南	板碑
27		諸上寺板碑群	岩船三日市	南	板碑
28		神力塚	八日市	室	塚
29		八坂神社跡	岩船字入道坂	不明	神社跡
30		石船神社	岩船字宮ノ上	不明	神社跡
31		岩ヶ崎の塚	岩ヶ崎字渡し上	不明	塚
32		観音寺裏	飯野西	縄	散布地
33		松山上野	松山字上野	中世	散布地
34		岩船弘願寺	八日市	中世	散布地
35		岩船上町	岩船上町	中世	散布地
36		岩船下大町	岩船下大町	中世	散布地
37		岩船三日市	岩船三日市	中世	散布地
38		押前	緑町 1丁目	不明	城館跡 (?)
39		野瀉上山	野瀉字上山	縄	散布地
40		カタギ山	野瀉字カタギ山	縄・古代	散布地
41	アケタ	野瀉字アケク	古代	散布地	
42	道ヶ崎	大月字道ヶ崎	縄	散布地	
43	坂ノ上甲	岩ヶ崎字坂ノ上	縄	散布地	
44	坂ノ上乙	岩ヶ崎字坂ノ上	縄	散布地	
45	滝ノ前東	羽下ヶ淵字源十郎平	縄・古代	散布地	
46	羽下ヶ淵上山	羽下ヶ淵字上山	縄・近世	散布地	
47	岩ヶ崎板碑	岩ヶ崎字宮ノ前	南	板碑	
48	海天寺の板碑	岩船三日市 (海天寺内)	不明	板碑	
49	磐舟浦田山古墳群 2号墳	瀬波温泉 3丁目	古墳	古墳	
50	名割	名割字高柳	平	遺物包含地	
51	田屋	坂町字野口	縄・平・中世	遺物包含地	
52	笹谷	坂町字笹谷	平	遺物包含地	
53	諏訪神社石仏	上鍛冶屋	南	石仏	
54	若宮八幡宮板碑	坂町	室	板碑	
55	松山板碑	佐々木字上野	室	板碑	
56	延命寺板碑	大津	室	板碑	
57	馬場館跡	金屋字宮分	室	城館跡	
58	大津館跡	大津字石喬	不明	城館跡	
59	上鍛冶屋	上鍛冶屋	不明	墳墓	
60	諏訪木	上鍛冶屋字諏訪木	不明	墳墓	

表 3.2.59 (2) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
61	村上市 (2/4)	金蔵寺の宝篋印塔	上鍛冶屋	室	石塔
62		延命寺の石仏	大津	南	石
63		笹谷南	坂町字笹谷	平	遺物包含地
64		堤下窯跡	坂町字堤下	平・室	生産遺跡
65		上鍛冶屋諏訪ノ木	上鍛冶屋字諏訪野木	不明	遺物包含地
66		向屋敷	下鍛冶屋字向屋敷	平・室	遺物包含地
67		大道端A	坂町字大道端	平・室	遺物包含地
68		大道端B	坂町字大道端	古代	遺物包含地
69		北田	切田字北田	古代	遺物包含地
70		宮林	坂町字宮林	古代	遺物包含地
71		坂町宮ノ腰A	坂町字宮ノ腰	古代	喜
72		坂町宮ノ腰B	坂町字宮ノ腰	縄・古代・室	集落跡
73		坂町宮ノ腰C	坂町字宮ノ腰	縄・古代・室	集落跡
74		坂町宮ノ腰D	大津字蓮池	縄・弥・古代・室	集落跡
75		高柳A	名割字高柳	古代	遺物包含地
76		高柳B	名割字高柳	古代	集落跡
77		野口	坂町字野口	古代	遺物包含地
78		名割宮ノ腰	名割字宮ノ腰	古代	遺物包含地
79		古谷地A	名割字古谷地	古代	遺物包含地
80		古谷地B	名割字古谷地	古墳・平	遺物包含地
81		前谷地	名割字前谷地	古代	遺物包含地
82		中倉諏訪木	大津字石橋	古代	遺物包含地
83		館ノ腰	中倉字館ノ腰	古代・南	遺物包含地
84		石橋A	大津字石橋	古代	集落跡
85		石橋B	大津字石橋	室	遺物包含地
86		宮分	金屋字宮分	平	遺物包含地
87		荒屋行塚	荒屋字行塚	古代	遺物包含地
88		古町	海老江字古町	縄・室	遺物包含地
89		屋敷添	海老江字屋敷添	奈・室	遺物包含地
90		春木山石仏A	春木山	南	石
91		春木山石仏B	春木山	南	石
92		赤井	金屋字赤井	平・中世	集落跡
93		鴨侍	金屋字鴨侍	平	集落跡
94		金屋小谷地	金屋字小谷地	平	遺物包含地
95		名割古谷地	名割字古谷地	平	遺物包含地
96		寺田	金屋字寺田	古代	遺物包含地
97		谷内	梨木字谷内	縄	遺物包含地
98		梨木城跡	梨木字元山	安	城館跡
99		春木山	春木山字山田	縄・中世・近世	集落跡・城館跡・塚群
100		元山窯跡群	梨木字元山	平・中世	生産遺跡
101		田島	大津字田島	平	集落跡
102		桜林	金屋字桜林	縄・弥・古代・室・近世	集落跡
103		中曾根	金屋字中曾根	縄・弥・古墳・古代・室・近世	集落跡
104		神上り	平林字向山	縄	遺物包含地
105		七湊山崎	七湊字西山	縄	遺物包含地
106		大野地	新飯田字大野地	弥	遺物包含地
107		持体	松沢字持体	平	遺物包含地
108		在ヶ付	北新保字野地元	平	遺物包含地
109		今宿宮の前	今宿字鍋作	平	遺物包含地
110		家の越	新飯田字沢田	平	遺物包含地
111		宮の越	新飯田字宮ノ越	平	散布地
112		向山	平林字向山	平	遺物包含地
113		北新保屋敷添	北新保字屋敷添	平	遺物包含地
114		七ツ塚	七湊字堂ヶ沢	鎌	墳墓
115		小丸山	平林字小丸山	鎌	墳墓
116		大智院板碑群	宿田	鎌・南	板碑
117		福巖寺板碑群	牧目	鎌・南	板碑
118		薬師堂石造物群	九日市字堂野腰	鎌	石造物
119		日吉神社石仏	牛屋	南	石仏
120		地藏堂板碑	北新保	南	板碑

表 3.2.59 (3) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
121	村上市 (3/4)	密蔵院板碑群	牧目	南	板碑
122		葛籠山板碑	葛籠山	南	板碑
123		千眼寺板碑群	平林	南	板碑
124		応庵寺板碑群	福田	南・室	板碑
125		正樹院屋敷	北新保字正樹院屋敷	室	寺院跡
126		中沢	牧目字中沢	室	遺物包含地
127		輪の内	高御堂字堂の前	室	遺物包含地
128		下谷地西	松沢字下谷地	室	遺物包含地
129		道祖神塚石造物群	七湊	室	石造物
130		牧目館跡	牧目字館野内	室	城館跡・遺物包含地
131		牛屋館跡	牛屋字下川原	室	城館跡
132		砂山五輪塔	北新保字砂山	室	石塔
133		円福寺石造物群	塩谷	室	板碑・石仏
134		宿田城跡	平林字向山	室	城館跡
135		志田平	志田平	縄	遺物包含地
136		南田中板碑群	南田中	室	板碑
137		長松	長松	縄・古代	遺物包含地
138		長松石仏	長松	不明	石仏
139		衣田	宿田字衣田	縄・古墳・古代	遺物包含地
140		道上	宿田字道上	平	遺物包含地
141		雪車田	今宿字雪車田	弥・平	遺物包含地
142		奉行松	飯岡字奉行松	平・中世・近世	遺物包含地
143		中部	牛屋字中部	平・中世	遺物包含地
144		渡古屋敷	塩谷字渡古屋敷	平	遺物包含地
145		長三郎山	塩谷字長三郎山	鎌	古銭出上地
146		十日市	福田字十日市	鎌	遺物包含地
147		西部	牛屋字西部	平・中世	生産遺跡
148		家ノ後	宿田字家ノ後	平	遺物包含地
149		道上東	宿田字道上	室	遺物包含地
150		板越	南田中字板越	平	遺物包含地
151		川崎 1	南田中字川崎	平	遺物包含地
152		川崎 2	南田中字川崎	平	遺物包含地
153		水下 4	南田中字水下	南	遺物包含地
154		水下 3	南田中字水下	平	遺物包含地
155	水下 1	南田中字水下	南	遺物包含地	
156	水下 2	南田中字水下	中世	遺物包含地	
157	田屋道	九日市字堂田	古代・中世	集落跡	
158	宮ノ下	渦端字宮ノ下	中世	遺物包含地	
159	永田	七湊字永田	平	遺物包含地	
160	七湊宮ノ前	七湊字宮ノ前	平	遺物包含地	
161	道印田	七湊字道印田	平	遺物包含地	
162	六百地	七湊字六百地	平	遺物包含地	
163	七湊大沢	七湊字大沢	縄	遺物包含地	
164	薬師沢	七湊字薬師沢	平	遺物包含地	
165	七湊屋敷添	七湊字屋敷添	平	遺物包含地	
166	明齊田	下助淵字明齊田	平・中世	遺物包含地	
167	飯岡赤谷 A	飯岡字赤谷	縄	遺物包含地	
168	黒田 B	宿田字黒田	縄・平	遺物包含地	
169	砂山 I	北新保字砂山	古代	遺物包含地	
170	砂山 II	北新保字砂山	平	遺物包含地	
171	砂山 III	北新保字砂山	平	遺物包含地	
172	砂山 IV	北新保字砂山	平	遺物包含地	
173	砂山 VII	牧目字砂山	平	遺物包含地	
174	大池 II	北新保字砂山	平	遺物包含地	
175	大池 III	北新保字砂山	平	遺物包含地	
176	在ヶ付 II	南田中字在ヶ付	平・中世	遺物包含地	
177	在ヶ付 III	南田中字在ヶ付	弥・古代	遺物包含地	
178	福田伝古銭出土地	福田字十日市	鎌	墳墓・遺物包含地	
179	上ノ山	七湊字上ノ山	縄	遺物包含地	
180	大沢 II	七湊字大沢	縄	散布地	

表 3.2.59 (4) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
181	村上市 (4/4)	千眼寺跡	平林字門前	中世・近世	寺院跡
182		平林町屋	平林字東側・西側	中世・近世	集落跡
183		堂田	九日市字堂田	中世	遺物包含地
184		水尻	下助淵字水尻	古墳	遺物包含地
185		中部北	牛屋字中部	縄・弥・平	遺物包含地
186		窪田	南田中字窪田	平・中世・近世	集落跡
187		松蔭東	牧目字松蔭	古代・中世	集落跡
188		家ノ前	下助淵字山元他	縄・平・室	遺物包含地
189		寺屋敷	大須戸字寺屋敷	縄	遺物包含地
190		宮ノ上	新屋字宮ノ上	縄	遺物包含地
191		道下	北大平字道下	縄	遺物包含地
192		牛屋法徳寺板碑群	牛屋	中世	板碑
193		長松石造物群	長松	中世	石造物
194		南田中石仏	南田中	中世?	石仏
195		牧目円秀坊石造物群	牧目	中世	石造物
196		七湊海置場	七湊	古代・中世	遺物包含地
197	胎内市 (1/4)	大沢	関沢字山之内	縄	遺物包含地
198		金堀沢	羽黒字仁谷野	縄	遺物包含地
199		極楽寺	羽黒字極楽寺	縄～弥・室	遺物包含地
200		仁谷野	羽黒字仁谷野（舞台）	縄～弥	遺物包含地
201		韋駄天山	平木田字野付	縄	遺物包含地
202		二軒茶屋	船戸（二軒茶屋）	縄	遺物包含地
203		乙	乙字泉田	弥	遺物包含地
204		乙宝寺塔心礎	乙字中野	奈	塔心礎
205		乙宝寺	乙字中野	平・室	遺物包含地
206		城山	乙字大日裏	弥・平	遺物包含地
207		中倉	中倉字築地原	不明	遺物包含地
208		大桜峠	船戸	平・室	遺物包含地
209		上相子	乙字大野地	平	遺物包含地
210		城の山古墳	大塚	古墳（前期）	古墳
211		西条石造遺物群	西条字清水田	南・室	石仏・石塔
212		赤川石仏群	赤川字塚田	鎌～南	石仏
213		地藏堂石造遺物群	西栄町	南	石仏・板碑
214		大川町石造遺物群	大川町	鎌・室	板碑・石塔
215		神子沢板碑	長橋字神子沢	鎌～南	板碑
216		乙宝寺石造遺物群	乙字中野	鎌～南	板碑・石仏・石塔
217		広蔵寺石造遺物群	西栄町	鎌・南	板碑・石仏
218		大総寺石造遺物群	西条町	鎌・南・室	板碑・石仏・石塔
219		鷲麻神社石造遺物群	本郷町	鎌・南	板碑・石仏
220		七十刈板碑	関沢字七十刈	鎌	板碑
221		関沢板碑群	関沢	鎌	板碑
222		徳岩寺石仏	羽黒字山口	南	石仏
223		庚申塚石造遺物群	羽黒字宮添	南	石仏・板碑
224		観音堂石仏群	表町	南	石仏
225		快蔵院石仏	東本町	南	石仏
226		円通庵石仏	村松浜	南	石仏
227		長橋石造遺物群	長橋字川端	南	板碑・石仏
228		大輪寺石造遺物群	東本町	鎌～南	板碑・石仏・石塔
229		野中板碑群	野中字石仏	南	板碑
230		羽黒地藏堂石造遺物群	羽黒字宮下	鎌～南	板碑・石仏・石塔
231		生ほとけ石造遺物群	赤川字温川	南	板碑・石仏
232		江上館板碑	本郷町（江上館）	南	板碑
233		築地観音堂板碑	築地字西裏	南	板碑
234		神前寺石造遺物群	赤川	南・室	板碑・石塔
235	熊野若宮神社板碑	東本町	南	板碑	
236	六体地藏石造遺物群	本郷町	鎌～南	板碑・石仏	
237	草野板碑	草野字大工谷地	南	板碑	
238	船戸諏訪神社板碑	船戸	南	板碑	
239	七所神社板碑群	長橋字笹ヶ崎	南	板碑	
240	堀切	北成田字河竹島	鎌	遺物包含地	

表 3.2.59 (5) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
241	胎内市 (2/4)	韋駄天山墳墓	平木田字野付	室	その他の墓
242		柴橋庵石造遺物群	柴橋字家野腰	室・南	板碑・石仏・石塔
243		築地墨書石	築地字裏山	室	墨書塔婆
244		市ノ沢城跡	関沢字市ノ沢	不明	城館跡
245		山居寺城跡	飯角字大沢	室	城館跡
246		石原館跡	東本町	不明	城館跡
247		江上館跡	本郷町	室	城館跡
248		羽黒館跡	羽黒字山口	室	城館跡
249		長橋館跡	長橋字笹ヶ崎	不明	城館跡
250		柴橋館跡	柴橋字館野内	不明	城館跡
251		古館館跡	古館道上	室	城館跡
252		新館館跡	新館字家野腰	不明	城館跡
253		築地館跡	築地字くね廻り	不明	城館跡
254		関沢館跡	関沢字揚ヶ	不明	城館跡
255		西川内石塔	西川内	室	石塔
256		雨窪	飯角字雨窪	縄	遺物包含地
257		桜田	関沢字桜田	縄	遺物包含地
258		七の割	苔実字七の割	縄	遺物包含地
259		一の割	苔実字一の割	弥	遺物包含地
260		地藏堂	乙字宮原	平	遺物包含地
261		ニツ山	乙字大日裏	平	遺物包含地
262		中島	大出字中島	平	遺物包含地
263		富岡	富岡蟹原	古墳	遺物包含地
264		宮ノ入	羽黒字宮ノ入	平	遺物包含地
265		大坪	山王字蔵地	縄・古墳・古代・中世	遺物包含地
266		家の浦	山王字家の浦	平	遺物包含地
267		くね廻り	築地字くね廻り	平	遺物包含地
268		乙宝寺墨書石	乙字中野	室	経石・墨書石
269		永徳寺石塔群	山屋	南～室	石塔
270		山野神社石塔群	山屋	室	石塔
271	本郷上河原石塔	本郷字上河原	室	石塔	
272	北本町石塔群	北本町	室	石塔	
273	本町石塔群	本町	室	石塔	
274	小舟戸石仏	小舟戸字家野浦	室	石仏	
275	仁谷野墨書石	羽黒字仁谷野	不明	経石	
276	草野	赤川字金作	不明	遺物包含地	
277	赤川石塔	赤川字塚田	不明	石塔	
278	乙城跡	乙字城野山	不明	城館跡	
279	下赤谷城跡	羽黒	不明	城館跡	
280	鳥坂城跡	羽黒字宮の入他	中世	城館跡	
281	雨窪城跡	飯角字雨窪他	不明	城館跡	
282	高つむり城跡	関沢字大沢	中世	城館跡	
283	倉田城跡	関沢字倉田	不明	城館跡	
284	大日堂石仏	羽黒字宮野入	鎌・室	石仏	
285	経塚石仏	築地	南	石仏	
286	本宮寺石塔	大川町	室	石塔	
287	熊野若宮神社宝篋印塔	東本町	室	石塔	
288	菅田石塔A	菅田	室	石塔	
289	菅田石塔B	菅田	室	石塔	
290	蔽島神社石塔	地本字前田	室	石塔	
291	高畑城跡	関沢字関沢山	中世	城館跡	
292	西裏	築地字西裏	平	遺物包含地	
293	竹の花	築地字竹の花	平～中世	遺物包含地	
294	東本町	東本町	中世	遺物包含地	
295	高伝坂	長橋字高伝坂	平～中世	遺物包含地	
296	中ノ沢	関沢字中ノ沢	縄	遺物包含地	
297	蟹沢北	船戸	古代	生産遺跡	
298	極楽寺伝承地	羽黒字極楽寺	中世	社寺跡	
299	極楽寺関連	羽黒字極楽寺	中世	社寺跡	
300	半山館	半山	中世	城館跡	

表 3.2.59 (6) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
301	胎内市 (3/4)	堂ノ前	関沢字堂ノ前	中世	遺物包含地
302		道西	関沢字道西	奈・中世	遺物包含地
303		長橋館北	長橋下	中世	遺物包含地
304		石仏	野中	中世	遺物包含地
305		下町・坊城	西本町	中世	遺物包含地
306		大江添	本郷町	中世	遺物包含地
307		築地館北	築地字竹の花	奈・中世	遺物包含地
308		宮崎	宮川字宮崎	古代	遺物包含地
309		四ツ持	宮川字兵の衛	古代	遺物包含地
310		兵衛	宮川字四ツ持	古代	遺物包含地
311		宮川	宮川	古代	遺物包含地
312		古館館東	古館館野本	中世	遺物包含地
313		関沢越	飯角	縄	遺物包含地
314		倉田越	飯角	中世	遺物包含地
315		飯角竹ノ花	飯角	中世	遺物包含地
316		半山廃寺	半山	中世	社寺跡
317		関沢廃寺	関沢	中世	社寺跡
318		乙宝寺経塚	乙	近世	経塚
319		築地館東	築地	平・中世	遺物包含地
320		下原	村松浜	古代	製塩跡
321		寺前	赤川	平	遺物包含地
322		下名倉	本郷	古代・中世	遺物包含地
323		屋敷	東川内	平	遺物包含地
324		野付	柴橋	古墳・平・中世	遺物包含地
325		天野	塩津	古墳・平・中世	遺物包含地
326		中曽根	西川内	古代	遺物包含地
327		段袋	八田	古代	遺物包含地
328		船戸川崎	城塚	古墳・古代	集落跡
329		堂前	下高田	平・中世	遺物包含地
330		船戸桜田	船戸字桜田	平	遺物包含地
331		大塚	大塚	古墳・古代・中世	集落跡
332		築地原	中倉	平	遺物包含地
333		福田	弥彦岡字福田	古墳・平・中世	遺物包含地
334		升川	船戸	弥・中世	遺物包含地
335		蔵ノ坪	船戸字蔵ノ坪	平	集落跡
336		駒込	西本町	古代・中世	遺物包含地
337	西川内南	西川内字中曽根	古墳・古代	遺物包含地	
338	西川内北	西川内字家ノ浦	古墳・古代	遺物包含地	
339	反眞目	築地字反眞目	古墳・古代	遺物包含地	
340	一杯田	赤川字一杯田	古墳	遺物包含地	
341	沢田	赤川字沢田	平	遺物包含地	
342	六斗蒔	築地字六斗蒔	古墳・古代	集落跡	
343	野地	八幡字野地	縄	集落跡	
344	道下	古館字道下	縄	集落跡	
345	屋塚	大出字屋塚	縄	集落跡	
346	江添	大出字江添	縄	遺物包含地	
347	土居下	塩津字土居下	古墳	集落跡	
348	寺前東	赤川	鎌	遺物包含地	
349	新林	坂井字新林	旧	遺物包含地	
350	太田野	太田野原	縄	遺物包含地	
351	石田	坂井字南又	縄	遺物包含地	
352	との浦	下館字山口	縄	遺物包含地	
353	コクゾウ様	坂井字中沢	縄	遺物包含地	
354	先納沢	坂井字先納沢	縄	遺物包含地	
355	寺屋敷	坂井字中沢	縄	遺物包含地	
356	中沢	坂井字中沢	縄	遺物包含地	
357	松山窯跡	塩沢字前山	平	須恵窯跡	
358	増慶院石仏	下館字坪頭	南	石仏	
359	庵寺板碑	坂井字南小国谷	南	板碑	
360	下館板碑	下館字坪頭	南	板碑	

表 3.2.59 (7) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別	
361	胎内市 (4/4)	道下経塚	坪穴字道下	室	経塚	
362		水上経塚	鼓岡字水上	室	経塚	
363		蔵王権現経塚	蔵王字経塚	室	経塚	
364		古銭塚	赤谷字野の下	室	塚	
365		黒川城跡	下館字浦山	不明	城館跡	
366		黒川氏城館遺跡群	下館字坪頭	縄・鎌・室～戦	城館跡	
367		東牧寺石仏	東牧字坂下	鎌～南	石仏	
368		坪頭	下館字坪頭	縄	遺物包含地	
369		アミダ平	下館字アミダ平	縄	遺物包含地	
370		切田	近江新字切田	古代～中世	遺物包含地	
371		大乘院石造遺物群	鼓岡字水上	南	板碑・石塔	
372		坂井道石塔	鼓岡	室	石塔	
373		内山城跡	蔵王字内山	中世	城館跡	
374		赤坂山城跡	下館字山口	中世	城館跡	
375		山伏峯城跡	下赤谷シッサキ・鼓岡字トヤノ沢・字深沢	室	城館跡	
376		坂井城跡	坂井字先納沢	不明	城館跡	
377		寺前南	赤川	平	遺物包含地	
378		籠木口キ山古墳	大塚	古墳(前期)	古墳	
379		村松浜	村松浜	古代	生産遺跡	
380		中沢城跡	坂井字中沢	戦	城館跡	
381		大野A	上城塚	平	遺物包含地	
382		青田	宮川字五ノ割	縄・平	集落跡	
383		寺裏	東本町	古代・中世	散布地	
384		十二天板碑	十二天	南	石造物	
385		黒川藩柳沢家陣屋御殿跡	胎内市黒川	近世	陣屋・屋敷跡	
386		加賀新宮の越	胎内市西本町	中世	遺物包含地	
387		城楽寺	胎内市西本町	中世	遺物包含地	
388		聖籠町	道下	蓮湯字道下	平	遺物包含地
389		新発田市 (1/2)	石田	上石川字石田	縄	集落跡
390			江添	中川字江添甲	旧・縄	散布地
391			中島	中々山字中島	縄	散布地
392			沢田	八幡字館ノ前	古代・中世	遺物包含地
393			高つむり城跡	上荒沢	中世	城館跡
394			大坪	三ッ樹字大坪、字境田	古代・中世	散布地
395			屋塚	下中ノ目字屋塚	古代	散布地
396			尖山	古田字口割	縄・弥・古代	散布地
397			真中	真中字上割	古代	散布地
398	稲荷岡A		稲荷岡字真野原	古代	散布地	
399	浜山経塚		藤塚浜字大山辺	中世	塚	
400	稲荷岡B		稲荷岡字真野原	古代	散布地	
401	粒山		稲荷岡字大粒山	弥・古墳・古代	散布地	
402	下中沢		下中沢字上割	古代	散布地	
403	真中中割C		富島字大割、真中字上割	古代	散布地	
404	真中中割A		真中字中割	古代	散布地	
405	真中中割B		真中字中割	古代	散布地	
406	稲荷岡C		下中沢	古代	散布地	
407	葉塚山		藤塚浜字葉塚山	古代	遺物包含地	
408	貝屋B		貝屋	縄・中世	散布地	
409	貝屋A		貝屋	旧・縄・弥・古代・中世	遺物包含地	
410	大椽		小国谷	縄	散布地	
411	下坂町		下坂町	古代	散布地	
412	小国谷宮ノ下		小国谷	古代	遺物包含地	
413	下小中山		下小中山	古代	散布地	
414	下小中山窯跡		下小中山	古代	生産遺跡	
415	貝屋窯跡		貝屋	古代	生産遺跡	
416	法蔵寺石造物群		貝屋	中世	石仏・石塔・板碑	
417	貝屋石仏		貝屋(所在不明)	中世	石仏	
418	貝屋板碑		貝屋	中世	板碑	
419	桜ヶ丘団地板碑		下小中山	中世	板碑	
420	下坂町石仏		下坂町	中世	石仏・石塔	

表 3.2.59 (8) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
421	新発田市 (2/2)	下小中山石仏	下小中山	中世	石仏
422		貝屋C	貝屋	古代・中世	散布地
423		小国谷城跡	小国谷	中世	城館跡
424		ヤソ山館跡	貝屋	中世	城館跡
425		坂町館跡	下坂町	古墳・中世	城館跡
426		草江沢	小国谷	縄	散布地
427		大野A	大野	古代	遺物包含地
428		大野B	大野	平	遺物包含地
429		下坂町堤沢石仏	下坂町	中世	石仏
430		金沢神明社石仏	下坂町	中世	石仏
431		下坂町石塔	下坂町	中世	石塔
432		向山の板碑	小国谷	中世	板碑
433		村南の板碑	貝屋	中世	板碑
434		青田	金塚	縄・弥・古墳・古代・中世	集落跡
435		居掛	金塚	古代	散布地
436		古峯山下道石仏群	下坂町	中世	石仏
437		高畑城跡	小国谷	縄文・中世	城館跡
438		船戸川崎	大野	古墳・古代	集落跡
439		貝屋村西	貝屋	縄・古代	遺物包含地
440		下小中山諏訪神社石塔	下小中山	中世	石塔
441	貝屋墓地石塔群	貝屋	中世	石造物	
442	蟹沢	金沢	縄・古墳・中世	遺物包含地	

【一覧表「時代」凡例】

一覧表のスペースの関係で、各包蔵地の「時代」は以下のように省略している場合があります。

旧：旧石器時代 縄：縄文時代 弥：弥生時代

古：古墳時代 平：平安時代 中：中世

鎌：鎌倉時代 室：室町時代 南：南北朝時代

戦：戦国時代 安：安土桃山時代

資料：「新潟県埋蔵文化財調査事業団 発掘調査報告書」（令和4年4月閲覧）

「令和3年度（公財）新潟県埋蔵文化財調査事業団 発掘調査遺跡一覧」（令和4年4月閲覧）

「埋文にいがた 第100号 そこは遺跡です!発掘調査した遺跡の今」（平成29年10月31日発行）（令和4年4月 抜粋）

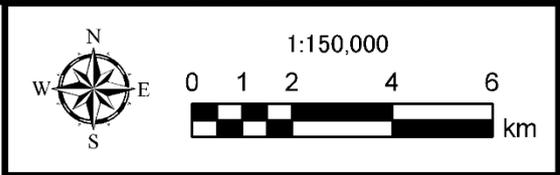
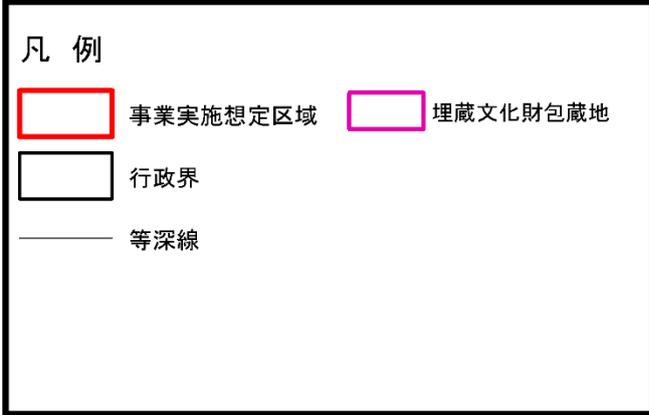
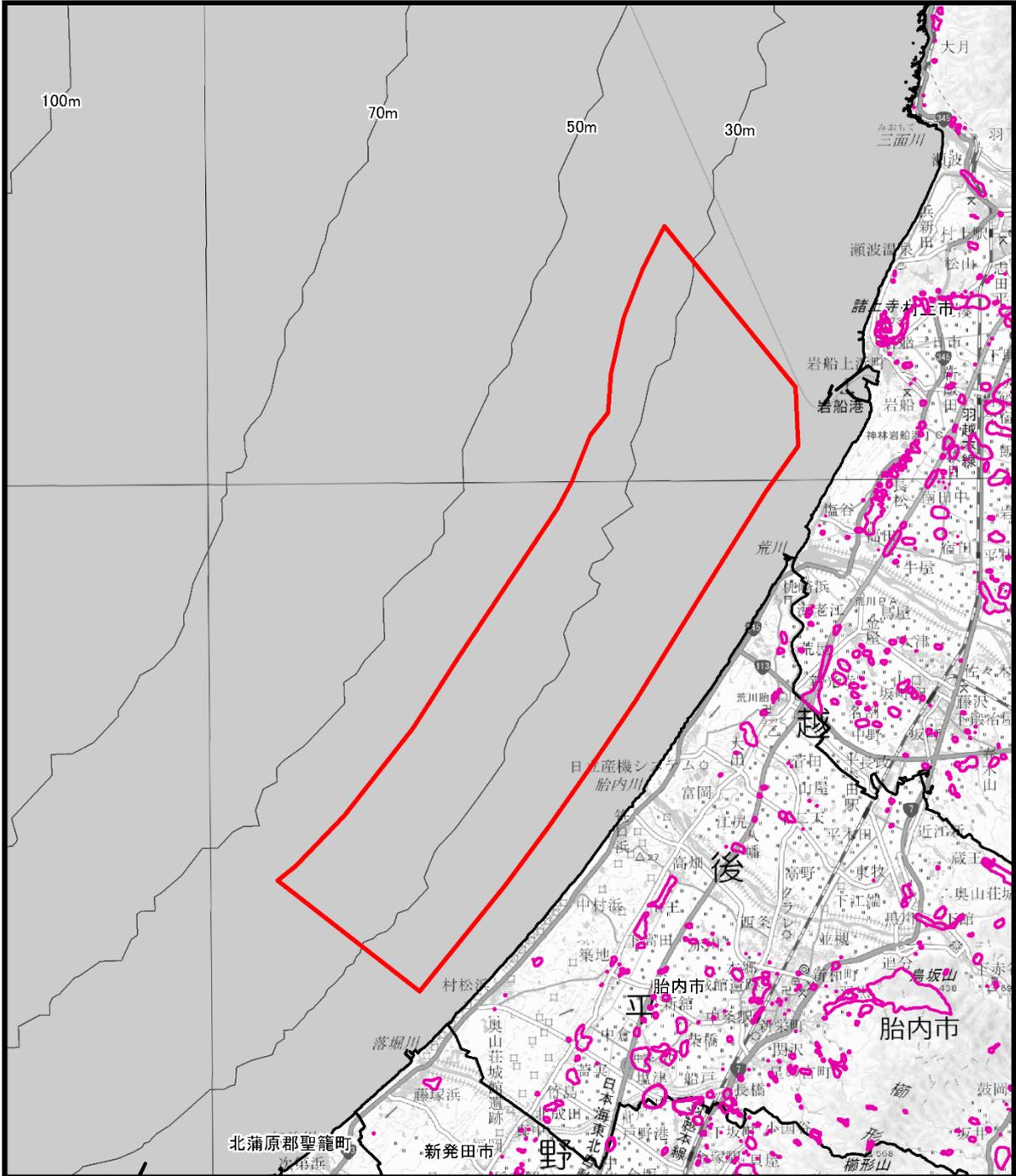
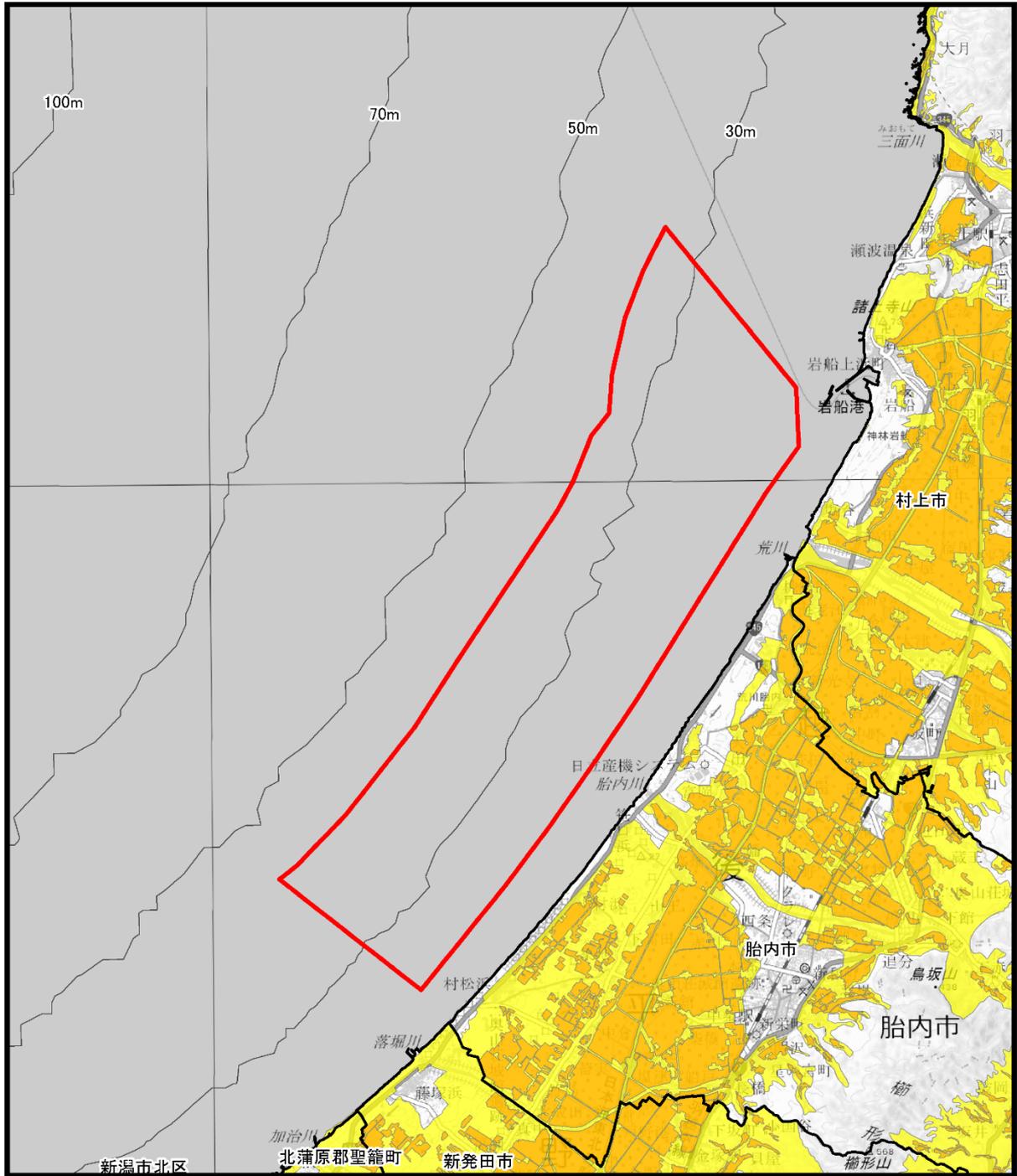


図 3.2.28 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡位置図

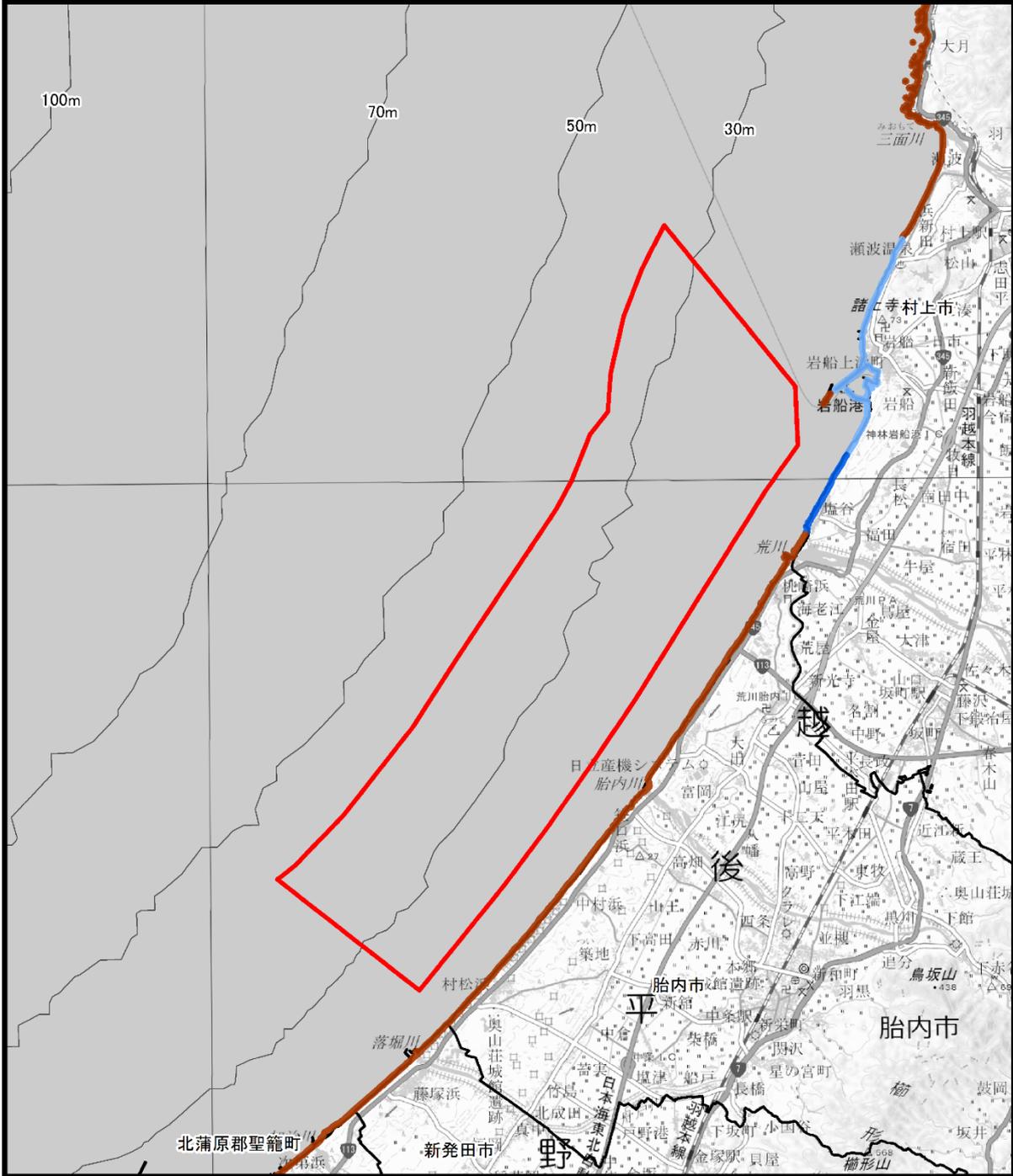


凡例

- |   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
|  | 行政界      |  | 農用地区域 |
|  | 事業実施想定区域 |  | 農業地域  |
|  | 等深線      |   |       |



図 3.2.29 農用地区域の指定状況



<b>凡例</b>  事業実施想定区域  行政界  等深線		<b>所管</b>  河川局  港湾局  新潟県		 N W E S	1:150,000  0 1 2 4 6 km
<b>図 3.2.30 海岸保全区域の指定状況</b>					